

陳情項目と参考資料

1. 陳情書	1
2. アンケート	8
3. 要請項目のポイント	29
4. 自治体キャラバン要請から見える市町村の姿	71
5. 介護保障に関する資料	72
①各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数	72
②介護保険料と保険料段階数／国が示す保険料段階の倍率・対象者・所得基準	74
③第9期介護保険料段階と倍率と所得金額	76
④介護保険繰越金・基金・「繰越金＋基金」合計・1人当金額	78
⑤介護保険利用料等の低所得者減免実施市町村一覧	79
⑥特別養護老人ホームの待機者数	80
⑦加齢性難聴者の補聴器購入助成実施状況	82
⑧介護認定者等への障害者控除認定書の発行状況	83
6. 国保に関する資料	84
①国保料(税)(所得割・均等割・平等割)一覧	84
②国保料(税)改定結果と1人当たり「繰越金＋基金」・「法定外繰入」	85
③モデルケース別の国保料(税)一覧	86
④国保料(税)の低所得世帯等の減免制度実施状況	87
⑤国保料(税)の収入減の減免制度実施状況	89
⑥国保の滞納者差押え状況	90
⑦国保資格証明書・特別療養費・留め置き・未交付世帯数等の実態	92
7. 生活保護に関する資料	93
①生活保護の相談・申請・開始件数・利用世帯数・利用人数	93
②生活保護担当職員数および担当世帯数等	94
③高齢者施設のみなさんにお問い合わせ	95
8. 福祉医療制度に関する資料	96
①子ども医療費助成制度の実施状況	96
②精神障害者医療費助成制度の実施状況	98
9. 子どもの権利保障に関する資料	99
①就学援助の対象基準・所得基準額・申請等	99
②就学援助の支給項目	101
③学校給食費への自治体独自補助・減免措置	102
④保育施設等給食費への自治体独自補助	103
⑤育休退園の状況	104
10. 障害者・児に関する資料	105
11. 予防接種に関する資料	106
12. 健診・検診に関する資料	109
13. 国および愛知県への意見書(案)	110
14. 東京都にあつて愛知県にない都道府県の補助	117
15. 要望事項の実施状況チェックシート	118
16. 愛知自治体キャラバンコース表	119
17. 愛知自治体キャラバンとは？ 要望事項を実施した市町村割合の推移	120

2026年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、すべての自治体で30分前に会場1階ロビーにお集まりください。

キャラバン参加者のみなさんへ

1. 参加者受付名簿 … 「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
2. 独自の陳情書 … 各団体独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
3. 「感想用紙」 … 懇談終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXをお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

団長・事務局長のみなさんへ

1. 参加者への依頼
 - ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入し、参加者に名前・団体名記入を依頼してください。
 - ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。
2. 陳情書と請願書の取扱い
 - ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
 - ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
 - ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P119 参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。請願書の場合は、紹介議員となっていていただく共産党議員に手渡ししてください。なお、昨年と異なる提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。
3. 配布資料
 - ①当日の配布資料(冊子)は、当局(議会)と要請団参加者との共通資料です。
 - ②自治体からの文書回答・アンケート回答は、市町村ごとに要請団参加者に配布してください。
4. 懇談の留意点
 - ①懇談の時間は1時間(愛知県・名古屋市は120分、一宮市・稲沢市・瀬戸市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市・東三河広域連合は90分)です。
 - ②自己紹介は少人数の場合に限ってください。発言する前に、名前・団体名を名乗ってから発言するようにしてください。
 - ③文書回答・アンケート回答があることを前提に、最初から懇談に入ってください。
5. 資料などのとりまとめ
 - ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
 - ②各自治体別の回収袋: 1)自治体側の出席者名簿、2)記録用紙、3)提出を求めた資料(懇談当日に配布された場合)
 - ③1日分まとめた回収袋: 1)受付名簿、2)参加者感想用紙

自治体当局・議会関係者のみなさんへ

1. 当日の出席者名簿
 - ①事前にご依頼した、当日出席者のお名前と役職名の名簿を、お渡しください。

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1) 介護保険料・利用料など

- ① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
- ③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④ 介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。
- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。
- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。
- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。
- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。
- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。
- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。
- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。
- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。
- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。
- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。
- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。
- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないように、すべての生活保護世帯に対して自治体

としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、

専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(2) 就学援助制度の拡充

- ① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
- ② クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。
- ③ 申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

★(3) 義務教育無償化

- ① 小中学校の給食費を無償にしてください。
- ② 教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

★(4) 就学前教育・保育施設等の給食について

- ① 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。
- ② 就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

★(5) 子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ① 保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。
- ② 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。
- ③ 保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。
- ④ こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

6. 障害者・児施策

- ① 自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

★② どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
- 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

★③ どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。
- ④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。
- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。
- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。
- 3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。
- ⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。
- ⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

7. 予防接種

- ★① 高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。
- ★② 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

8. 健診・検診

- ★① 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。
- ★② 5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。
- ③ 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ④ 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

9. 地域の保健・医療

- ① 公立病院の経営形態を維持してください。
- ② 自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ② マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④ 介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
- ⑤ 介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上

貴自治体名()

懇談日時 月 日() 午前・午後 時 分～ 時 分

懇談会場 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2026年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 介護給付費準備基金・繰越金等

- ① 第10期介護保険事業計画の策定において、保険料(第1号被保険者)上昇を抑えるための介護給付費準備基金活用の見込みについてご記入ください。

2026年度末の準備基金残高 (見込み) (A)	第10期保険料にあてて取り 崩す準備基金(見込み) (B)	取り崩し割合 $(B)/(A)$ (小数点第1位まで)
円	円	%
円	円	%

② 次年度繰越金・準備基金保有高

質問項目	2023年度末	2024年度末	2025年度末
第1号被保険者数 (A)	人	人	人
次年度決算繰越金 (B)	円	円	円
1人当たり繰越金 $(B)/(A)$	円	円	円
年度末準備基金保有額 (C)	円	円	円
繰越金+基金保有額(D)	円	円	円
1人当たり「繰越金+基金保有額」 (D)/(A)	円	円	円

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2025年4月以降の変更は ()ある ()ない

① 低所得者への保険料減免制度

- 1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。
()ある ()ない
- 2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2026年4月1日現在)
・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- ・保険料の全額免除はありますか。 ()ない ()ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ()ない ()ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある
- ・申請は必要ですか。 ()必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2024年度	2025年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

② 収入減少を理由にした保険料減免制度

- 1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。
()ある ()ない
- 2) ある場合、2026年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2024年度	2025年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2024年度	2025年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数		
	保険料滞納者延べ件数		
保険給付の制限	償還払い人数		
	保険給付の一時差し止め人数		
	3割負担人数		
財産差押え	差押え実人数		
	差押え件数合計		

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2025年4月以降の変更は () がある () はない

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

() がある → 実施年月() 年() 月 () はない

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2026年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2) 訪問介護利用料の助成割合 ()

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()

4) 施設サービス利用料の助成割合 ()

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () はない () がある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③ 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2024年度	2025年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 介護保険施設への独自支援制度、認知症グループホーム入所者等への食費・居住費の助成制度

① 介護保険施設への独自支援制度、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度に変更がありますか。

() 変更がある () 変更はない

② 変更がある場合、その内容をご記入ください。(2026年4月1日現在)

--

(6) 総合事業

① 総合事業の「事業対象者数」をご記入ください。 () 人

② 総合事業の事業所数・利用人数・報酬基本単位をご記入ください。

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2026年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数		報酬基本単位	
	2025年	2026年	2025年	2026年	2025年 (月・回)	2026年 (月・回)
現行の訪問介護 相当の訪問介護					()	()
生活支援型訪問A (緩和した基準)					()	()
現行の通所介護 相当の通所介護					()	()
通所型サービスA (緩和した基準)					()	()
通所型サービスC (短期集中予防)					()	()

(7) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。()人()年()月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

()把握している → 入所者数()人 待機者数()人 ()年()月現在)
()把握していない

③特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

()行政区内の施設から情報を定期的に得ている

()当該施設に任せており、対応はしていない

(8) 施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第9期(～2026年度)		2025年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	()	()	()	()	()	()
介護老人保健施設	()	()	()	()	()	()
認知症グループホーム	()	()	()	()	()	()
特定施設入居者生活介護事業所	()	()	()	()	()	()

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2026年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅		
住宅型有料老人ホーム		

(9) 介護施設の夜勤形態について

①介護施設の夜勤形態について把握をしていますか。

()把握している ()把握していない

②職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム					
介護老人保健施設					
グループホーム					
小規模多機能					
看護小規模多機能					
短期入所					

③上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロアー・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含みます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
グループホーム				
小規模多機能				
看護小規模多機能				
短期入所				

(10) 次期(第10期)介護保険事業計画策定委員会

- ①計画策定委員会の公開 ()公開する ()公開しない ()未定
→公開する場合、当日の委員会の傍聴は ()できる 人 ()できない
- ②計画策定委員の公募枠 ()ある → 公募枠()人 ()ない ()未定
- ③計画策定業務の一部委託をしていますか。
()している →委託先名()
()していない

(11) 高齢者福祉施策

- ①加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか。すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

()予定がある ()年 ()月から ()検討中 ()予定がない
()実施中

事業名	対象者	助成額	2025年度助成実績	
			人数	金額
			人	円

- ②加齢性難聴の検診制度がありますか。ある場合は、実施内容をご記入ください。

()ある ()ない

--

- ③高齢者の外出支援施策について、該当項目に○印を付してください。

- 1)地域巡回バス ()ある ()ない ()検討中
2)高齢者タクシー代助成 ()ある ()ない ()検討中
3)その他の移動支援がありますか。ある場合または検討中の場合は、実施内容をご記入ください。
()ある ()ない ()検討中

--

- 4)地域公共交通会議は設置されていますか。

()設置している ()設置していない ()設置予定がある

(12) 認知症関係

- ①「市町村認知症施策推進計画」の作成予定は

()年 ()月に作成予定 ()作成予定は未定

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は

()実施している → 保険料の補助は ()全額補助 ()一部補助 ()補助なし
()実施していない

- ③認知症の無料検診事業(物忘れ検診など)を実施していますか。

()実施している → 自己負担は ()無料 ()有料 (自己負担額 円)
()実施していない

(13) 高齢者虐待について

2025年度

	養介護施設従事者等 による虐待	養護者による虐待	合 計
相談通報件数 (A)			
(A)のうち虐待と判断 した件数			

(14) やむを得ない事由による老人福祉法の措置

2025年度に新たに措置した件数

やむを得ない事由	特別養護老人ホームへの 施設入所措置件数 (第11条1項2号)	居宅サービス等措置件数 (第10条の4第1項)
虐待		
認知症		
その他 ()		

※養護老人ホームへの措置件数は含みません

(15) 65歳以上高齢者の障害者控除の認定について

→2025年4月以降、対象者・要件の変更は ()ある ()なし

①認定書の発行枚数実績は → 2024年度()枚、2025年度()枚

②障害者控除の対象者に申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2024年度()件、2025年度()件

()認定書を送付している → 2024年度()件、2025年度()件

()自動的に送付していない

③65歳以上高齢者の認定書の発行要件(複数回答可)

()要支援2以上は基本的に該当する

()要介護1以上は基本的に該当する

()障害高齢者自立度()以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、()以上

()認知症高齢者自立度()以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、()以上

()その他、次のような基準で判断している()

2. 国民健康保険 担当課()電話()FAX()

メールアドレス()

(1) 国保料(税)等について

①国保料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	2025年度	2026年度	増減
所得割	× ()%	× ()%	
均等割	円	円	
平等割	円	円	
1人当たり調定額 (平均保険料)※予算額	円	円	

②2026年度の国保料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)改定結果は

()上がった ()据え置いた ()下がった

③国保料(税)(介護分)について

区分	2025年度	2026年度	増減
所得割	× ()%	× ()%	
均等割	円	円	
平等割	円	円	

④国保料(税)(子ども・子育て支援分)について

区分	2025年度	2026年度
所得割	—	× ()%
均等割	—	円
平等割	—	円

⑤モデルケース別の国保料(税)

※医療給付費分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分の合計をご記入ください。

2025年度の子ども・子育て支援金分はゼロで算出します。介護分は2年とも含みません。

No.	モデルケース	2025年度	2026年度	増減
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、給与所得200万円〈妻の年収0〉 ※2割軽減世帯	円	円	円
2	夫婦世帯(70歳代)、年金所得80万円(年金収入190万円)〈妻年収0〉 ※5割軽減世帯	円	円	円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 ※7割軽減世帯	円	円	円
4	単身世帯(20歳代)、給与所得100万円(給与収入155万円) ※軽減なし世帯	円	円	円

⑥法定外繰入(1人当たり)について

	2025年度	2026年度
一般会計からの1人当たり法定外繰入額	予算 円	予算 円
※2025年は予算・決算、2026年は予算	決算 円	

⑦市町村が独自に実施している医療費助成制度に係る国保の国庫負担減額調整措置による貴市町村の減額金額をご記入ください。

制 度 名	2025年度実績
障害者医療費助成制度	円
ひとり親医療費助成制度	円
合計	円

⑧次年度繰越金・基金保有額

質問項目	2023年度末	2024年度末	2025年度末
被保険者数 (A)	人	人	人
次年度決算繰越金 (B)	円	円	円
1人当たり繰越金 (B)／(A)	円	円	円
年度末準備基金保有額 (C)	円	円	円
1人当たり保有額 (C)／(A)	円	円	円
繰越金＋基金保有額(D)	円	円	円
1人当たり「繰越金＋基金保有額」(D)／(A)	円	円	円

(2)保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2025年4月以降の変更は ()ある ()ない

1)低所得者減免を実施していますか。(2026年4月1日現在) ※生活保護受給期間の減免は除く
()ある ()ない

2)低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

--

3)低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2024年度	2025年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4)低所得者減免に対する一般会計からの繰り入れはありますか。 ()ある ()ない
※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。(2026年4月1日現在)

()ある ()検討中 ()ない

2) ある場合、その内容をご記入ください。

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2024年度	2025年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

③収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

→ 2025年4月以降の変更は ()ある ()ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。(2026年4月1日現在)

()ある ()ない

2) ある場合、その内容をご記入ください。

前年合計所得
当年合計所得見込額
当年合計所得見込額の減少要件割合
減免割合 所得割額の 最小()割～最高()割

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2024年度	2025年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) 滞納世帯数・特別療養費・留め置き・差押え等

①国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・特別療養費・留め置き世帯数等

質問項目	2025年6月1日	2026年6月1日
被保険者数		
世帯数		
滞納世帯数		
特別療養費支給対象世帯数(※1)		
留め置き世帯数(※2)		
未交付・未更新世帯数(※3)		

※1は、医療機関窓口で10割負担を求められる対象者

※2・3は、国保加入者だが、マイナ登録をしていない人のうち、は※2「交付した資格確認書の留め置き世帯数」、※3は資格確認書を交付していない未交付・未更新世帯数」

②保険料(税)滞納者への差押え等

1) 差押えの基準をご記入ください。 → 2025年4月以降の変更は ()ある ()ない

--

2) 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2024年度	2025年度
財産調査件数			
差押え件数 内訳	差押え件数		
	件数 給与		
	不動産		
	預貯金		
	生命保険(内学資保険)		
	その他		
競売による現金化			

徴収の猶予	申請件数			
	許可件数			
換価の猶予	申請件数			
	許可件数			
	職権件数			
滞納処分の停止	適用件数			
	件数 内訳	無資力		
		生活保護		
		生活困窮		
		所在不明		
		その他		

(4) 一部負担減免制度

- ①一部負担減免制度がありますか。(2026年4月1日現在)
☐ある ☐検討中 ☐ない

②相談・申請・適用の実績

質問項目	2024年度	2025年度
一部負担金の相談件数	件	件
一部負担金の申請件数	件	件
一部負担金減免の延べ件数	件	件
一部負担金減免の金額実績	円	円

(5) 資格確認書

- ①資格確認書の交付についての貴自治体の対応は。
☐マイナ保険証登録者には、要配慮者に限り資格確認書を交付する。
☐全ての国民健康保険加入者に送付する。
☐全ての国民健康保険加入者に交付できないか検討中。
☐その他()

- ②資格確認書の交付などについて、困っていること、改善してほしいことなどがあればご記入ください。

(6) 国保運営協議会 → 2025年4月以降の変更は ☐ある ☐ない

- ①運営協議会の公開 ☐公開している ☐公開していない
 ②運営協議会議事録のホームページへの掲載 ☐掲載している ☐掲載していない
 ③運営協議会委員の被保険者枠は ☐人 そのうち、公募枠は ☐人

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護 担当課()電話()FAX()
 メールアドレス()

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2024年度	2025年度
相談件数 (A)	件	件
(A)のうち申請があった件数 (B)	件	件
(B)のうち保護開始となった件数	件	件

②利用(受給)世帯数と人数

質問項目		2025年4月分	2026年4月分
世帯数		世帯	世帯
	うち、外国人世帯数	世帯	世帯
人数		人	人
	うち、外国人人数	人	人
保護率		%	%

※以下は市のみお答えください

③扶養照会

質問項目	2024年度	2025年度
1) 扶養照会したケース数	件	件
2) 扶養照会した扶養義務者数	人	人
3) 上記2)のうち金銭的援助が受けられるようになった扶養義務者数	人	人

④生活保護担当職員

1) ケースワーカーの人数

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2025年4月現在	人(人)	年 カ月	人(人)
2026年4月現在	人(人)	年 カ月	人(人)

※正規職員には暫定再任用職員(フルタイム)を含む

※非正規職員をケースワーカーとして配置している理由をご記入ください。

--

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2026年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	人	人

3) 1ケースワーカー当たりの世帯数・人数

	世帯数	人数
2025年4月現在	世帯	人
2026年4月現在	世帯	人

4) 専門職としての採用(2026年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 ()あり ()なし

5) 生活保護担当部署に配置されている会計年度任用職員について

職種	フル・パートの別	人数
就労支援員		人
()		人
()		人

(2) 生活困窮者支援 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援				
住居確保一時金窓口				
シェルター(一時生活支援)				
地域居住支援				
就労準備支援				

就労訓練				
家計改善支援				
子どもの学習・生活支援				
町村の相談支援		-		-
その他()				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営＋委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

	2024年度	2025年度
新規相談受付件数		
プラン作成件数		
就労支援対象者数		
事業等 利用 件数	住居確保給付金	
	シェルター(一時生活支援)	
	地域居住支援	
	就労準備支援	
	就労訓練	
	家計改善支援	
	子どもの学習・生活支援	
	町村の相談支援	-
	その他()	

(3) 低所得世帯等へのエアコン助成 担当課() 電話()
FAX() メールアドレス()

①自治体独自の低所得世帯・高齢者世帯等へのエアコン購入費助成事業がありますか。

※国の住宅省エネキャンペーン、子育てグリーン住宅支援などは除く。

()ある ()ない ()検討中

②ある場合は、実施内容(対象者、助成額、助成実績)をご記入ください。

対象者	助成の有無	助成額	2025年度助成実績	
			件数	金額
生活保護利用世帯				
高齢者世帯				
住民税非課税世帯				
その他()				

(4) 女性相談支援員の配置 担当課() 電話()
FAX() メールアドレス()

①困難女性支援法に基づく女性相談支援員の配置状況

	正規	非正規	合計
2026年4月現在	人	人	人

4. 福祉医療など 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2025年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度			
障害者医療費助成制度			
精神障害者医療費助成制度			
ひとり親医療費助成制度			
後期高齢者福祉医療費給付制度			
妊産婦医療費助成制度			

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)
(改定内容)

- (3) 子ども医療費助成について、仮に愛知県が2026年度から18歳年度末まで助成していた場合、2026年度予算で試算すると、貴市町村の負担はいくら軽減されますか。

()円 軽減される

5. 子どもの権利保障

- (1) 子どもの権利を守る施策

担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

- ①教育・学習支援 ()実施 ()未実施

	2025年度実績	2026年度予算
カ所数	カ所	カ所
人数	人	人
実施時期(○月～○月等)		
実施日等 (週○回、毎週○曜日等)		
1人の子どもが利用可能な 1年度あたりの実施回数	年 回	年 回
対象者の学年	年生～ 年生	年生～ 年生

※実施している場合の具体的な内容や対象者の要件等をご記入ください。

- ②「無料塾」、「こども食堂」への支援

- 1)「無料塾」への支援 ()実施 ()未実施

2025年度実績 ()カ所()人、決算額()円

2026年度予算 ()カ所()人、予算額()円

※支援内容を具体的にご記入ください。

- 2)「こども食堂」への支援 ()実施 ()未実施

2025年度実績 ()カ所()人、決算額()円

2026年度予算 ()カ所()人、予算額()円

※支援内容を具体的にご記入ください。

③子ども家庭センターについて

- 1)子ども家庭センターの設置状況 ()設置済み ()設置を検討中 ()設置しない
 2)子ども家庭センターを設置している場合の状況
 設置カ所数()カ所 → 設置施設名()
 → 設置している部署名()

職員体制	人数(人)	任用形態	専任・兼務	所持している資格
センター長			専任・兼務	
統括支援員			専任・兼務	
子ども家庭支援員			専任・兼務	
虐待対応専門員			専任・兼務	
保健師			専任・兼務	
心理担当職員			専任・兼務	
その他()			専任・兼務	

※任用形態はa正規職員、bフルタイム再任用職員、c短時間再任用職員、d任期付職員、e短時間任期付職員、f臨時職員、gフルタイム会計年度任用職員、hパートタイム会計年度任用職員、iその他、から選択してご記入ください。

④要保護児童対策地域協議会について

- 庶務を担う機関(調整機関)の設置部署()
 職員体制 全体()人 うち正規職員()人 →うち専任()人・兼任()人
 正規職員以外()人 →うち専任()人・兼任()人

(2)就学援助

担当課()電話()FAX()
 メールアドレス()

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2025年度	2026年度
受給者数	人	人
受給割合	%	%
支給額	円	円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2026年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2025年4月以降の変更は ()ある ()ない

生活保護基準額の()倍

※上記生活保護基準に含まれているものに○印を付してください。

- ()生活扶助(基準生活費+加算)、()住宅扶助(家賃)、()教育扶助、
 ()前記以外に追加しているもの()

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … ()円
 ・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2025年4月以降の変更は ()ある ()ない

- ()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費
 ()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費
 ()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの)
 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費
 ()その他()

⑥日本スポーツ振興センター掛け金

- ()就学援助の対象としている
 ()すべての児童の掛け金を公費助成している
 ()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 義務教育無償化

担当課() 電話() FAX()
メールアドレス()

① 学校給食費の補助・減免（就学援助家庭への減免は除く）

1) 児童・生徒一人あたりの学校給食費（月額の場合は1食あたりの推計でご記入ください。）

区分	2025年度		2026年度	
	小学校(円/食)	中学校(円/食)	小学校(円/食)	中学校(円/食)
保護者負担額				
公費負担額				
うち国の交付金				
うち県支出金				
うち一般財源				
計				

※「国の交付金」は物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の活用を想定しており、「県支出金」は学校給食費の抜本的な負担軽減に伴う公立学校給食費負担軽減補助金を想定しています。

2) 一般財源により市町村独自の補助・減免を行っていますか。（例：半額補助、第2子以降無料など）

→ 2025年4月以降の変更は（ ）ある （ ）ない

（ ）徴収していない （ ）補助・減免を行っている （ ）検討中 （ ）行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

3) 国の重点支援地方交付金を活用した時限的な補助・減免を行っていますか。

（ ）補助・減免を行っている （ ）検討中 （ ）行っていない

※補助・減免を行っている場合は、具体的な期間・内容をご記入ください。

(実施期間)	年 月～ 年 月
(実施内容)	

② 教材費・修学旅行費・制服代等義務教育全体の無償化（就学援助家庭への減免は除く）

下記の項目について、補助している項目に○印と補助内容等をご記入ください。

補助項目	実施の有無 ※実施の場合○印	備考(補助内容・要件等)
入学準備金		
教材費		
校外活動費		
修学旅行費		
制服代		
卒業アルバム		
その他		

(4) 保育施設等の給食について

担当課() 電話() FAX()
メールアドレス()

①3歳以上児の子ども一人あたりの給食費（1食あたりの場合は月額額の推計でご記入ください。）

区分	2025年度		2026年度	
	主食費(円/月)	副食費(円/月)	主食費(円/月)	副食費(円/月)
保護者負担額				
公費負担額				
うち国の交付金				
うち県支出金				
うち一般財源				
計				

※「国の交付金」は物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の活用を想定しています。

②一般財源により国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

→ 2025年4月以降の変更は（ ）ある （ ）ない

（ ）徴収していない （ ）補助・減免を行っている （ ）検討中 （ ）行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

③国の重点支援地方交付金を活用した時限的な補助・減免を行っていますか。

（ ）補助・減免を行っている （ ）検討中 （ ）行っていない

※補助・減免を行っている場合は、具体的な期間・内容をご記入ください。

(実施期間) 年 月～ 年 月
 (実施内容)

④保育所・幼保連携型認定こども園において給食の外部搬入を行っていますか。

（ ）行っている施設がある （ ）行っている施設はない

※行っている施設がある場合は、以下の表の該当する欄に○をご記入ください。

	公立施設			民間施設		
	全ての施設	一部の施設	対象の年齢	全ての施設	一部の施設	対象の年齢
満3歳以上児			3・4・5			3・4・5
満3歳未満児			0・1・2	—	—	—

(5) 保育

担当課()電話()FAX()

メールアドレス()

①保育施設の数（2026年4月1日現在）

保育施設の種類		施設数	
		公立施設	私立施設
認可保育所 ※保育所型認定こども園・へき地保育所を含む			
認定こども園	幼保連携型		
	幼稚園型		
	保育所型(認可保育所と重複)		
	地方裁量型		
地域型保育事業	家庭的保育事業		
	小規模保育事業A型		
	小規模保育事業B型		
	小規模保育事業C型		
	事業所内保育所事業		
	居宅訪問型保育事業		
認可外保育施設	全体数		
	指導監督基準を満たさない施設		
	企業主導型保育事業		

②保育士1人あたりの児童数(運営上の保育士配置)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国の保育士配置基準	3:1	6:1	6:1	15:1	25:1	25:1
公立施設の基準	:	:	:	:	:	:
民間施設の基準	:	:	:	:	:	:

③公立保育施設等の統廃合・民営化・民間委託等の計画がありますか。

※2025年8月以降の新たな計画についてご記入ください。

()ある ()ない ()検討中

1)ある場合、その計画等の名称と公表時期（複数ある場合はすべて記載をお願いします。）

() (年 月)公表

() (年 月)公表

2)ある場合、その計画等は自治体のホームページに掲載していますか。

()している ()していない → していない場合、内容のわかるものを添付してください。

3) 検討中の場合、具体的な内容をご記入ください。

--

④保護者が育児休業を取得する際のきょうだいの子の退園(いわゆる育休退園)行っていますか。

()育休退園を行っている ()保護者が育児休業に入っても入園を継続できる

1) 育休退園を行っている場合、育休退園を行っている理由や基準、今後の見通しをご記入ください。

2) 育休退園を行っている場合、育休退園となった子どもの延べ人数とその内訳

	延べ人数	0歳児	1歳児	2歳児	その他
2024年度					
2025年度					

3) 再び入園する際の配慮があれば具体的にご記入ください。

--

⑤保育施設等に対する指導監査における実地検査について

1) 保育士等、現場経験のある専門家は同行していますか。

()保育士が同行している ()その他の専門家が同行している ()同行していない

※その他の専門家が同行している場合、具体的にご記入ください。

--

2) 実地による検査ではなく、書面やリモートにて実施する予定はありますか。

()すでに実施している ()予定がある ()予定はない

※すでに実施している、予定がある場合は、実地の検査を行わないこととした理由をご記入ください。

3) 指導監査における実地検査以外に、保育施設等を訪問する機会がありますか。

()定期的に訪問している ()特別な事情があれば訪問している ()特にしていない

※訪問している場合、どの種類の保育施設を訪問していますか。

()認可保育所 ()小規模保育事業 ()企業主導型保育事業 ()認可外保育所

※訪問している場合、その理由や目的(職員からの聞き取り、保育の指導、状況把握等)、訪問者などをご記入ください。

--

⑥保育所における付加的保育・付加的サービスの実施状況について

1) 付加的保育(上乗せ徴収を伴う英語、体操、リミック、水泳、スポーツ、絵画等)の実施施設がありますか。

()ある →()施設 ()ない

※実施施設がある場合、事前協議や確認・指導等、市町村としての対応を行っていますか。

(該当する全部を選択してください。)

()事前協議の実施 ()監査等における実施状況の確認や行政指導

()苦情・相談対応 ()その他の対応 ()特に対応していない

※実施施設がある場合、具体的な内容や上乗せ徴収額をご記入ください。

(実施施設や内容が多数ある場合は一覧表の添付等でも構いません。)

①(実施内容)	(上乗せ徴収額)	円/回
②(実施内容)	(上乗せ徴収額)	円/回
③(実施内容)	(上乗せ徴収額)	円/回

2) 付加的サービス(直接契約による英語、体操、水泳、ピアノ、スポーツ、リミック等)の実施状況について把握していますか。(該当する全部を選択してください。)

()実施施設数を把握している →()施設

()実施内容を把握している ()料金設定を把握している

()自治体への報告・届出を求めている ()指導監査等において実施状況を確認している

()上記のいずれも把握していない

⑦保育施設におけるスポットワーク(いわゆるスキマバイト)の利用を把握していますか。

()している → ()カ所の施設で利用している ()していない

1) 把握している場合、その把握方法を具体的にご記入ください。

--

2) 把握している場合、以下の状況があった際に指導・指摘等の対象としていますか。

()スポットワークの保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てている場合

()組・グループの保育をスポットワークの保育士のみで行っている場合

()スポットワークの保育士を長期かつ継続的に利用している場合

()その他()の場合 ()特にしていない

⑧保育士の離職防止や保育士確保のために市町村独自の施策や工夫を行っていますか。

()市町村独自のとりくみを行っている ()特に行っていない

※市町村独自のとりくみを行っている場合、その内容について具体的にご記入ください。

--

⑨こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について

1) 実施施設

公立保育所()カ所 公立幼稚園()カ所 公立認定こども園()カ所

民間保育所()カ所 民間幼稚園()カ所 民間認定こども園()カ所

2) 2026年4月から8月までの利用実績

	4月	5月	6月	7月	8月
給付認定者数					
申込者数					
利用者数					
利用総時間数					

3) 事業に対する指導監査・勧告・命令等について

() 事業単独で実施 () 事業施設の指導監査と同時に実施

() 外部委託 () 検討中

4) 事業に対して自治体独自で運営費、利用料等の補助を行っていますか。

() 行っている () 検討中 () 行っていない

※行っている、または検討中の場合、その内容について具体的にご記入ください。

--

5) 事業を実施する上で困難となっていることがあれば具体的にご記入ください。

--

6) 事業実施施設についてご記入ください。

(実施施設や内容が多数ある場合は一覧表の添付等でも構いません。)

施設名	実施方法 ・一般型(在園児合同) ・一般型(専用室実施) ・余裕活用型	実施日時	実施対象(年齢) および定員	職員配置 ・正規保育士 ・非正規保育士 ・乳児等通園 支援従事者

⑩ 保育所等における3歳未満児の利用者負担額(保育料)について

1) 3歳未満児の利用者負担額(保育料)

※国の基準の階層と異なる階層を設定している場合は枠を増やすなどでご対応ください。

自治体で作成している一覧表等があれば添付してください。

国の基準				市町村の利用者負担額(保育料)	
階層		基準月額 (標準時間)		階層	基準月額 (標準時間)
①	生活保護世帯等	0 円			
②	非課税世帯	0 円			
③	市町村 所得割 課税額	48,600 円未満	19,500 円		
④		97,000 円未満	30,000 円		
⑤		169,000 円未満	44,500 円		
⑥		301,000 円未満	61,000 円		
⑦		397,000 円未満	80,000 円		
⑧		397,000 円以上	104,000 円		

2) 利用者負担額(保育料)がある場合、多子世帯への軽減を行っていますか。

() 行っている () 検討中 () 行っていない

※行っている、または検討中の場合は、具体的な内容をご記入ください。

(実施時期) 年 月～ (対象となる子ども) ※世帯・子どもの範囲(○歳以降第○子)など具体的に (軽減の内容)
--

3) ひとり親世帯への軽減等、その他の軽減を行っていますか。

() 行っている () 検討中 () 行っていない

※行っている、または検討中の場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

6. 障害者施策 担当課()電話()FAX()
 メールアドレス()

(1) 自治体独自の障害者手当

→2025年4月以降の変更は ()ある ()ない
 変更がある場合、その変更内容と理由をご記入ください。

--

(2) 暮らしの場の拡充について

①入所施設の状況をご記入ください。

	2025年7月現在	2026年7月現在	対前年比(%)
入所施設設置数			
入所待機者数			
施設入所支援決定者数			

※複数施設の待機者は、名寄せしてご記入ください。

②グループホームの状況をご記入ください。

1) 施設整備状況

	2025年7月現在	2026年7月現在	対前年比(%)
グループホーム設置数			
共同生活援助支給決定数			
日中サービス支援型共同生活援助事業所数			
グループホームの運営法人	1) 公営		
	2) 社会福祉法人		
	3) 非営利活動法人		
	4) 営利法人		

2) グループホームへの自治体独自補助がありますか。

()ある ()ない ()検討中

ある場合、補助内容をご記入ください。※要綱があれば添付してください。

--

③短期入所の状況について

1) 短期入所の利用状況についてご記入ください。

短期入所支給者数			最多支給 日数	平均支給 日数	年間180日以上利用可 とする支給者数	
2025年 7月現在	2026年 7月現在	前年同月比 (%)			2025年 7月現在	2026年 7月現在

2) 短期入所を180日以上利用可としている主な理由をご記入ください。

--

(3) 訪問系各サービス

①各サービスの事業所数・支給状況をご記入ください。

サービス	事業所数			支給者数(人)			最多支給 時間数	平均支給 時間数
	2025年 7月現在	2026年 7月現在	前年 同月比 (%)	2025年 7月現在	2026年 7月現在	前年 同月比 (%)	2026年 7月現在	2026年 7月現在
居宅介護								
重度訪問								

介護								
行動援護								
同行援護								

地域生活支援事業

移動支援								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

※最多支給時間は2026年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

②移動支援の単価について

1) 1 時間支援をした場合報酬単価

(身体介護あり 円、身体介護なし 円、その他 円)

2) 2026年度 () 引き上げた () 引き下げた () 変更していない

3) 2027年度 () 引き上げる予定 () 引き下げる予定 () 変更しない予定

上記1)、2)の改定にあたって参考にしたことがあればご記入ください。

--

(4) 障害児の保育・療育への接続について

①2026年4月時点での障害児入園希望者数 希望者 () 人 待機者 () 人

②障害児の相談支援専門員対応状況

1) 相談・計画につながっている家庭 () 人 セルフプランとなっている家庭 () 人

2) 自治体としてセルフプランとなっている家庭への対策をご記入ください。

--

(5) 障害者・児虐待について

	養護者による 障害者・児虐待		障害者・児福祉施設従事者 等による障害者・児虐待	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
市町村等への相談・通報件数				
市町村等による虐待判断件数				
被虐待者数				

(6) 介護保険利用を優先することについて

①要介護認定の申請をせず、障害福祉サービスの更新申請への対応について

() 変更なし () 変更あり

変更ありの場合は理由をご記入ください。

--

②要介護認定を受けずに、障害福祉サービスを継続利用する場合の対応について

() 変更なし () 変更あり

変更がある場合は理由をご記入ください。

--

(7) 障害福祉計画について

①7月1日現在の2027年からの障害福祉計画の策定について

() すでに策定した () 検討中

②事業所の総量規制について

() 計画がある () 計画はない () 検討中

計画があるまたは検討中の場合、どの事業の計画があるか、また理由をご記入ください。

事業所類型	
理由	

7. 任意予防接種の助成 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
子どものインフルエンザ (フルミスト以外)		円	円	
子どものインフルエンザ (フルミスト)		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
HPVワクチン (18歳以下の男性)		円	円	
高齢者のRSウイルス ワクチン		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類		対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
带状疱疹ワクチン	(定期)		円	円	
	(任意)		円	円	
高齢者用肺炎球菌	(定期)		円	円	
	(任意)		円	円	

② 高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している → () 1回目を助成していない人が対象 () 1回目を助成した人も対象
() 実施していない () 検討中

8. 健診事業 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

--

(2) 5歳児健診を実施していますか。

() 実施(予定)している … 開始(予定)年月(年 月)
() 実施していない

9. 地域の保健・医療 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 今年度の公立病院の経営形態の見直し等の検討について

→ 見直しの検討がありますか。 () あり () なし () 該当しない
見直しの検討がある場合、検討内容をご記入ください。

--

(2) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策や奨学金制度の内容について

→ 2025年4月以降に内容の変更がありますか。 () あり () なし
変更がある場合、改定内容をご記入ください。

確保対策:
奨学金制度:

【2】国または愛知県に対して市町村独自に提出した意見書・要望書の提出年月日をご記入ください。

※議会が提出した意見書に加えて、市町村独自に提出した要望書も含めてください。

※提出した意見書・要望書には、全国市長会・町村会など他市町村と合同で要望したものは含みませんが、市町村独自に、多項目の要望の中に、下記の要望項目が含まれている場合は、提出した意見書・要望書に含めてください。

※2025年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日	
		議会意見書	当局要望書等
国	① 国民健康保険の国庫負担引き上げ等	年 月 日	年 月 日
	② 最低保障年金の実現、マクロ経済スライド廃止等	年 月 日	年 月 日
	③ 介護保険制度の改善	年 月 日	年 月 日
	④ 介護・福祉労働者の夜勤労働環境の改善	年 月 日	年 月 日
	⑤ 介護・福祉労働者の処遇改善	年 月 日	年 月 日
	⑥ 加齢性難聴者に対する補聴器購入助成制度の実施	年 月 日	年 月 日
	⑦ 子どもの医療費無料制度の創設	年 月 日	年 月 日
	⑧ 小中学校の給食費無償化(給食費の抜本的な負担軽減の拡充等を含む)	年 月 日	年 月 日
	⑨ 障害者・児の「暮らしの場」の拡充等	年 月 日	年 月 日
愛知県	① 国民健康保険への支援	年 月 日	年 月 日
	② 加齢性難聴者に対する補聴器購入助成の実施	年 月 日	年 月 日
	③ 子ども医療費助成制度の拡充	年 月 日	年 月 日
	④ 学校給食費無償化のための補助制度の新設	年 月 日	年 月 日
	⑤ 地域に必要な病床を確保	年 月 日	年 月 日
	⑥ 公定価格で働く職員の処遇改善	年 月 日	年 月 日

※2025年9月以降に【1】に関する国・県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。

2026年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛部分が、要請項目。★印が懇談の重点項目。

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

※自治体キャラバン要請から見える市町村の姿（P71 参照）

1. 安心できる介護保障

(1) 介護保険料・利用料など

★①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。（P72～78参照）

1) 介護保険料の引き下げ、準備基金等の活用

介護保険料は、事業計画の改定毎に上がり続けている。第9期介護保険事業計画（2024-2026年度）では愛知県内の平均保険料（基準額月額）は5,957円となり、第8期（2021-2023年度）から225円（3.9%）の引き上げとなった。

介護保険料はスタートした第1期（2000-2002年度）から2倍以上の保険料となっているうえに、深刻な物価高騰、年金の切り下げのもとで、高齢者にとって負担は限界である。第10期事業計画での保険料引き下げが求められる。

そのための財源として、介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金の活用に注目したい。

介護保険法129条で、介護保険料は「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と定めている。厚労省介護保険課資料（2008年12月25日付）においても、「本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものである」としている。多くの自治体で保険料の見直し・引き下げに取り組んでほしい。

2) 応能負担の強化

加入者が無理なく払える保険料に近づけるために、所得に応じて保険料段階を多段階化すると共に、高所得層の保険料倍率を引き上げる・低所得者の保険料倍率を引き下げることで応能負担の機能を強めることを求めてきた。

第9期から国の示す標準段階が9段階から13段階に変更したことで、知多北部広域連合・東三河広域連合を含め、45市町村（83%）が、13段階をさらに上回る段階を新設した。最大の20段階を高浜市が設け、18段階を1市、17段階を5市、16段階を8市町、15段階を29市町村、14段階を1町が設けており標準段階を上回る段階設定である。標準段階・13段階の半田市、豊田市など9市町（17%）にもさらなる多段階設定を求めたい。

また、刈谷市は17段階であるが、第15段階以上の所得基準を「15段階＝1,500万円～3,000万円未満、16段階3,000万円～4,500万円未満、17段階＝4,500万円以上」とし、高所得者への応能負担を位置づけた。

保険料の倍率では、低所得段階の倍率を最も低く設定しているのはみよし市で、第1段階を国基準の0.285倍に対して0.175倍、第2段階を国基準0.485倍に対して0.3倍、第3段階を国基準0.685倍に対して0.5倍に引き下げている点は評価できる。その他、低所得段階（第1～第3段階）の倍率を国基準より引き下げている市町村は、次表のとおりである。

【低所得段階（第1～第3段階）の倍率を国基準より引き下げている市町村】

①第1段階（0.285倍）……0.175倍＝みよし市、0.185倍＝刈谷市、0.20倍＝碧南市・安城市、0.23倍＝尾張旭市、0.24倍＝西尾市、0.245倍＝高浜市、0.25倍＝名古屋市（※）・岡崎市・瀬戸市・日進市・弥富市・長久手市・大口町、0.26倍＝東郷町・大治町、0.27倍＝小牧市、0.275倍＝一宮市、0.28倍＝飛島村……**合計19市町村（35%）**

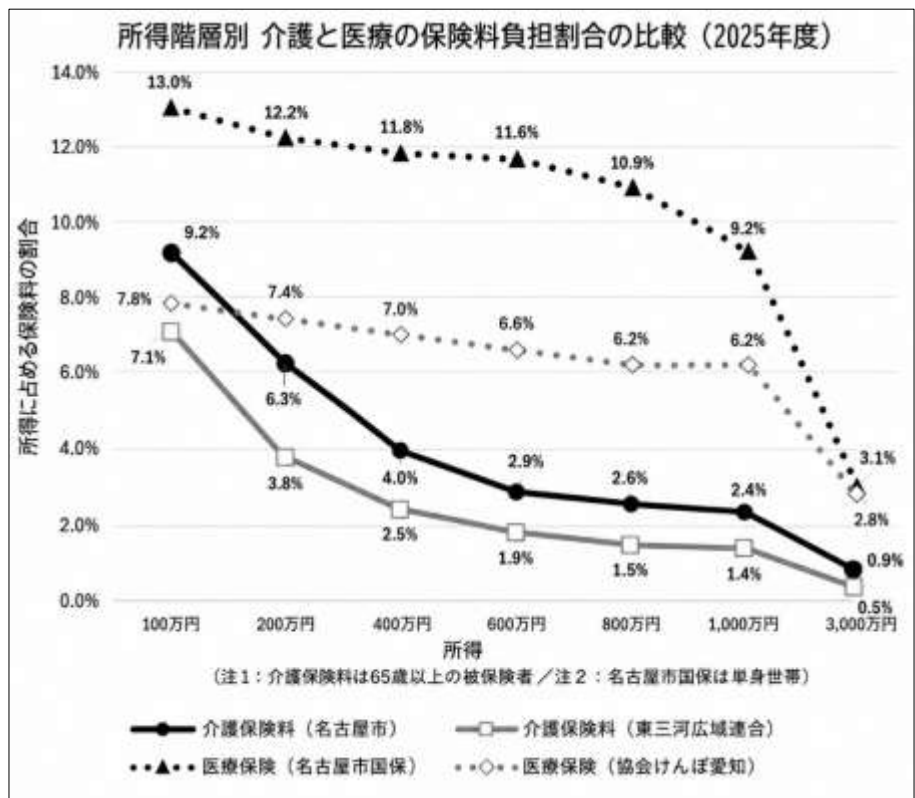
②第2段階（0.485倍）……0.3倍＝みよし市、0.35倍＝安城市・愛西市・東郷町、0.37倍＝瀬戸市、0.385倍＝刈谷市、0.39倍＝西尾市、0.4倍＝名古屋市・碧南市・犬山市・尾張旭市・高浜市・日進市・弥富市・長久手市・大口町、0.418倍＝津島市、0.42倍＝大治町、0.45倍＝岡崎市・春日井市・小牧市・豊明市、0.455倍＝一宮市、0.479倍＝稲沢市、0.48倍＝飛島村……**合計25市町村（46%）**

③第3段階（0.685倍）……0.5倍＝みよし市、0.585倍＝刈谷市、0.6倍＝安城市・愛西市、0.606倍＝津島市、0.62倍＝東郷町、0.64倍＝西尾市、0.65倍＝岡崎市・一宮市・碧南市・小牧市・高浜市・豊明市・弥富町、0.67倍＝稲沢市、0.68倍＝豊田市、日進市・長久手市・大治町・飛島村、0.684倍＝扶桑町……**合計21市町村（39%）**

（※名古屋市は、「生保または老齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が80.9万円以下の者」の段階を分けているが、この表では合わせて第1段階とした）

保険料段階の多段階化や低所得段階の倍率引き下げは喜ばしいことではあるが、たとえば協会けんぽでは保険料段階は50段階もあるのに対して、県内の介護保険料段階は最大で20段階に過ぎない。最高保険料と最低保険料の差では協会けんぽの24倍に対して県内では平均10倍、最小は7倍（犬山市）である。さらなる応能負担の強化を求めたい。

なお、低所得世帯と高所得世帯の「所得に占める保険料負担割合」を比べると、名古屋市の介護保険料は、本人が市町村民税課税で合計所得金額100万円は9.2%だが、所得金額1,000万円では2.4%となる。このことは、医療保険と比べても所得の高い層ほどその負担割合が低下することが一目瞭然となっている（右表参照）。第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料も、「所得に占める保険料負担割合」が公平となるよう所得金額320万円未満の階層以下の保険料引き下げなどの設定を求めたい。



★②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

収入減を理由とした市町村独自の減免制度は、豊田市、常滑市、小牧市、美浜町を除く 50 市町村（93%）が実施している。減免実績は、2024 年度は 662 件 1,459 万円となり、前年度よりも 39 件 174 万円の増加となっている。

しかし、保険料減免の制度があっても減免実績がない市町村が、2024 年度・18 市町村（33%）ある。

たとえば、名古屋市では 2021 年度に制度改善（前年所得を 135 万円以下→410 万円以下へ、世帯の合計所得見込金額を 110 万円以下→250 万円以下へ）を実施したことで、2020 年度 100 件 155 万円から 2024 年度 542 件 1,144 万円へと減免実績が大きく伸びた。減免実績が少ない市町村には、困ったときに活用できる減免制度となるよう、制度の適用要件の改善を求めたい。

★③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。（P 79 参照）

介護利用料の低所得者への減免は、前年同様 18 市町村（33%）の実施となった。

武豊町では住民税非課税世帯の居宅サービス利用料を一般会計の繰入で 2 分の 1 に軽減する施策を実施し、実績も多い。

利用料負担は利用者と家族に重くのしかかっており、すべての自治体で減免制度の実施・拡充を求めたい。

【介護保険利用料減免の具体例】

○武豊町：住民税非課税世帯は、居宅サービスの利用者負担 10%を 5%に軽減

○西尾市：住民税非課税世帯で要介護 3 以上の居宅サービスの利用者負担 10%を 8%に軽減

★④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

2026 年 8 月から介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所またはショートステイを利用している低所得者（住民税非課税世帯）の食費、居住費の負担を減らす補助制度（補足給付）が縮小された。

キャラバン要請では、市町村独自の介護保険施設の食費、居住費の補助制度の創設、介護付き有料老人ホームや認知症グループホームなどを利用している低所得者への補助を求めた。

この要望に対して、現在のところ、認知症グループホームに入所する低所得者への助成を名古屋市、江南市、大口町、東三河広域連合の 11 市町村（20%）が実施している。

全体としては、独自の助成は今のところ考えていないとする市町村がほとんどだが、一部、国や県、近隣市町村の動向を見ながら検討するという自治体（稲沢市、知立市、岩倉市、あま市、扶桑町、阿久比町、飛島村）もみられる。

【認知症グループホーム入所者への居住費等助成実施市町村】

市町村名		対象者	助成内容	開始年月
1	名古屋市	認知症グループホームの入所者で、市町村民税非課税世帯かつ合計所得が 80.9 万円以下	20,000 円/月（上限）	2018 年 1 月
		認知症グループホームの入所者で、市町村民税非課税世帯かつ合計所得が 80.9 万円超	10,000 円/月（上限）	
18	江南市	認知症グループホームの入所者で、住民税非課税世帯かつ預貯金などの額が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下	家賃軽減補助として 10,000 円/月（上限）	2024 年 8 月
23	大口町	認知症グループホームの入所者で、特養などの施設入所者に対する減額制度（特定入所者介護サービス）の条件（市町村民税非課税世帯かつ預貯金等の資産要件）が満たされる人	介護保険料段階 1・2 1,200 円/日 介護保険料段階 3 600 円/日	2016 年 4 月
—	東三河 広域連合	認知症グループホームの入所者で、住民税非課税世帯かつ預貯金などの額が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下	事業所に対して、入所者一人あたり 500 円/日を助成	2018 年 4 月

※東三河広域連合は、8 自治体で構成（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）

（２）介護保険サービス

①要支援 1・2 の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

総合事業について、2025 年アンケート結果によると、対象となる要支援者は増えているにもかかわらず総合事業への移行以前と同等のサービスの利用者数については減少する傾向にある。その理由として、「参入する事業者がない」という問題が指摘されている。基準緩和型サービスの報酬は、従来型の 7～8 割にとどまり、自治体ごとに異なる単価設定や利用者のキャンセル時の報酬の問題、最低賃金上昇に報酬引き上げが追いついていないことなどが事業者の事業継続に影を落としている。名古屋市が生活支援型訪問サービスの報酬を 2024 年度 9.4%引き上げたように一般会計から繰り入れて総合事業の事業者の経営が成り立つ報酬設定にするなど、「現行相当サービス」を提供しても事業が継続できる対応を求めたい。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

2026 年の特別国会で改定された介護保険法において「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の仕組みが導入された。これによって、全国どこに住んでいても必要に応じて一律に受けられるはずの介護保険サービスが人員配置基準などの基準が緩和される特定地域においては受けられなくなった。さらに、「特定地域居宅サービス等事業」の適用となる地域においては全ての要支援・要介護者が介護保険本体

の居宅サービスの給付を受けることができず、市町村が運営する地域支援事業のもとに置かれることになる。

確かに、中山間地域を含む多くの地域で介護事業所が低介護報酬、人手不足などで経営困難に追い込まれており、倒産・廃業など深刻な問題を抱えている。しかし、あたかもそれを逆手にとるような形で基準緩和に走れば、事態をより悪化させることになりかねない。問題の根本的な解決策は、国庫負担を増やして従事者の給与を他産業並みに引き上げることや介護報酬を引き上げることである。給与引き上げを怠ったまま人員配置基準だけを緩和すれば、少ない人員にさらなる過重労働を強いる結果となり、現場は文字どおり破綻する方向へと火に油を注ぐことになるであろう。またその結果、肝心の利用者は、全国一律のルールに基づき保険料を支払うのに必要なサービスは受けられなくなる。まさに、「介護崩壊」そのものである。

政府は 2027 年 4 月から始まる第 10 期介護保険事業計画からこの仕組みを始めようと、国が指標・基準を示し、市町村の意向を確認したうえで、都道府県が決定する、との方針を示している。伝えられる範囲では、第 10 期に限っては主に中山間地域の人口減少地域を想定した議論がなされており、地域は限定されると予測されているが、一旦導入された仕組みはその後の法律改定を経ることなく、なし崩し的に該当する地域が拡大される危険がある。

以上のことから市町村においては、仮に意向の確認があったとしても、安易に「特定地域サービス」「特定地域居宅サービス等事業」を要望しないよう求めたい。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

介護保険がスタートした当初、福祉用具の貸与は要支援・要介護者であれば対象となっていたが、制度改定により 2006 年度から車椅子や特殊寝台など 5 項目については原則として要介護 2 以上でなければ利用できなくなってしまった。さらに、2024 年度からは歩行器など 4 種目について、貸与と販売の選択制が導入されている。

福祉用具が必要かどうかは要介護度の変化にかかわらず必要な人がその状態に合った用具をできるだけ軽い負担で迅速に利用できるようにすべきである。

★（３）訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備（P80～81 参照）

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。
- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。
- ③要介護 1・2 の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

①訪問介護事業所への支援

2024 年 4 月の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れが生まれた。2025 年の介護事業所の倒産は 176 件と 2 年連続で過去最悪を記録した。このうち最も多いのが「訪問介護」（91 件）で、3 年連続過去最多を更新した。介護事業所の休廃業・解散も倒産件数の 3～4 倍と推測されている。

厚生労働省は訪問介護の基本報酬を引き下げた理由として、利益率が他の介護サービスよりも高いことをあげているが、それはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型などが「平均値」を上げているのであり、厚労省が使用した統計でも赤字の事業所が 4 割に達している。

また、訪問介護は特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は 14～15 倍

に達し、その大きな原因の給与は、全産業平均と比較して月額で約 8 万円も下回る。

こうした状況を踏まえて、2024 年度以降、東京都世田谷区をはじめ自治体として支援に乗り出すところが生まれている。新潟県村上市長は「支援にあたって国が減らした介護報酬を自治体が上乗せしていいのか、考えました。だけど、学校給食や子ども医療費は独自に応援していますね。それと同じだと決断しました」と述べている。

政府も事業所への対策の必要を認めて 2025 年度の補正予算や 2026 年 6 月から緊急に介護報酬を改定するなどの対応を行い、介護従事者への待遇改善策などを実施しているが、訪問介護の介護報酬引き上げは実施されないなど、充分とはいえない。

2027 年介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を大幅に引き上げるよう国に働きかけるとともに、それまでの緊急措置として介護保険の保険者である市町村として苦境に陥っている訪問介護事業所への直接支援を求めたい。

【介護事業所等への支援例】

◎東京都世田谷区の介護事業所等への支援事業

訪問介護事業所（ヘルパーステーション）をはじめ、区内の介護事業所、通所・入所系の高齢者施設、障害者施設などに 2024 年 11 月から支援事業を開始。総額は 8 億 7,500 万円。このうち、訪問介護事業所には 1 事業所あたり 88 万円を支給。

◎東京都品川区

区内の訪問介護事業所に対して国の介護報酬改定による減算分の補填を目的に次期介護報酬改定まで実施。ただし、サ高住など集合住宅の訪問介護は対象外。2025 年補正予算から総額約 4,000 万円を使って減算分 1 事業所あたり年額 12 万円から最大 240 万円を支給。

◎新潟県村上市の訪問介護事業所への支援金

改定前の報酬に政府の平均引き上げ率 0.61%を上乗せした額と引き下げ後の実績との差額を 2024 年 4 月にさかのぼって市が支払う。また、ガソリン代の高騰に対応して燃料費支援金などの上乗せも実施。

◎大分県竹田市

介護人材の確保を目的として実施。対象に介護職だけでなく看護職員や調理員まで含まれていること、従事者に直接支給することが特徴。また、併せて物価高騰対策の支援金を事業所に支給。

◎岩手県宮古市

岩手県の物価高騰対策と連携して実施。1 事業所あたり光熱費 1 万円、食材料費 6,000 円を基準額として支給。

②特別養護老人ホーム待機者の解消

愛知県内の特別養護老人ホーム（以下、「特養」と表記）など介護保険施設の基盤整備は極めて深刻な状況である。総務省がまとめた「統計でみる都道府県のすがた 2026」によると、愛知県内の特養の施設数は 65 歳以上高齢者人口対比で全国最下位が続き、定員数でも 45 位と下から 3 番目に留まっている。

特養の要介護 3 以上の待機者数は、原則 3 以上に制限された 2015 年時点の 17,277 人から徐々に減少し、2025 年は 6,805 人となった。しかし、県の調査に依存し、独自に調査をしていないと思われる自治体を含めて 20 市町村（37%）が、2025 年時点での状況を把握しておらず、要介護 1、2 の待機者を把握していない自治体が 19 市町村（35%）あることを考慮すると、実際の待機者はさらに多いと思われる。

一方、愛知県は 3 年に一度発表している待機者数に老人保健施設、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームなどに一時的に入居しながら待機している人を含めないなど、見かけの数字を低く抑えている。愛知県の発表した、2025 年度の県内の要介護 3 以上の待機者は 2,970 人と 3 年前より 532 人減っている。しかし、県内の要介護者

は増加しており、減少しているからといって問題が解消に向かっているわけではない。県調査によっても東三河広域連合など地域によっては待機者が増加している地域もある。

団塊の世代が 75 歳を超える 2025 年を経て高齢者人口が増加し続ける 2040 年に向けて要介護認定者もまた増え続けるとの予測がされているにもかかわらず、「第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画」（2024～2026 年度）における定員増計画は、前期 3 カ年計画の 1,064 人と比較して 3 分の 1 の 355 人へと大幅な減速状態に陥っている。

介護老人保健施設の整備状況はさらに深刻で、定員が 133 人減である。

基盤整備が進んでいない大きな理由として、低介護報酬による経営状況の悪化と、それとも関連する人材不足が指摘されている。

一方、市町村は、施設を増やせば介護保険財政が膨らむことになり、すでに加入者にとって高すぎる介護保険料のいっそうの引き上げに連動するというジレンマを抱えている。そのため、整備に消極的になっていることも考えられる。しかし、在宅介護をうまくすすめるためにも、それを支える役割を持つ施設を整備することが必要である。理想は、在宅でも、施設でも、どちらでも選択ができることである。

こうした状況のもとで、高齢者の「住宅」と位置づけられる「サービス付き高齢者向け住宅」（サ高住）や、「住宅型有料老人ホーム」の整備に市町村の目が向けられている。しかし、この整備は介護保険事業計画の整備目標対象とはならず、民間市場のなりゆきまかせになっており、しかもサ高住の全国的な整備状況は、すでに頭打ちの傾向である。また、特養の整備が進まないもとで、主に要介護 3 以上の重度者が入居する「ホスピス型有料老人ホーム」などと呼ばれる住宅型有料老人ホーム等について、囲い込み、過剰なサービス提供、入院患者への高額な紹介料などの問題が発生していることから、届出制を登録制に変更する法律改正が行われ、2027 年 4 月から施行される。また、この法律改定によりこれらの施設のケアプラン作成が有料化されることも問題である。

国を先頭とした公的責任のもとで特養などの介護保険施設の抜本的な整備強化を行うとともに、国民年金の平均受給額（月額約 5 万 8 千円）程度の利用料で入所できるような施策が求められている。

③要介護 1・2 の方が入所できる「特列入所」

2016 年度時点で 5,843 人いた要介護 1・2 の待機者は、2017 年 4 月から原則入所対象外となってから「把握していない」自治体が 3 分の 1 に及んでいることもあって、表向きには 584 人にとどまっている。

厚労省は 2023 年 4 月 7 日、この問題についての通知を発出、ガイドラインの一部を改正し、「地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること」とするなど、保険者である市町村の関与を強めるよう求めている。

その趣旨からしても各市町村は、まず実態を正確に把握すべきである。また、その周知を徹底し、該当者の入所を促すべきである。

【要介護 1・2 でも特養に入所が認められる事由（いずれかに該当すれば可）】

「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」特列入所について、より

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ④上記 3 要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用が困難であること。

(4) 介護人材確保

★①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、労働環境に深刻な影響を与えている。人手不足も影響し、介護施設の倒産件数も増えている。第9期の介護保険事業計画に基づく介護職員数の必要数について2040年度までには約57万人の介護人材が不足するとしている。厚労省の発表では、2025年度の訪問介護と介護職員を合わせた離職率が12.4%で、前年度13.1%から改善されている。しかし、2025年度の有効求人倍率はヘルパーで14倍、施設介護職員で4.1倍と施設介護職員では増加している。

人材の確保においても、介護事業所全体の64.7%、訪問介護事業所の約8割が不足している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要である。介護労働者の賃金は2026年から介護職員の処遇改善の加算が引き上げられたが、他産業の賃上げには追い付いておらず、依然、全産業平均より約8万円も低くなっている。そのため、介護報酬の引き上げは必要不可欠である。収入の柱となる基本報酬の大幅な引き上げを求めたい。

介護職の処遇改善・人材確保のための独自施策があると回答したのは14市(26%)と昨年度より5市(一宮市、半田市、碧南市、小牧市、豊山町)増加した。現在14市にある独自施策は人材確保策であり、独自に介護職員の処遇改善策を実施している市町村はない。多くの市町村で愛知県地域医療総合確保基金を活用して新規に独自施策を実施している。しかし主にケアマネジャーに限られており、他の職種にも対象を広げていくことが重要である。

介護職員の処遇改善策では、新潟県柏崎市の行う夜勤する介護職員に1回1,400円の補助や、東京都の居住支援特別手当(勤続5年以内月額2万円、6年以上月額1万円)のような、直接的な処遇改善も重要である。大分県竹田市は2025年1月から2年間、市内の事業所に勤務するケアマネジャー向けに補助金を支払う。各種の処遇改善から取り残されているケアマネジャーへの補助となっている。

また千葉県流山市では2022年から、施設からの給与のほかに幅広く介護職員へ月額9,000円の補助を出しており、2024年には市内介護事業所の採用者総数から退職者総数を除いた人数が22人増となり、2021年以降初めて増員となるなど市町村独自の処遇改善が「介護人材の確保」に一定の効果があつた。

県内自治体における人材確保施策が遅れている現状はあるが、この1年で介護人材確保の独自施策が、県の医療介護総合確保基金を活用して広がっていることは評価し、独自施策を採っていない自治体は、重要課題として取り組むことを求めたい。

【介護人材確保のための独自施策例】

- 犬山市：研修・試験受講者に経費補助する介護人材育成等支援補助金を策定・運用
- 田原市：市内介護福祉士養成校の入学金一部補助、市内就職者に奨励金
- 岡崎市：市内事業所に勤務する介護職員等の資格取得・更新に係る補助金を支給
- 長久手市：市内介護事業所等へ6カ月以上勤務した人に、研修費の補助金支給
- 刈谷市：介護職員初任者研修費の補助の拡充や主任介護支援専門員研修の補助
- 安城市：資格取得に関する支援、事業者の職員資質向上のための研修補助
- 西尾市：個人→初任者研修の受講料の一部補助
事業所→実務者研修、介護支援専門員更新研修の事業所負担一部補助
- 稲沢市：初任者研修・生活援助従事者研修に係る費用の補助
- 日進市：主任介護支援専門員の取得・更新研修、初任者・実務者研修の補助
- <介護支援専門員や主任介護支援専門員の研修(実務、再研修、更新)費用補助>
- 2025年4月：半田市、碧南市(介護支援専門員のほか初任者研修者も含む)、

小牧市、豊山町
○2025 年 9 月：一宮市

【介護職員のための処遇改善施策例】

- 新潟県柏崎市：夜勤介護職員に 1 回 1,400 円の補助
- 東京都：居住支援特別手当（勤続 5 年以内月額 2 万円、6 年以上月額 1 万円）
- 大分県竹田市：ケアマネジャーに補助金（常勤月額 5 千円）2025 年 1 月から 2 年間
- 千葉県流山市：施設からの給与とは別に月額 9,000 円の給与上乗せ額が市から補助（2022 年開始）

★②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

介護施設の人員配置は法律・条令で定められており、特養や老健などの介護施設では人員基準は利用者 3 人に対して介護職員および看護職員 1 人以上となっている（3 対 1 以上）。夜間の勤務では、日中以上に体制が脆弱になる。夜勤職員配置加算ではもう 1 人配置するだけの人件費には足らず、グループホーム等の小規模施設では一人夜勤が当たり前になっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない。休憩場所・仮眠場所も備わっていない施設も少なくない。

夜勤時は、排泄介助はもちろん、徘徊のある方の介護や深夜に看取りを行う、急変等で緊急に通院を要する事態もあり、責任の重い仕事である。障害者施設で、一人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまった事例も起こっている。一人夜勤では利用者も職員も守れないことは明らかであり、早急な改善を求めたい。

一人夜勤の解消や長時間夜勤の改善は、介護職員が強く要望している課題であり、国に改善を求めたい。また、一人夜勤のストレスが離職につながり、さらなる人員不足を招いている。労働基準法では、「休憩時間は、労働から離れることが保障されなければならない」とされているが、一人夜勤では休憩時間の保障はない。国の基準をクリアしているから問題はないとせず、複数配置できるよう自治体として財政支援を行うなど、自治体が事業所と一緒に改善のための努力を求めたい。

★③8 時間以上の長時間労働を是正してください。

そもそも労働基準法 32 条では法定労働時間として 1 日 8 時間と定められているが、介護施設の約 7 割が、16 時間以上勤務する 2 交代制の夜勤シフトを取り入れており、2 交代制は増加する傾向にある。

勤務を 8 時間以内に収めるなど過重な労働にならないよう、適正な職員数を配置し長時間労働にならない必要がある。

★④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

2025 年アンケート結果では、夜勤体制を把握している 27 市町村（2024 年 31 市町村）735 施設（同 800 施設）のうち、555 施設 76%（同 560 施設 70%）の介護施設で一人夜勤があると回答があった。特に小規模多機能施設と看護小規模多機能施設ではともに 100%で、グループホームは 81%と（同 64.7%）と小規模な施設ほど一人夜勤が多い。

夜勤体制を把握している市町村数が減ったことは非常に残念であり、自治体にはまず介護施設における夜勤実態の把握を求めたい。

（５）高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。（P82参照）

加齢性難聴を対象とする補聴器購入助成に踏み出す自治体が急速に広がり、2026 年 7

月時点で 721 市区町村（全日本年金者組合中央本部調べ）となっている。愛知県内でも、2026 年 7 月現在、35 市町村（65%）となった。

加齢に伴う難聴は高齢者の日常生活や家族や友人とのコミュニケーションを困難にし、認知症やうつ病の要因となることも危惧されている。高齢者の生活の質の悪化を防ぐにも補聴器を安心して購入できる助成制度の早期実施が求められる。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会は「認知症のリスク因子の中で、対策可能なことで最もその影響力が大きいのが難聴」とし、2023 年に「聞こえの 8030 運動」（80 歳になっても 30 d B の聴力を保つ、または補聴器使用時に 30 d B の聴力を保つ）を開始した。

2024 年度の実績を見ると県内 16 市町で 977 人が助成制度を利用し、助成金額は 2,300 万円を超えた。「所得制限なし」（課税世帯は半額助成）での実施が 9 市町に増えて 20 市町村となり、利用実績が高い傾向にある。助成額は 3 万円程度が多いが、設楽町の両耳で 10 万円、東海市・大口町の 5 万円なども拡充の方向が見られる。

東京都は 2024 年度から全国初の補聴器単独補助制度「聞こえのコミュニケーション支援事業」を開始し、都内の全自治体での助成が始まった。また都の支援事業開始により市町村の助成額が大幅に引き上げられている。

都道府県レベルでは、東京都以外に山梨県、神奈川県、香川県が助成を開始しており、愛知県での助成制度の創設を求めたい。

【加齢性難聴者に対する補聴器購入助成を実施していない 19 市町村】

名古屋市、岡崎市、半田市、津島市、碧南市、常滑市、尾張旭市、高浜市、日進市、愛西市、清須市、弥富市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町

★②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

高齢化が進む中で、運転免許返納後の買い物や受診など公共交通の充実が欠かせない。住民の要望や運動を反映して、県内の市町村でも高齢者の外出支援を実施、地域交通に援助、財源補助を行っている。外出支援施策として巡回バス・福祉バスの運行とタクシー代助成などがある。最も優れた施策として名古屋市の敬老パス交付があり、巡回バス・福祉バスは 42 市町村（78%）が実施と回答しているが、運行回数等については要望に応えられていない実情もある。病院や駅、買い物ができる施設など周辺市町と連携した施策の拡充が課題となっている。

豊明市、弥富市、幸田町ではデマンド型の乗合送迎バスの実証運行、一宮市、津島市、岩倉市などではタクシーを活用した外出支援事業を行っている。

高齢者の「足」の確保策として民間事業者による外出応援サービス、地域自治組織による移動支援事業、有償ボランティアの活用など新たな施策が始まっているが、事業の検証とともに県、市町村の役割と連携を求めたい。

（6）認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

2023 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとし、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を充分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としている。

この法律は 2024 年 1 月から施行され、国の認知症施策推進基本計画は同年 12 月 3 日確定した。市町村はこの趣旨に沿って認知症当事者や家族、さらには広く住民の意見を聞きながら、速やかに「認知症施策推進計画」を策定することが求められている。2025

年アンケート結果によると、策定期が「未定」とするところは 28 市町村（52%）と前年より減り、第 10 期介護保険事業計画（2027 年 4 月～）に合わせて作成するという市町村が多い。

認知症当事者や家族、さらには広く住民の意見を聞きながら速やかに各市町村が「認知症施策推進計画」を策定することを求める。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

認知症の人は年々増加しており、2025 年に 65 歳以上で認知症の人は 471 万人（13%）、2040 年には 584 万人（15%）、2060 年は 645 万人（18%）にまで増加すると予測されている。これにともなって認知症の人が引き起こしてしまう事故やトラブルが増えることが懸念され、場合によっては他人のものを破損する、道に迷って行方不明になる、電車や自動車等の交通事故に巻き込まれる、などといったトラブルが発生する心配がある。そうした場合の備えとして、民間保険を活用した事故救済制度を実施している市町村が新たに、あま市と東郷町が加わり県内 36 市町村（67%）に及び、そのうち 32 市町村（59%）では加入者の保険料負担をゼロにしている。まだ、実施していない自治体は鉄道が通っているかどうかにかかわらず、早急に実施することを求める。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

名古屋市は、2020 年 1 月から 65 歳以上の市民を対象として、認知症を早期に発見して適切な治療につなげることや、予防のきっかけとすることを目的とした「もの忘れ検診」（簡易検査）を自己負担無しで始め、2023 年度からは精密検査についてもほぼ自己負担を無料にして実施している。

2025 年アンケート結果によると名古屋市、大府市、蒲郡市が検診事業を実施している。すべての市町村で実施することを求める。

（7）第10期介護保険事業計画の作成

①第 10 期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

2027 年 4 月から新たな計画となる第 10 期介護保険事業計画（3 カ年計画）がスタートする。そのための計画作成にあたっては、被保険者、利用者でもある住民の意見を踏まえた計画となるように努めることが必要である。そのために、作成にあたる策定委員会の委員の公募はもとより、審議のあらゆる過程における情報の公開、策定委員会の傍聴、短期間のパブリックコメントにとどまらない意見を充分に聞く場を設けるなどの工夫を求めたい。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

第 10 期介護保険事業計画の作成にあたっては、国の方針も 2040 年を視野にいて、地域包括ケアシステムの深化・推進を求めている。

要介護認定率は、65 歳以上全体では 18%程度であるが、75 歳以上の高齢者でみると 32%、85 歳以上では 58%となる。

人口が全体として減少する地域においても、75 歳、80 歳以上の高齢者人口は増加する地域は多くあり、サービスの必要度は要介護認定者の推移、単身高齢者割合、認知症の人を含めた地域共生社会でのサービス提供のあり方などを考慮し、反映したうえで検

討をすすめることが必要である。

新しい事業計画の作成にあたってはそうした需要の予測、必要度の上昇を十分に反映するような計画とするよう求めたい。

（８）障害者控除の認定

★①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度Ａ以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。（P83 参照）

障害者手帳の所持に関わらず、要介護認定者を市町村長が税法上の障害者と認めれば障害者控除を受けることができる。実際、名古屋市以外の 53 市町村（98%）が要介護認定者または障害高齢者自立度Ａ以上を税法上の障害者控除の対象としている。

新たに障害者控除の認定を受けた人の税と保険料の負担が 13 万 6,000 円（住民税 7.4 万円、所得税 4.3 万円、介護保険料 1.9 万円）軽減された例が生まれている。

すべての要介護認定者に障害者控除認定書を自動送付した春日井市・尾張旭市は、自動送付後の障害者控除額実績が、春日井市で約 1 億 8,000 万円、尾張旭市で約 4,000 万円増加したように、自動送付することで申請漏れの防止に役立っていることが裏付けられている。春日井市では新たに障害者控除を受けた人の市民税負担軽減額は、平均 3 万 3,000 円で、さらに所得税と介護保険料が軽減されている。

【障害者控除認定書自動送付後の障害者控除額の推移】

○春日井市：2010 年 17 億 4,031 万円→2011 年 19 億 1,758 万円（1 億 7,727 万円増加）
○尾張旭市：2016 年 4 億 1,236 万円→2017 年 4 億 5,282 万円（3,926 万円増加）

「障害者控除認定書発行枚数（県合計）」は、要望を始めた 2002 年当時 3,768 枚であったが、毎年増え続け、直近の 2024 年は 80,235 枚へと大幅に増加している。

「要介護 1 以上または障害高齢者自立度Ａ以上を障害者控除の対象」としているのは、2024 年現在 53 市町村（98%）へと拡大し、未実施は名古屋市のみとなった。

「対象者（要介護認定者等）に認定書を自動送付」は、2024 年現在 34 市町村（63%）が実施している。日進市は、2023・2024 年の 2 年間自動送付を中止していたが、2025 年から対象者全員への自動送付を復活させた。

【障害者控除認定書発行枚数（県合計）の推移】

2002 年 3,768 枚 → 2010 年 29,955 枚 → 2020 年 68,131 枚 → 2024 年 80,235 枚

【要介護 1 以上または障害高齢者自立度Ａ以上を障害者控除対象とした市町村の推移】

2006 年 24% → 2010 年 69% → 2015 年 70% → 2020 年 81% → 2024 年 98%

※未実施は名古屋市のみに

【対象者（要介護認定者等）に認定書を自動的に送付している市町村の推移】

2006 年 3% → 2010 年 21% → 2015 年 37% → 2020 年 52% → 2024 年 63%

瀬戸市は、2020 年から「要介護者への認定書自動送付」を中止したため、2019 年に 5,277 枚発行した認定書が、2024 年には 865 枚へと激減し、市全体の障害者控除額は、2020 年の 7 億 6,490 万円が 2024 年に 6 億 96 万円へと 1 億 6,394 万円も減少した。

障害者控除を受けていた人の申請漏れが多数生じたことを裏付けている。事実、瀬戸市で自動送付されていた時に障害者控除を適用して非課税世帯となり、福祉医療費給付制度を受けて医療費が無料であった市民が、自動送付されなくなって障害者控除の申請を忘れて課税世帯となり、医療費が有料となる事例が発生している。

申請漏れを防止するために、直ちに認定書の自動送付の復活を求めたい。

【障害者控除認定書自動送付廃止後の障害者控除の推移（瀬戸市）】

○障害者控除認定書交付数：2019 年 5,277 枚→2024 年 865 枚（4,412 枚減少）
○障害者控除額：2020 年 7 億 6,490 万円→2024 年 6 億 96 万円（1 億 6,394 万円減少）

また、要介護認定者に対する認定書の発行割合が県内最低水準（1.5％）の名古屋市は、他のすべての市町村が認めている「要介護認定者または高齢障害者自立度ランク A」を直ちに対象とし、63％の市町村が実施している「認定書の自動送付」の実施を求めたい。

2. 国保の改善

★（１）保険料（税）の引き下げ

（P84～86参照）

- ①保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。
- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料（税）の引き下げに使ってください。

①被用者保険と比べ、際立って高い国保料（税）の実態

所得に占める保険料割合（2023 年）は、国保 9.3％、協会けんぽ 7.2％、健保組合 5.7％、共済組合 6.1％となっており、国保の負担の高さが際立っている。

例えば 30 代夫婦と小学生 2 人の 4 人世帯、所得 276 万円の保険料（2026 年度）は、愛知県の協会けんぽが 20 万円に対し、名古屋市国保が 43 万円と 2 倍を超えている。

国保の保険料が耐え難い負担となった最大の原因は、1984 年に国保への国庫負担金を削減したことにある。そのため、平均保険料は 1984 年 3.9 万円から 2024 年度 10.1 万円へと 2.6 倍に上がっている。

また、市町村が愛知県に納める納付金が 2021 年度から 2026 年度への 5 年間で 1 人当たり約 4.1 万円（30.3％）も引き上がったことの影響も大きい。

さらに、2026 年度から子ども・子育て支援金が導入され、国保料（税）引き上げに拍車をかけていることも見逃せない。

【国保に関する主なデータ】

- 所得に占める保険料割合（全国平均・2023 年度）
国保 9.3％、協会けんぽ 7.2％、健保組合 5.7％、共済組合 6.1％
- 名古屋市国保と協会けんぽの保険料比較（2026 年度）
【30 歳代夫婦と小学生 2 人の世帯、所得 276 万円（給与収入 400 万円）の場合】
名古屋市国保：43 万円、協会けんぽ：20 万円（本人負担分）
- 国保の保険料はうなぎのぼり、平均所得は大幅減（全国平均）
 - ・加入世帯の平均所得 1984 年 179 万円 → 2023 年 145 万円（81％に減少）
 - ・1 人当たり平均保険料 1984 年 3.9 万円 → 2024 年 10.1 万円（2.6 倍）
- 国保財政に占める国庫支出金割合 1984 年 49.8％ → 2026 年 37.3％
- 愛知県が市町村に求める 1 人当たり納付金
2021 年度 13.6 万円 → 2026 年度 17.8 万円（5 年間で 4.1 万円・30.3％増加）

②国保料（税）を引き下げするために

国保料（税）の引き下げは、1）国庫負担金の増額、2）県の独自補助の拡充、3）市町村の一般会計からの法定外繰入の拡大、基金・剰余金の活用、の対応を求めたい。

1)国の 1 兆円公費投入で、協会けんぽ並みの保険料とし、均等割保険料廃止、傷病手当金・出産手当金の創設を

「協会けんぽ並みの保険料にするための必要額」は、厚労省の試算で、2012 年度実績では「約 1 兆円の公費投入が必要」とされてきたが、2022 年度実績では「約 5,500 億円」との新たなデータが示された。

1 兆円の公費投入で、協会けんぽ並みの保険料に留まらず、社会保険にはない均等割・平等割保険料を廃止し、社会保険にある傷病手当金・出産手当金の創設を強く求めたい。

2)愛知県の一般会計からの独自補助で、国保料（税）の引き下げを

市町村が愛知県に納める国保の1人当たりの納付金額は、この5年間で約4.1万円（30.3%）も引き上げられ、市町村の国保料（税）値上げの要因となっている。

国保料の引き下げを求める愛知の会が取り組む「県知事宛の国保料引き下げ署名」は、22,000筆を超えて提出されており、県の一般会計からの独自繰り入れで、国保料（税）の引き下げを求めたい。東京都では都の一般会計から2023年度に58.2億円の独自補助を実施している。

また、子育て支援のために、18歳までの子どもの均等割保険料を軽減するために、県として独自の減免制度の創設を求めたい。

3)市町村は法定外繰入の拡大と基金・剰余金の活用を（P85 参照）

県内市町村の2026年度の保険料（税）は、50市町村（93%）が一斉に値上げしている。愛知県に納める納付金が、大幅に引き上げられたとはいえ、市町村には一般会計からの法定外繰入の拡大と、国保会計に積み立てられた基金・剰余金の活用で、保険料の引き上げを抑えることを求めたい。

法定外繰入の拡大は、名古屋市が削減・解消対象外の法定外繰入を、約45億円（1人当たり11,800円）行っており、参考にしたい。

【名古屋市の削減・解消対象外の法定外繰入（2024年度決算・約45億円）】

○保険料減免制度（例）－申請が必要－（約7億円）

※本人所得135万円以下の障害者・寡婦・ひとり親、本人所得45万円以下の65歳以上高齢者の均等割を3割減免（個人単位で判定）等

○被保険者全員の均等割を一律5%軽減－申請不要－（約13億円）

○地方単独事業の医療費波及増（約3億円）

※医療費助成制度の実施で削減された国庫負担減額分を一般会計で補填

○年度間調整（約21億円）

※取り過ぎた保険料（剰余金）を3年かけて一般会計から被保険者に返還

また、国保会計に積み立てられた基金・剰余金（次年度繰越金）の活用では、2024年度の基金・剰余金は、愛知県合計で、基金保有額が107億円（1人当たり8,976円）、剰余金が77億円（1人当たり6,463円）、合計184億円（1人当たり15,439円）積み立てられている。基金・剰余金は、保険料（税）の引き下げと減免制度の実施・拡充に優先的に活用するよう求めたい。

（2）保険料（税）の減免制度

★①低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。

（P87～88 参照）

被用者保険よりも負担の大きい保険料（税）を少しでも軽減し、収納率を向上する上で、低所得世帯向けの保険料（税）減免制度は、極めて有効な施策である。

減免制度を実施した市の経験では、低所得者向け2割減免を導入し、収納率が2013年度85%から2019年度94%に向上している。

愛知県内では、一宮市・知立市・蒲郡市・新城市が廃止し、実施自治体は20市町村（37%）に減少している。

低所得世帯や障害者・ひとり親などを対象にした減免制度の実施・復活を求めたい。

【保険料減免・軽減の具体例】

○名古屋市：加入者全員の均等割を一律5%軽減、本人所得135万円以下の障害者・ひとり親・寡婦、本人所得45万円以下の65歳以上高齢者の均等割3割軽減

○豊橋市・岡崎市・日進市・田原市など：市民税非課税世帯、国の均等割7割・5割・2割減額世帯などの均等割・平等割を軽減

★②18歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。

キャラバン要請で「被用者保険では、扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも保険料がかかる」と繰り返し指摘し、子どもの均等割保険料の廃止を求めてきた。全国知事会など地方団体からも毎年要望が出され、国は、2022年度から就学前の子どもの均等割保険料の5割軽減が実現し、2027年度からは18歳まで対象拡大が実現した。

しかし、国の減免は、半額減額に留まっており、全額免除への改善を求めたい。

子どもの均等割保険料減免を実施した自治体の経験では、18歳までの保険料を減免したことで、従来低かった多子世帯の収納率が顕著に向上する結果が得られている。

県内では、下表のとおり3市町（6%）が18歳までの子どもの均等割保険料の減免制度を実施している。特に大府市は、一般会計に「子ども子育て応援基金」を設け、18歳までの子どもの均等割保険料の9割減免に踏み切っている。

また、県外では、18歳までの均等割保険料相当額を子育て世帯応援金等として一般会計から支給し、実質的に均等割保険料をゼロとする自治体があり、赤字解消の対象とならない点で注目できる。

引き続き、国に対し全額免除を求めるとともに、愛知県および市町村に対し国制度に上乘せする独自減免の実施を求めたい。

【子どもの均等割保険料減免・軽減実施例】

市町村	減 免 内 容
大府市	18歳以下の均等割を9割減免（2024年度実績：676件1,788万円）
稲沢市	18歳までの均等割を5割減免（2024年度実績：873件1,285万円）
設楽町	18歳までの均等割を5割減免（2024年度実績：44件67万円）
宮城県仙台市	18歳未満の均等割保険料を5割減免 ※法定軽減と独自減免を適用し、未就学児と、就学後～18歳未満の7割・5割軽減世帯は、均等割保険料ゼロ 就学後～18歳未満のその他世帯は、所得により5～9割の減免
滋賀県米原市・群馬県渋川市・茨城県かすみがうら市	「子育て世帯応援金」、「子育て世帯支援金」などで、18歳までの均等割保険料負担分を一般会計から支給 ※一旦保険料は支払うが、均等割負担分がゼロになるように、応援金（支援金）を支給する。

★③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。（P89参照）

収入減少を理由とした保険料（税）減免は、設楽町、東栄町、豊根村を除く51市町村（94%）で実施し、2024年度で8,899件、約7億3千万円の実績がある。

しかし、2023年度実績がゼロまたは1桁の市町村が、未実施の3町村を含め28市町村（52%）もあるように、適用要件が極めて厳しい実態がある。

とりわけ当年見込所得の減少割合を前年所得の2分の1以下の要件とする37市町村（69%）、前年所得300万円以下を要件とする22市町村（41%）では、活用が困難であり、直ちに改善を求めたい。

名古屋市の場合、「前年所得1,000万円以下、当年見込所得274万円以下、見込所得が前年所得の8割以下」の優れた要件としており、2024年度実績が7,059件、約6億3千万円と他の市町村より格段に多いことを評価したい。すべての市町村が名古屋市並みの要件に改めるよう求めたい。

(3) 保険料(税)滞納者への対応

★①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。(P92 参照)

県内の資格証明書発行は、2022年以降の4年間の発行は、発行市町村が3～5市町村に留まり、発行世帯数も100世帯を下回っており、全国で最も発行数の少ない点は高く評価できる。その後、健康保険証の新規発行停止と同時に、保険料滞納世帯への制裁措置として発行してきた「短期保険証」と「資格証明書」が廃止された。

しかし、長期保険料滞納世帯に医療機関窓口で医療費10割負担を強いる仕組みは、「特別療養費の支給」という形で、そのまま温存され、その対象世帯は、2026年6月1日には9市町424世帯へと広がった。

資格証明書発行中止に踏み切った市町村の教訓「資格証明書発行は被保険者との縁切り宣言。収納対策には結びつかない」を活かし、医療費の10割負担を強いる制裁措置「特別療養費の支給対象世帯」を無くすよう求めたい。

滞納世帯に対する対応は、無理なく支払うことのできる国保料(税)とするとともに、国保料(税)減免制度や納税緩和制度の活用、滞納処分の停止の迅速な実施を求めたい。

【資格証明書の発行市町村数・世帯数の推移】※発行割合は、滞納世帯数に対する割合

年 月	滞納世帯数	発行市町村数	市町村割合	発行世帯数	発行割合
2018年6月	126,304	22	41%	4,798	3.8%
2019年6月	114,378	19	35%	4,386	3.8%
2020年6月	107,397	13	24%	659	0.6%
2021年6月	99,625	9	17%	285	0.3%
2022年6月	92,363	5	9%	77	0.1%
2023年6月	72,807	5	9%	23	0.0%
2024年6月	59,958	5	9%	61	0.1%
2025年6月	69,379	3	6%	33	0.0%

※2025年6月の発行市町村：豊橋市・豊川市・小牧市

【医療費10割負担の制裁措置(特別療養費の支給)の対象市町村数・世帯数】

※対象割合は、滞納世帯数に対する割合

年 月	滞納世帯数	対象市町村数	市町村割合	対象世帯数	対象割合
2026年6月	70,084	9	17%	424	0.6%

【医療費10割負担の制裁措置(特別療養費の支給)を実施する9市町村】

豊橋市、半田市、豊川市、犬山市、常滑市、小牧市、弥富市、清須市、東浦町

★②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

「納税の緩和制度」の活用は、「徴収の猶予申請」が2023年度286件、2024年度172件、「徴収の猶予許可」が2023年度286件、2024年度173件と、いずれも大幅に減少している。また「換価の猶予許可」が2023年度28件、2024年度22件、「職権の換価の猶予」が2023年度419件、2024年度401件と減少している。「納税の緩和制度」を広く案内するとともに積極的な制度の活用を求めたい。

また、「滞納処分の停止」は、2023年度33,367件から2024年度28,252件へと5,115件も減少した。保険料(税)未納世帯の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などの迅速な実施を求めたい。

★③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。
(P90～91 参照)

「滞納世帯数」は、2023 年 6 月 1 日の 72,807 世帯から 2024 年 6 月 1 日は 59,958 世帯へと 12,849 世帯減少した。

「差押え件数」は、2023 年度 22,104 件から 2024 年度 20,881 件に減少している。

「財産調査件数」は、財産調査の電子化により、調査件数が 2023 年度約 72 万件から 2024 年度約 90 万件へと飛躍的に増加している。

国保料（税）滞納者への差押え件数

年度	愛知県	名古屋市
2020 年度	14,838	4,756
2021 年度	18,172	5,590
2022 年度	19,885	5,759
2023 年度	22,104	7,263
2024 年度	20,881	6,713

★（４）保険料（税）の統一への対応

①都道府県単位の保険料（税）統一に反対してください。

②保険料（税）および保険料（税）減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料（税）統一を前提としないでください。

①愛知県国保運営方針では「保険料統一の方針」は決定していない

2018 年度からの国保都道府県単位化に伴い、国からは「都道府県単位の保険料統一」の圧力が強まっているが、完全統一実施は大阪府と奈良県の 2 府県のみである。

愛知県国保運営方針では「完全統一の方針は、被保険者及び市町村に与える影響を総合的に検討し、2029 年度までに一定の結論を出す」との慎重な表現に留めており、完全統一の方針を決めていない。

しかし、市町村によっては、保険料統一を前提にした保険料引き上げや保険料減免制度の廃止の動きが見られるが、拙速な対応を避けるように求めたい。

②「保険料完全統一」の 3 つの問題点

第 1 に、市町村国保に蓄えられた剰余金・基金を保険料引き下げに使えなくなり、市町村独自の保険料減免制度も原則廃止される。

第 2 に、「保険料の完全統一」は、大幅な保険料の引き上げをもたらす。統一保険料を強行した大阪府は、全市町村が、国保料の高い全国ワースト 50 に入った。

第 3 に、受けられる医療サービスが整っておらず、医療費水準が低い市町村でも、高い保険料負担を求められる。

③県が統一保険料を市町村に強制する権限はない

国民健康保険法では「保険料を決める法令上の権限は市町村」と定めており、県の示す統一の方向に同意できなければ、統一に従う義務はない。

愛知県に対しては、保険料統一を行わないよう求めるとともに、市町村に対しては、保険料統一に反対するよう求めたい。

（５）傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

社会保険には、病気・ケガや出産で休んだときの収入を保障する「傷病手当金・出産手当金制度」があるが、国保には「傷病手当金」「出産手当金」ともない。たまたま加入した医療保険の違いで、給付内容が異なるのは、不公平の最たるものである。

2024 年 10 月、国連女性差別撤廃委員会の総括所見で、日本政府に対して「国保の傷病手当・出産手当など基本的サービスの確保」が勧告されている。

国に「傷病手当金・出産手当金制度」の創設を働きかけるとともに、引き続き県・自治体に制度の創設を求めたい。

(6) 一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

医療費一部負担金の減免制度を設けているのは52市町村（96％）で前年度と変化がない。未整備は、東栄町、豊根村のみである。減免実績は、2023年度244件、約522万円から、2024年度184件、約112万円へと減少している。実績のあるのは僅か8市町村（15％）に限られている。

減免対象を災害や失業などによる収入減少に限定する自治体もあり、対象要件の緩和、申請事務の簡素化、全世帯へのわかりやすい制度案内の徹底などを求めたい。

【一部負担金の減免制度のない2自治体】

東栄町、豊根村

★(7) 資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

国は健康保険証のマイナンバーカードへの一本化を進めており、2025年12月1日にはすべての健康保険証が有効期限を迎え、マイナ保険証を持っている方は原則としてマイナ保険証で、マイナ保険証を持っていない方は資格確認書で受診することとなった。

しかし、医療機関の窓口などでトラブルが絶えないことから、政府はさまざまな例外措置を講じる必要に迫られ、2026年7月末までは有効期限の切れた健康保険証での資格確認を認めていたほか、後期高齢者全員に資格確認書の発行も行った。これらの措置は、従来の健康保険証発行を廃止したことが時期尚早だったことを示している。

医療機関に行ったアンケートでは、オンライン資格確認をめぐる、資格確認ができない事例やマイナ保険証の有効期限が切れている事例などが現在でも頻発している。2026年8月以降は、従来の保険証が使えなくなり、75～84歳までの後期高齢者についても資格確認書の全員発行がされなくなった。トラブルが解決していないなかでの例外措置の廃止は、医療機関や自治体の窓口で更なる混乱を招くものである。

2025年アンケート回答では、「国保の新規資格取得者がマイナ保険証の登録の有無を把握しておらず、間違った情報で発行し、後日正式なものを送っている等、余分な事務処理が発生している」との意見が出されており、実際に自治体の負担も増加している。

東京都の世田谷区では国保の全加入者に資格確認書を職権交付している。厚労大臣も国会答弁で資格確認書を全加入者に発行するかどうかは「自治事務であるため自治体の判断ということになる」と回答している。

すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるよう、また医療機関や自治体窓口でのトラブルを防ぐためにも全加入者への資格確認書発行を求めたい。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

(P93参照)

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

食料品や光熱費など生活に欠かせない品目の物価高騰が続く、生活保護の利用者の生活を直撃している。

総務省が公表した2026年6月の消費者物価指数(2020年=100)は113.6で、前年同月比1.7%上昇だった。中でも、食料が128.6、光熱水道が120.0で、前年同月比は、食料が3.2%上昇だった。今なお、食料の上昇が全体の指数を押し上げている。消費者物

価指数は、2020 年を 100 としているので、そもそも、この 6 年ほどの間に食料や光熱水道は 20%から 30%上昇している。

厚生労働省は「社会経済情勢等を総合的に勘案」した「臨時的・特例的な対応」として、一人当たり 2023 年 10 月から月額 1,000 円、2025 年 10 月から月額 1,500 円、2026 年 10 月から月額 2,500 円の特例加算を支給している。しかし、物価高騰には全く追いついておらず、食生活を切り詰めざるを得ない生活は、必要な栄養が取れないなど、まともな日常生活が送れないとの声が多く寄せられている。

2013 年に行われた生活保護基準の減額をめぐる争われていた「いのちの砦裁判」では、2025 年 6 月に、減額は違法として減額の取り消しを命じる最高裁判決があった。国や自治体は、違法な減額を 13 年間放置していたことを重く受け止めるべきである。

生活保護基準は国が決めることであるが、自治体から、現場の生活保護利用者の声を国に届け、憲法に定める「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるよう大幅な増額を国に要望するよう求めるとともに、国が増額するまでの臨時的緊急的な対応として、自治体の責任で手当などを支給することを求めたい。

国の「重点支援地方交付金」に基づく「非課税世帯給付金等」は収入認定しない取り扱いが定められており、また、生活保護の実施要領では、地方自治体が盆、年末などに支給する金銭は 8,000 円まで収入認定をしないという取り扱いになっている。手当以外にも、フードバンクの活用や水道料金の助成（大府市・岩倉市、全世帯が対象）など自治体独自の取り組みも期待される。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。
- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

厚生労働省の統計によれば、全国の被保護実人員は 2015 年 4 月から減少傾向にあり、被保護実世帯数は微増傾向にあったものの 2024 年 11 月からは微減に転じている。しかし、2023 年に公表された厚生労働省国民生活基礎調査によれば、2021 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 127 万円で「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 15.4%であり、1.6%程度で推移している（生活）保護率とは大きな開きがある。生活に困窮している人たちが生活保護までたどり着いていないのではないかと指摘がされており、日本弁護士会は、一時的な困窮に陥った人も含めて、誰もが必要に応じて利用しやすい制度となるよう「生活保障法」への改正を提案している。

しかし、窓口においていまだに、「申請をしたかったのに書類をもらえなかった」「話をよく聞かずに駄目と言われた」という声が後をたたない。「持家がある」「家賃が高すぎる」「借金がある」「外国人だから」などの誤った理由で申請を受理しない、「仕事が見つかったから」「親族と相談してから」と受理を先延ばしする事例（いわゆる「水際作戦」とよばれるもの）は、法律に定められた「申請権」を侵害するものである。また昨年、一部の自治体が、申請時に申請者の財布の中身を確認していることが報道された。開始時の手持金の確認は、申請者の申告で足りるものであり、屈辱的な必要ないハードルを設けて申請を抑止しようとすることも「申請権」を侵害することにつながる。

申請権を侵害しない説明や対応が周知徹底されることが必要である。そのためにも、申請書を渡さないのではなく、いつでも申請できるようにわかりやすいところにおくような対応を求めたい。豊川市、東海市、北名古屋市では申請書を窓口や相談室の見える場所におくなど工夫がされている。

また、厚生労働省は、「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」といったメッセージをウェブサイトに掲載するなど周知に努めている。生活保

護の申請を抑制しようとするのではなく、むしろ生活に困った人に積極的に生活保護制度を利用してもらい、「自立」につなげる取り組みこそが求められている。滋賀県野洲市が作成した「生活保護の申請は国民の権利です」と大きな字で記載したポスター、チラシは話題になったが、2025年キャラバン調査でホームページやしおりなどに「生活保護は権利です」「ためらわずに相談ください」という趣旨の記載している自治体は県内で11カ所に増えた。

安城市では2022年に起きた外国人への対応をめぐって第三者委員会が設置され2024年から改革プランが実施されている。各自治体に生活保護制度の積極的な周知を求めたい。

ところで、2023年に明るみに出た群馬県桐生市の事例は、1カ月分として決定された保護費を全額支給しない、扶養義務者本人ではない第三者が記載した扶養届に基づき、仕送りを収入認定していたなど違法な取り扱いが行われていて、2012年ごろまでは群馬県平均値を上回っていた保護率が、急激に減少し10年ほどで半減していた。周辺自治体と保護率を比較することは、どのような保護行政が行われているかを知る一つの目安となる。

生活保護の開始決定は、相談→申請受理→開始という形で行われている。相談件数のうち、申請受理に至らなかった件数が多いと、一般的に、申請権が侵害されている可能性があり、逆に相談件数と申請受理件数が同じような場合は、生活困窮者支援の窓口など別の窓口で相談業務をしている場合を除き、広く生活に困った住民の相談を受けていない可能性がある。また申請が受理されても開始決定されない件数が多い自治体もある。幅広く申請を受理しているのであれば積極的な対応と考えられるが、開始決定を厳しくしている場合もあり実態をよくつかむ必要がある。

【2026年5月生活保護被保護者調査（厚生労働省）】

- 被保護実人員 1,970,237人（対前年同月比△20,624人）
- 保護率 1.60%（被保護実人員/人口（総務省人口推計概算値））
- 被保護実世帯数 1,641,803世帯（対前年同月比△3,953世帯）
- 保護の申請件数 20,991件（対前年同月比△2,037件）
- 保護開始世帯数 18,062世帯（対前年同月比△1,860世帯）
- 高齢者世帯 903,908世帯（55.3% 対前年同月比△2,053世帯）
うち単身高齢世帯 844,908世帯（51.7% 対前年同月比+617世帯）

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

住居のない人に対して、施設や無料定額宿泊所への入所を強要する実態がみられる。生活保護施設への入所でなく、居宅保護にし、居宅支援をすべきである。住居のない人のための施設は、他の社会福祉施設に比べて個室化が遅れている。個人の尊厳、プライバシーの保護、自立の尊重、個別の病状への対応など個室化を早急に進めていくことが必要である。相部屋はなじまないという理由で、生活保護申請をためらっている人が多い。トラブルも多く、入所しても野宿に戻る、「貧困ビジネス」と言われる「無料低額宿泊所」に入るといった状況を生む原因にもなっている。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

各地で「災害級」の暑さが続き、熱中症のリスクが高まり、自宅で死亡する例も出ている。エアコンは今や、ぜいたく品ではなく、命を守るために必要なものである。生活保護の開始時などにエアコンの持ち合わせがない場合、購入・設置費用の支給が2018

年度から認められている。しかし開始時等に限らず、現にエアコンの持ち合わせのない世帯に対する購入・設置費用や、耐用年数が越えている世帯の買い替え・修繕の費用も支給の対象とすべきである。同時に、エアコンを設置していても、電気代の負担を心配して使用をためらうことのないよう電気代の補助（夏期加算）が必要である。

生活保護は、「保護の実施要領等の改正に関する意見」を各自治体から提出できるようになっており、昨年、国に要望したと回答する自治体も複数あった。すべての自治体で国に要望することを求めたい。同時に、国の責任として傍観できる状況になく、臨時・緊急的な対応として、国が支給を認めるまでの間、自治体で支給することを求めたい。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

扶養照会（扶養義務者への直接の照会）は、生活保護を受けたくない「心理的なハードル」といわれ、改善が求められていた。厚生労働省は、2021年2月26日付の課長通知、事務連絡で、扶養照会を行わない特別な事情の判断基準を、従来「20年間音信不通であること」と例示していたものから、「借金を重ねている」「縁を切られている」「一定期間（10年程度）音信不通である場合」などと変更した。また、同年3月30日付の課長通知、事務連絡で、「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合、その理由について特に丁寧に聞き取り、扶養照会を行わない事情に該当するかどうか検討すること」とされ、申請者の意向を尊重することが明記された。従前ほぼ一律に扶養照会をしていたものを、申請者からよく聞き取りの上、扶養の可能性のある扶養義務者に絞って扶養照会を行うように変更されたものである。

しかし、全国で、扶養の強要や改正問答集で行わないとされた扶養照会が行われている例が報告されている。2025年3月に行われた厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議では、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない」こと、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、「扶養照会」を行わない取扱いとしていることがあらためて周知され、各自治体に「扶養義務の履行が期待できない扶養義務者がいる場合には、面接相談員にその事情を相談することを保護のしおりに記載すること」など丁寧な相談支援に努めることを求めている。少なくとも厚生労働省の通知に沿った対応を求めたい。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

生活保護世帯の車所有は、厚生労働省は保有も運転も原則として認めていない。生活保護か自動車保有かの選択を迫られ、生活保護を利用することが必要な世帯があきらかめざるをえない「物理的なハードル」になっている。自動車は、公共交通機関が整備されていない地域ではもちろんのこと、都心部でも子育て世帯の保育園の送迎などには欠かせないものとなっていて、生活に必要なものになっている。資産価値が少ない自動車については原則として保有を認めるべきである。

自動車の保有をめぐるっては、三重県鈴鹿市をはじめ各地で訴訟があり、保有が認められる場合は限定されているとはいえ、拡大されている。一律に保有を認めないのではなく、個々の事由に配慮し、該当する場合は積極的に所有を認めるべきである。

【自動車保有が認められる場合】

- 事業用の自動車 ○通勤用の自動車（障害者の場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住地か勤務先がある場合、深夜勤務に従事している場合）
- 通院・通所・通学用の自動車（障害者、公共交通機関の利用が著しく困難な地域）
- 保育園の送迎（公共交通機関の利用が可能な保育所がない場合）

【自動車の処分が保留される場合】

○失業中や療養中で就労が中断しているが短期間に就労を再開し保護を脱却できる場合

また、自動車の使用目的について、障害者が通院用として認められていた自動車の買い物等への使用をめぐる三重県鈴鹿市で争われた高裁判決を受け、2024年12月26日付で、厚労省は買い物等は原則として使用を認めるよう生活保護問答集を改正した。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。（P94 参照）

社会福祉法第16条では、「市部」は240世帯まで3人、80世帯増すごとに1を加えた数、「郡部（町村部）」は390世帯以下で6人、65世帯増すごとに1を加えた数を標準としてケースワーカーを配置すると定めている。また査察指導員は事務次官通達でケースワーカー7人に1人の配置が定められている。

2025年アンケート結果によれば、県内では14市3福祉事務所でケースワーカー1人あたりの担当世帯数がこの標準を上回っている。中でも名古屋市、岡崎市は100以上となっていてとても標準数とは言えず違法状態にあるといっても過言ではない。標準数を達成していない自治体は早急な改善を求めたい。

ケースワーカーの配置にかかる費用は地方交付税の算定の基礎にもなっており、2025年度予算では標準団体行政規模（市・人口10万人）の自治体で1人増員され18人が措置されている。

ケースワーカーの不足は、それだけ利用者に寄り添った生活保護の実施や相談が困難になるばかりでなく、事務の遅延や過誤（必要な生活保護費が支給されなかったり、逆に支払われてはいけない生活保護費が支給されていたりする）が生じる原因にもなっている。名古屋市で障害者加算の漏れが放置されていた事件があり、国家賠償が命じられる判決が高裁であった。住民サービスの向上どころか、適正な行政の執行という観点からも早急な配置の改善を求めたい。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。（P94 参照）

女性の人権を保障するうえで、女性に対する相談や家庭訪問などは、女性のケースワーカーの同席が当然の権利として認められなければならない。2025年アンケート結果で、女性ケースワーカーの配置は、正規職員190人から205人、27%から29%と若干増えたものの、未配置の市が11市ある。女性職員の積極的な配置を求めたい。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。（P94 参照）

県内のケースワーカーの在職年数は平均年数が1年に満たない市が6市、1年はあるが2年に満たない市が14市ある。専門職採用は、名古屋市は社会福祉採用があり実質的に専門職採用をしている名古屋市を含めて県と11市にとどまっている。

ケースワーカーの業務は、生活保護の制度を熟知することは無論のこと、ケースワークの技術や社会保障制度をはじめとする他法他施策に長けることが必要であり、1・2年で身につくものではない。専門職を採用し、ベテランの職員を育てることが必要である。

なお、ケースワーカーの外部委託問題が検討されているが、現行制度の下では、決定権を持つものが、利用者からの相談を受けず、利用者と切り離されることになれば、今以上に厳しい運用になる。利潤追求が第一のところ委託されると、コストを下げることを前面に打ち出すこともあり得る。安易に委託を考えるべきではない。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(P 94 参照)

会計年度任用職員が増加し、正規のケースワーカーと会計年度任用職員の比率は10対6になっている。就労支援員など専門的な資格を持った職員が配置されるようになったが、春日井市が正規職員であることを除いて、そのほとんどが会計年度任用職員である。専門的な相談や援助の業務は、補助業務ではなく、ケースワーカーと同等の立場で利用者とかわる必要がある。報酬が低く任期も定められている会計年度任用職員にはなじまず、正規職員としての採用を求めたい。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

(P 95 参照)

「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付」について、現在生活保護を利用している世帯は申し出が不要だが、2013年以降に生活保護が廃止になるなど、現在、生活保護を利用していない世帯は、当時の自治体に申し出をする必要がある。

8月から手続きが始まり、コールセンターなどが設けられているが、新聞やテレビでそれほど報道されているわけではなく、自分が対象者だとは知らない人が多い。世帯主が死亡していて誰が手続きをしていいのかわからないという人や、現在生活保護を利用している人であっても、転居して自治体が変わっていて転居前の自治体に申し出が必要である人もいる。国や自治体が違法状態を放置してきた13年間は長く、多くの人たちが生活スタイルを変えていると思われる。

追加給付は、違法とされた減額分に対する支給であり、被告とされた国や自治体の責任で対象となる利用者等に支払うべきものである。追加給付の案内には、判決の趣旨を明記して、わかりやすく伝えるようにする必要がある。できるだけ対象者の把握につとめるとともに、広報やホームページによる案内にとどまらず、住所が把握できている場合は直接案内をし、マスコミ、メディア、民生委員、ケアマネ、施設などの福祉事業者を活用するなど、さまざまな方法を工夫して周知の徹底を求めたい。また、追加給付の申し出の受付期間に期限を設けないことも求めたい。

特に認知症を発症していたり、障害があってホームページなどを自分では確認できなかったりする人たちへの配慮を求めたい。

虐待やDV等で出身世帯を離脱した人の分は、出身世帯の世帯主にまとめて給付せず、個人単位での追加給付を行う取り扱いとされたい。

(2) 生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

生活困窮者自立支援法は2015年4月に施行された。生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされ、自立支援は、生活保護になる前の段階の支援をする「第二のセーフティネット」と呼ばれている。生活困窮者自立相談事業、住居確保給付金の支給が市等に必須事業とされていて、他の事業は任意、実施主体は市等であるが、社会福祉法人等に委託が可能となっている。町村は、県の事務所が担うが、町村の相談支援事業も認められていて県内では5町が実施している。単身高齢者世帯の増加等を踏まえた住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援、子どもの貧困への対応などを図るため、2024年6月に法律が改正された（一部を除いて2025年4月から施行）。一時保護事業が居住支援事業と変更になり、シェルター事業と地域居住支援事業が行われることになったほか、生活保護世帯

の子どもに訪問して学習支援を行う事業の実施や事業への生活保護利用者の参加が可能になったほか支援関係機関の連携強化のため支援会議等の開催などが定められた。

生活困窮者自立相談事業は、県は西三河（幸田町）のみ委託している。何らかの形で委託している市は 24 市に上る。委託先は社会福祉協議会が最も多く、社会福祉法人や NPO 法人への委託もある。特に自立相談は、住民の生活困窮の実態が把握できる場であり、生活保護をはじめ市の他部署や関連機関との連携が必要で、直営を求めたい。

支援が必要な人の中には、気力の減退、地域社会からの孤立、行政機関への心理的抵抗感等、自ら窓口に出向くことが難しい人も多く、支援が必要な人の把握に努められたい。自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできることが重要である。支援関係機関の連携強化が形式的なものにならないことを求めたい。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

任意事業（一時生活支援、就労準備支援、就労訓練、家計改善支援、子どもの学習生活支援）をすべて実施（実施予定）しているのは県と 6 市のみしかない。実施していない市や、実施していても利用実績が少ない市が多い。工夫を凝らした広報が必要と思われるが、事業を実施しないことは、必要なサービスを受けられないということであり、全事業をすべての自治体で行うことを求めたい。

特に子どもの学習支援は、全県的に利用が伸びており、全市での実施が望まれる。また、法改正で 2025 年度からシェルター事業と地域居住支援事業が位置付けられている。地域居住支援事業は増え続ける単身の高齢者などの支援にかかわるものであり、早急な実施が望まれる。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

食料品や光熱費など生活に欠かせない品目の物価高騰が続き、生活困窮者の生活を直撃している。生活困窮者に対する支援は緊急の問題であり、同時に当分の間継続する問題でもある。手当の支給など国の支援を待たず自治体としてできる支援を求めたい。

豊明市では、子どものいる生活困窮世帯に対し、「まごころサポート便」として食料品等を配布している。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

近年の夏の暑さはいのちに危険を及ぼすレベルに達している。総務省消防庁のデータによると熱中症は住居での発生が圧倒的に多くなっている。その予防には各家庭へのエアコン設置が重要である。熱中症による死亡者をなくすためにも、エアコンを購入する余裕のない低所得世帯に対して、エアコンの設置の助成が必要である。また老朽化したエアコンは買い替えが必要であり、買い替え費用を助成の対象に加える必要がある。なお、県内では、東海市、清須市、扶桑町が実施しており、2025 年度には名古屋市も在宅高齢者エアコン設置助成事業を行った。

【低所得世帯に対するエアコン購入助成実施自治体】

名古屋市（2025 年度のみ、65 歳以上の非課税、生活保護世帯）、東海市（高齢者世帯）、清須市（高齢者世帯）、扶桑町（非課税世帯）

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。（P96～98 参照）

愛知県は「福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭・高齢者の医療費助成）」の一部負担金導入については県民の猛反発により、2013年に実質的に断念した一方、所得制限については「研究は引き続き深める」としている。今後、県が一部負担金や所得制限について再び検討・提案することがないよう、監視していく必要がある。

県内の各市町村からは、「市町村の現状に県が追いついていない」「財源論としてでなく必要な福祉施策として制度の持続・拡充を」など県制度の拡充を求める声も多い。

子ども医療費助成制度等の福祉医療制度を現物給付で実施している市町村に対する国保の国庫補助金削減（ペナルティ）は、2024年度から18歳までを対象に廃止されているが、全国知事会など地方三団体は障害者・ひとり親医療などの医療費助成に係る減額措置をすべて廃止すべきとしている。一刻も早いペナルティの廃止を求めたい。

入院時食事療養費に対する助成は子どもに対して北名古屋市が実施している。静岡県では、35市町のうち33市町で子どもに対する助成を行っている。子どもに対する助成はもちろん、すべての福祉医療制度での助成を求めたい。

国が医療制度改悪を推し進める中、自治体が県民の命と健康を守る防波堤の役割を果たすため、引き続き福祉医療制度の存続・拡充が求められる。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

（P96～97 参照）

子ども医療費助成制度は、愛知県内でも「窓口での自己負担がなくなること、子育てをする家庭における安定と、次世代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上、更に医療に係る経済的な負担を軽減することができる」とし、対象が拡大されている。子どもが安心して医療機関に受診できるようにすることは、最大の子育て支援策と言える。

愛知県内ではすべての市町村が愛知県の補助基準（通院：義務教育就学前、入院：中学卒業まで）より独自に拡大して実施している。

「通院・入院とも18歳年度末まで無料」は53市町村（98%）に広がった（予定含む）。これは、長年地道に働きかけてきた自治体キャラバンの大きな成果である。

通院では、「18歳年度末まで無料」を実施していないのは高浜市のみとなった。県内最後の未実施自治体となる高浜市には、18歳年度末までの実現を強く求めたい。

中学校卒業後について、「償還払い」としている市町村が、3町村（6%）あるのは問題であり、「現物給付（窓口無料）」を求めたい。

すべての市町村に、通院・入院とも自己負担・所得制限がなく、現物給付（窓口無料）での18歳年度末までの医療費無料制度の実施を求めたい。

愛知県制度の対象範囲は、2008年度以降拡大されず、県内の市町村の水準に大きな後れをとっている。全国の都道府県では、群馬県、鳥取県が県制度として通院・入院とも18歳年度末まで、自己負担・所得制限なく窓口無料としている。全国で対象拡大が進められる中、愛知県制度でも直ちに通院・入院とも18歳年度末までの実施を求めたい。

それと同時に、国の制度として子どもの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。全国市長会や全国知事会でも子ども・子育てに関する決議や提言が出され、この中で子ども医療費について全国一律の国の保障制度創設への要望が出されている。国制度としての18歳までの医療費無料制度の創設を求めたい。

【「入院・通院とも18歳年度末まで医療費無料」を実施していない自治体】

高浜市（大府市は2026年10月、岡崎市は2027年4月から実施予定）

★③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。
(P98 参照)

精神医療は、経済負担が病状にもたらす影響も大きい。精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持している人については、46 市町村（85%）が精神疾患に限定せず、すべての病気を対象に自己負担部分を無料としている。残る 8 市町村の無料化を求めたい。

【手帳 1・2 のみでは、全疾患の医療費が無料にならない 8 自治体】

岡崎市、瀬戸市、春日井市、碧南市、尾張旭市、高浜市、愛西市、弥富市

自立支援医療（精神通院医療）認定者については、47 市町村（87%）が精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、通院の精神疾患に係る自己負担部分を無料としている。2026 年より新たに清須市が助成を終了している。無料としていない 7 市町村には、早急に無料化を求めたい。

【自立支援医療認定のみでは、精神疾患（通院）の医療費が無料にならない 7 自治体】

名古屋市、岡崎市、清須市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村

また、愛知県には、手帳 1・2 級を所持している人はすべての病気の自己負担を無料とし、自立支援医療の認定を受けた人は、精神疾患の自己負担を無料とするように制度の拡充を求めたい。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料にしてください。

後期高齢者福祉医療費給付制度（福祉給付金）は、高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度で、高齢者に大変喜ばれている制度である。

愛知県は県内各市町村の反対を押し切って、2008 年 4 月から「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象から除外する制度改悪を行ったが、38 市町村（70%）が「ひとり暮らし非課税高齢者」を独自に助成継続している点は高く評価できる。

愛知県に「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象に戻すよう求めるとともに、対象からの除外や縮小した市町村は、従来の水準に戻すことを求めたい。

さらに、1 人暮らしに限らず非課税世帯の後期高齢者の医療費負担を無料にするなど、高齢者が安心して医療にかかれるように、対象者の拡大を求めたい。

【後期高齢者福祉医療費給付制度（福祉給付金制度）とは？】

後期高齢者福祉医療費給付制度（福祉給付金制度）は、寝たきり・認知症・障害者・ひとり暮らし非課税者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度。

名古屋市

後期高齢者医療の対象者または 70 歳以上の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ①3 カ月以上寝たきりで、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ②3 カ月以上認知症で、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ③障害者医療・ひとり親家庭医療などの受給要件に当てはまる人

名古屋市以外

後期高齢者医療の対象者で、次のいずれかに当てはまる人

- ①ひとり暮らしの高齢者で、市町村民税非課税世帯の人
※この対象者は、県の補助基準からは外されたが、39 市町村（72%）が継続
- ②3 カ月以上寝たきりで、市町村民税非課税世帯の人

- ③3 カ月以上認知症で、市町村民税非課税世帯の人
④障害者医療・ひとり親家庭医療などの受給要件に当てはまる人
※上記以外についても、市町村独自に対象者を広げている場合がある。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

妊産婦医療費助成制度については、妊娠中に様々な合併症を発症するリスクが高まることなどから、日本産婦人科医会も創設を要望している。

愛知県内では東海市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町の6市町（11%）が実施している。設楽町では、母子手帳交付月の初日から出産（流産を含む）翌月末日まで全疾病を対象に助成を行っている。

全国では、青森県（国保）、岩手県、栃木県、茨城県、富山県が県として助成制度を実施しており、栃木県では、母子手帳交付月の初日から出産（流産を含む）した月の翌月末日まで全疾病を対象に助成している。また、新潟県は県の補助なしに全自治体の実施している。

妊産婦医療費助成制度については、国や県単位での実施も求められるが、妊産婦が安心して子どもを産み、育てられる環境を早期に実現するためにも、国や県での検討状況に関わらず各自治体での創設を求めたい。

【妊産婦医療費助成制度を実施している6自治体】

東海市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町

5. 子どもの権利保障

（1）子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

教育・学習支援事業の実施は、40市町村（74%）へと着実に広がっている（無料塾への支援としている町村のうち制度化しているところを含む）。そのうち、通年、または通年に近い形で実施しているのが34市町村（63%）ある。

実施しているほぼすべての自治体が中学生を対象としているが、小学生を対象としている自治体は把握できた範囲で16市町村（30%）に留まっている。また、小学生を対象としている自治体の大半が4年生以上である。豊田市・みよし市・長久手市・蟹江町・東浦町では1年生から、刈谷市は2年生から、蒲郡市は3年生から対象としている。学習のつまずきの要因は、学年が上がるほど複雑化してくるため、児童が根本的に何につまづいているのかを捉えにくく、サポートも困難になる。教科学力の基盤は小学校低学年までに育まれるものが多いが、この時期のサポートが不十分な場合、学校での勉強についていけない、学びを楽しめないことにつながっていく。広島県が実施しているような、小学校低学年段階からの学習支援が必要である。

「こども食堂」への補助金や食品配付、施設無料貸出しなど具体的な支援は20市町村（37%）が実施しているがまだまだ少ない。瀬戸市、春日井市、蒲郡市、大府市、知多市、清須市、長久手市、幸田町などでは実施箇所数や支援内容を拡充し大幅に予算額を増やした。特に長久手市では、1回あたり上限1万円、年上限20万円の補助金を新設した。しかし、予算措置を伴う支援の実施自治体はまだまだ少ない。また、補助のある自治体でも、食材料費の高騰に対応した補助がなければ、安定した運営は難しくなる。

「こども食堂」は3年連続で1,700カ所以上増え、2025年度には全国で1万2,601カ所に達した（認定NPO法人「全国こども食堂支援センター・むすびえ」の調査による）。全国の小学校区の約4割にこども食堂があり、地域のインフラとなりつつある。それだけ「こども食堂」を必要とする子どもたちが地域に存在しているからであるが、

設置・運営は行政主体ではなく、NPO法人や民間のボランティアに頼っているのが現状である。2023 年 11 月からは地域こどもの生活支援強化事業が始まり、こども大綱、こども未来戦略も策定された。市町村には、情報提供や広報・周知活動などに留まらず、十分な予算を伴う具体的な支援の強化・拡充を求めたい。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

1) こども家庭センターについて

2024 年 4 月から「こども家庭センター」の設置が全市区町村に求められている。これまでは、母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法に基づき虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」が併存してきたが、2つの機能を一体化し、虐待に至る前の予防的支援の中心となる。

2025 年アンケート結果では、「設置済み」が 2024 年より 14 市町村増加して 52 市町村（96%）となった。飛島村と幸田町は依然検討中である。

設置自治体のうち、センター長はすべての自治体が正規職員で配置しているが、専任は 6 市町村のみで、あとは兼務である。統括支援員も安城市を除くすべての自治体で正規配置されているが、専任は 7 市町村増加したものの半数以下の 24 市町村に留まる。各専門職は、子ども家庭支援員が 44 市町村（専任 23 市町村／正規 32 市町村）、虐待対応専門員が 37 市町村（専 19／正 24）、保健師は 50 市町村（専 16／正 45）、心理担当職員 18 市町村（専 8／正 10）、その他の職員が 44 市町村（専 22／正 28）で配置されている。専任で配置されている専門職員がいる自治体はいずれも増加しているものの、半数程度かそれ以下に留まり、会計年度任用職員を配置している自治体も多い（子ども家庭支援員 32 市町村／虐待対応専門員 18 市町村／保健師 31 市町村／心理担当職員 10 市町村）。

こども家庭センターでは、統括支援員を中心に、各専門職が一体的に支援を行う体制を構築し、虐待相談と初期対応の強化、児童相談所からの送致ケースの直接支援や、要保護児童対策地域協議会（要対協）を中心とする連携の強化が求められる。岡崎市はすべての職種に専任・正規の職員を配置し、長久手市もすべての職種に専任（心理担当職員を除いて正規）を配置している。他の市町村においても体制強化が必要である。

2) 要保護児童対策地域協議会（要対協）について

要対協は、54 市町村（100%）で設置されている。事務局（庶務機関・調整機関）の設置場所は様々で、こども家庭センターを設置している部署、またはこども家庭センター内に置かれている自治体が多いが、HP 上では確認できない自治体も多く、非常にわかりづらい。市町村間または愛知県とのスムーズな連携のためにも、事務局がどこに置かれているかを明確にしていくことが課題である。正規職員の配置は設置自治体のすべてで行われているが、やはり正規職員が専任で配置されている自治体は少なく、12 市町村（22%）に留まっている。さらに、専任職員が一人もいない自治体が 35 市町村（65%）にも上る。早期発見・早期対応、関係機関との連携といった役割を十分に果たすため、事務局体制の拡充・強化を求めたい。

（2）就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。（P99～100 参照）

経済的理由により子どもの就学に格差が生じることは、教育の機会均等の理念から見て極めて問題である。憲法 26 条は「義務教育はこれを無償とする」としているが、実

態はさまざまな家庭負担があり、これを補足する制度が「就学援助制度」である。

就学援助受給率の全国平均は、2023 年は 13.9%から 2024 年は 13.7%へと減少傾向にある。2025 年アンケート結果による愛知県の就学援助受給率は、2025 年度見込みでは、8.5%と全国平均からみて極めて低く、2025 年度見込み受給率で 10%を超えるのは、名古屋市 15.8%、蒲郡市 14.4%、新城市 12.6%、東浦町 12.7%をはじめ 16 市町村（30%）に留まり、10%以下は 38 市町村（70%）である。

就学援助対象の現状は、生活保護基準額の 1.5 倍以下 4 市町村、1.4 倍以下 3 市町村で、要望の 1.4 倍以下を満たしているのは 7 市町村（13%）である。他は 1.3 倍以下 21 市町村（39%）となっている。

就学援助の対象を、すべての市町村で、生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯とするよう求めたい。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。（P101 参照）

2024 年の支援項目の支給状況は、2010 年度から対象となったクラブ活動費が 9 市町村（17%）、生徒会費・PTA 会費が 18 市町村（33%）で、なお少ない。またアルバムなどの卒業記念品等（2019 年から対象）は 17 市町村（31%）、オンライン学習通信費（2020 年度から対象）は 19 市町村（35%）に留まっている。

すべての市町村で支給対象とするよう求めたい。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中で申請できることを周知徹底してください。（P99～100 参照）

申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが 36 市町村（67%）あるが、市町村窓口のみが 13 市町村（24%）、学校のみが 5 市（9%）残っている。どちらでも申請できるように求めたい。

また、年度途中で申請できることを周知徹底することが大切である。

★（3）義務教育無償化

キャラバンでは、学校給食無償化の要求を 2010 年から掲げ、実現を求めてきた。全国的にも、市町村での学校給食無償化が広がる中で、地方の動きがついに国政を動かし、2026 年度から公立小学校給食の無償化が実現した。これは住民と市町村の長年にわたる努力の成果である。今後、取り残された中学校給食、公立以外の小学校給食、基準額を上回る給食費の持ち出し解消など、学校給食の完全無償化を求めたい。

また、学校給食無償化にとどまらず、義務教育全体の無償化に向けて、2026 年自治体キャラバン要請では、教材費・修学旅行費・制服代などの無償化を要求に加えた。

★①小中学校の給食費を無償にしてください。（P102 参照）

小中学校の給食の無償化を実施している自治体は、全国 1,794 自治体のうち、2023 年 9 月 1 日時点で小・中学校とも完全な無償化実施が 547 市町村（30.5%）、小学校のみ 9（0.5%）、中学校のみ 18（1.0%）へと大きく広がっている（2024 年 6 月 12 日文科省「学校給食に関する実態調査の結果」）。ただし、そのうち 233 自治体で地方創生臨時交付金を財源の全部または一部に充てており、82 自治体が 2024 年度に実施しない予定となっていた。

愛知県内では、恒常的な制度としての学校給食無償化は、大府市・大口町が新たに加わり、豊田市・安城市・みよし市・飛島村・豊根村と合わせ 7 市町村（13%）となった。また、小中学生への半額補助は田原市が新たに実施して 5 市町村（9%）となった。4 学年無償化している犬山市では、第 3 子以降の全員も無償化している。さらに中学生（3 学年）の無償化を愛西市が実施するなど、なんらかの補助を行っている自治体は前年から 6 市町村増加して 37 市町村（69%）へと拡大した。

これら地方の動きが国政を動かし、ついに 2026 年度から小学校給食無償化を実現した。住民と市町村の長年にわたる努力がこの到達点を作り出したのである。ただ、国負担が 1/2 で残りは都道府県負担（地方交付税措置）となるため、基準額 5,200 円を上回る給食費（または食材料費）の市町村では、県から上乗せの補助がなければ、完全無償化には単費での持ち出しが発生する。また、今回の「給食無償化」は小学校に留まっている。

憲法 26 条では、小中学校の義務教育は「無償」である。市町村には、これまでの歩みを止めることなく、小中学校給食の完全無償化実施を求めたい。愛知県の役割も重要である。国の基準額を上回る部分は県が補助すべきである。また、愛知県が県内中学校の給食費を半額補助するのに必要な額は 60 億円程度である。国と市町村の努力に頼るだけでなく、県として小中学校給食の完全無償化を主体的にすすめることを求めたい。

【小中学校給食に独自補助をおこなう 37 市町村】－恒久的な制度に限定－

- 完全無償化：豊田市、安城市、大府市、みよし市、大口町、飛島村、豊根村
- 半額補助：豊橋市、津島市、田原市、設楽町、東栄町、稲沢市（小学生）
- 4 学年で無償化：犬山市（小 1・小 2・小 6・中 3 無償）
- 3 学年で無償化：愛西市（中学生無償）
- 多子世帯無償化：小牧市（2 人以上子どものいる世帯の第 2 子中学生と、第 3 子以降全員）、犬山市（第 3 子以降全員）
- その他一部補助：岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町

★②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

学校給食の無償化にとどまらず、義務教育全体の無償化が必要であり、2026 年自治体キャラバン要請では、新たに教材費・修学旅行費・制服代・校外活動費などの無償化を要請項目に加えた。

東京都内では、既に 19 市区が、修学旅行や補助教材の無償化、制服やランドセルの購入などに使う入学準備金の支給をはじめている。青森県でも 15 市町村が、修学旅行費の無償化に踏み出している。

愛知県内では、既に修学旅行支援補助金事業の実施や、小中学校入学祝金を支給する市町村があるが、2026 年アンケートで具体的な支援内容について回答を求めた。

（４）就学前教育・保育施設等の給食について

★①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

（P103 参照）

幼児教育・保育の無償化が始まったことに伴い、主食費＋副食費＝給食費が実費徴収の対象となったが、本来、保育所で提供される給食は保育の一環として現物給付されてきたものであり、分離は不自然である。給食費の実費徴収化をテコに保育が福祉からサービスに変質させられようとしている現状に歯止めをかけるためにも、すべての自治体が無償化すべきである。

保育給食費の無償化を主食費・副食費とも実施しているのは新たに実現した大口町と、豊川市、豊田市、新城市、田原市、みよし市、東浦町、東栄町、豊根村の 9 市町村（17%）になった。幼児副食費については、設楽町と豊山町が無償、愛西市は 3,500 円補助、飛島村は 2,900 円補助、津島市は 2,400 円補助している。多子世帯無償は、第 3 子以降全員無償化は犬山市、第 2 子以降全員の副食費免除を東海市、第 3 子以降全員の副食費免除を小牧市が行っている。それらを含め、なんらかの独自補助・減免を実施しているのは 37 市町村（69%）に広がった。一方で、2008 年から無償化を実施してきた東浦町が、2026 年度からの廃止を表明している。

小学校では「いわゆる給食無償化」が始まろうとしている。その変化の中で、もともとは実費徴収されていなかった保育給食が取り残されることに大きな違和感を持たざるを得ない。国・県は、小学校給食と足並みを揃え、保育給食の無償化の議論をすすめるべきである。市町村には、引き続き保育の実施主体として主体的なとりくみを求めたい。

【就学前教育・保育施設等の給食に独自補助を行う 36 市町村】－恒久的制度に限定－

- 完全無償化：豊川市、豊田市、新城市、田原市、みよし市、大口町、東浦町、東栄町、豊根村
- 幼児副食費に補助：設楽町・豊山町（無償）、愛西市（3,500 円補助）、飛島村（2,900 円補助）、津島市（2,400 円を上限に半額補助）
- 多子世帯無償化：犬山市（第 3 子以降全員）東海市（第 2 子以降全員の副食費）、小牧市（第 3 子以降全員の副食費）
- その他一部補助・減免：豊橋市、一宮市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、稲沢市、知立市、岩倉市、豊明市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、阿久比町、南知多町、美浜町、幸田町

★②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

これまで保育所等における給食は、自園調理が原則とされてきた。自園調理には、こどもの発達や日々の体調等を把握しながら一人ひとりに応じた食事を提供できることや、調理員・栄養士と保育者が日常的に連携できること、調理する姿や音、匂い、食材に触れることなどを通じて食育をすすめられるという大切な役割がある。一方、規制緩和により、2004 年から構造改革特区における公立保育所の給食の外部搬入が認められ、2010 年からは 3 歳以上児について全国で外部搬入が可能となった。3 歳未満児については、現在も公立保育所等の構造改革特区に限られているが、国は 2027 年 4 月から、公立保育所・公立幼保連携型認定こども園の 3 歳未満児についても全国で外部搬入を可能とする方針を示している。

こども家庭庁の「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（2025 年 9 月）」では、外部搬入では調理者が個々のこどもを見て関わり、発達状況や喫食状況等を把握することが難しいこと、とりわけ 3 歳未満児では発達段階や日々の体調等に応じたきめ細かな対応や食育の推進に課題があること、離乳食など保護者からの食に関する相談への対応にも難しさがあることを指摘している。これまでの自治体に対する国の調査では、外部搬入を導入した理由としてコスト削減などが挙げられているが、安易に外部搬入をすすめれば、こどもの食べる姿を日々見ながら、保育者と調理職員が相談して食事をつくる関係が失われかねない。また、離乳食やアレルギー、障害、体調等に応じた個別対応や食事の調整などが保育者に転嫁されることも懸念される。

給食の制度上の位置づけは、保育所、認定こども園、幼稚園など施設類型によって異なり、今回の国の規制緩和の対象は、公立保育所・公立幼保連携型認定こども園の 3 歳未満児である。しかし、いずれの就学前教育・保育施設においても、給食は単に必要な栄養を摂取するためだけではなく、こどもの健やかな発達を支え、食への関心や人との関わりを育む教育・保育の重要な一部である。国自身が外部搬入の課題を指摘しているなか、人手不足や経費削減を理由に自園調理を後退させるのではなく、調理職員等の配置と処遇を改善し、安全で豊かな給食を保障することが必要である。

（５）子どもの権利を保障する保育の質の向上

★①保育士配置基準について、国の改正基準である 3 歳児 15 対 1、4・5 歳児 25 対 1 と、国が新たに加算措置した 1 歳児 5 対 1 を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2 歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

1) 3・4・5 歳児について

2024 年度より、保育士配置基準が「改正」され、3 歳児 15：1（旧基準は 20：1）、4 歳児 25：1（同 30：1）、5 歳児 25：1（同 30：1）へと改善された。愛知から始まった「子どもたちにもう 1 人保育士を！」の運動がこの歴史的な成果につながり、これまで遅々として進まなかった県内の保育士配置改善を一気に前進させた。

愛知県内では、期限の定めのない経過措置のもとでも、2026 年 4 月 1 日時点で、3 歳児 15：1 は 36 市町村（67％／25 年 36、24 年 21、23 年 3）、4・5 歳児 25：1 は 39 市町村（72％25 年 37／24 年 23、23 年 4 歳児 1・5 歳児 0）と確実に前進した。特に公立施設においては、「加算」に留まらず基準「改正」を実現できたことが、この到達に大きく寄与している。中でも豊田市は、2025 年度より 3 歳児 12：1 へ、また、犬山市では、2 歳児 5：1（国基準 6：1）、4 歳児 20：1（同 25：1）、5 歳児 22：1（同 25：1）へ、国の新基準を上回る改善が実現した。

一方で、その犬山市も含め、経過措置期間であることを理由に、新基準による保育が実施できていない市町村も残されている。その要因として市町村当局は口を揃えて「保育士の確保ができない」と述べている。こども家庭庁が 2024 年 11 月に発表した調査結果では、保育所等で従事する保育者は登録者のわずか 38％である。保育士として就業していた者が退職した理由には「職場の人間関係」「仕事量が多い」「労働時間が長い」「給料が安い」が挙げられ、保育士の平均賃金は全産業平均よりいまだ 8.5 万円も低い（2025 年度厚労省調査 保育士 28.6 万円 全産業 37.1 万円）ままである。保育士不足ではなく「今の保育所で働きたい保育士」が不足しているのだ。「子どもたちにもう 1 人保育士を！」の運動により、3 歳児保育士配置基準の経過措置期間に 2028 年 3 月末までの期限が設けられた。未だ新基準での保育を実施できていない市町村には、保育士の離職防止・定着促進のための抜本的な対策を具体的かつ速やかに行い、4・5 歳児も含め一刻も早く新基準で完全実施することを求めたい。

2) 1 歳児について

また、1 歳児 5：1 への改善は、2025 年 4 月から「1 歳児配置改善加算」としてわずかに前進があったものの、基準そのものは改正されず、またしても先延ばしされた。しかも加算を取得するためには、処遇改善等加算をすべて取得、平均経歴年数 10 年以上など、非常に厳しい要件が課されている。そのような中でも、愛知県が 2025 年度から、国の加算を取得した施設が使える保育士配置改善事業費（施設の実情に合わせた保育士加配への補助）を新設し、国の加算を取得できない施設には引き続き 1 歳児保育実施費を残すとしたことは、これまでの運動の大きな成果である。しかし、新たな県単補助の活用がすすんでいない市町村も散見される。愛知県には、より使いやすい補助となるよう、市町村への働きかけと、大幅な拡充を求めたい。

愛知県内では、40 市町村（74％）で 1 歳児の保育士配置を国基準より改善できている。しかし、3 割の市町村では、国の最低基準で運用されており、県内でも格差が生じている。国の「基準改正」を待たず、ただちに 5：1 以上への改善を行うべきである。

3・4・5 歳児の基準改正は歴史的な変化であり、1 歳児もようやく一歩目を踏み出したが、0 歳児・2 歳児には未だ言及さえなく、世界水準の保育士配置基準へ向けた真の改善はここからである。保育の実施主体である市町村には、国が抜本的に改善するまでの間、独自の改善をすすめていくことを求めたい。

★②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。（P104 参照）

1) 減少する公立保育所設置数

これまで、児童福祉法 24 条 1 項の市町村の保育実施義務に基づき、認可保育所を中心に公的な責任の下で子どもたちの保育環境は整備されてきた。特に愛知県においては、その多くを公立保育所が担ってきた。

しかし、公立保育所の統廃合・民間移管は急速に進められており、愛知県全体における公立保育所の数は 656 カ所（前年 667 カ所）と減少を続けている。



統廃合・民間移管等の計画のある、または検討中の市町村のうち、あわせて 23 市町村（43%：公立施設のない大治町を除く）が地方交付税交付団体であり、さらに計画の中で民間移管の理由として三位一体改革等による財源上の問題を挙げているのが 22 市町村（42%：同）ある。懇談を重ねるごとに、市町村当局のほとんどが「運営費、施設整備費ともに地方財政計画の中で措置されている」事実を認識するようになり、新たに策定される計画にも財政上の理由が挙げられなくなってきたことは前進だが、「一般財源であり、具体的な金額がわからない」と述べる市町村当局も多い。

名古屋市では、さらなる「公立保育所の今後のあり方検討」がされ公立幼稚園と保育園合わせて 2 割程度削減する基本方針案が示された。東浦町では公立 8 園のうち 4 園を集約・民営化する方針が出されるなど、全県的に公立保育所の統廃合・民営化・民間委託の第 3 波が始まりつつある。公立保育施設を地域からなくすことは、地域の社会資源の放棄であり、少子化や過疎化にいっそう拍車をかけるものと危惧する。子どもの人権と地域の在り方の問題として、保護者・地域住民とともに真摯な議論を積み重ねるべきである。

2) 増え続ける認可外保育施設

その反面、認可外保育施設は愛知県全体で 923 カ所にもものぼる。公立保育施設の民間移管・統廃合を進めた結果、不足した保育の受け皿を認可外施設に求めていると言わざるを得ず、児童福祉法 24 条 1 項による保育の公的責任が形骸化しかねない。こども家庭庁の発表した「保育政策の新たな方向性」では、「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」への転換が謳われている。児童福祉法 24 条 1 項に定める市町村の保育実施義務を果たし、子どもの命と安全、健やかな育ちを守り、希望するすべての子どもに格差のない保育環境を保障するためには、公立施設の堅持・拡充、認可保育所の整備・増設が求められる。

3) 育休退園の早期解消を

下の子が生まれて保護者が育児休業を取得した際、上の子が保育所等を一旦退園となるいわゆる「育休退園」は、慣れた環境で保育が継続されるという子どもの最善の利益の点からも、保護者支援の点からも、極めて大きな問題がある。全国的には解消が図られているが、愛知県内では依然として 36 市町村（67%）で行われている。

保護者が育児休業を取得した際に上の子の入園を継続できるのは、新たに津島市、大府市、岩倉市、みよし市、南知多町、設楽町、東栄町が加わったものの 18 市町村（33%）に留まり、2024 年度は延べ 771 人の子どもが育休退園となった。育休退園を実施している理由は、ほとんどが「待機児抑制」や、「年度途中の入所枠の確保」とされているが、近年の入所状況から継続入園が可能な年齢を引き下げている市町村も複数あり、19 市町村が 2 歳児の継続入園を可としているなど少しずつ変化がみられる。

一部の市町村からは「家庭での保育が可能と判断」といった回答もあるが、出産後

の育児の困難さから見れば、実態と乖離していると言わざるをえない。2026 年 4 月から「こども誰でも通園制度」が本格実施されているもとで、未だに育休退園が解消されていない事実はあまりにも理不尽である。育休退園を廃止し、希望するすべての子どもが保育所に入所できる「全入」をめざしていくことが必要である。

【育休退園を廃止した 18 市町村】

名古屋市、豊橋市、一宮市、津島市、碧南市、豊田市、稲沢市、大府市、岩倉市、愛西市、みよし市、東郷町、豊山町、大治町、飛島村、南知多町、設楽町、東栄町

★③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

2023 年 4 月から、認可保育所および小規模保育事業に対する指導監査については、天災等やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが困難な場合や、前年度の実地検査結果等を踏まえ適切な運営が確認されている施設については、書面やリモートなどの方法での検査が可能となった。

しかし、2022 年の静岡県牧之原市での送迎バスへの園児置き去り事故以降も、全国ではいわゆる「不適切保育」が相次ぎ、子どもの安全・安心を揺るがす事案が続いている。さらに、こども家庭庁が2026 年 7 月 29 日に公表した「2025 年教育・保育等における事故報告集計」によると、教育・保育施設等における重大事故は 3,130 件報告され、そのうち認定こども園・幼稚園・認可保育所等では 2,353 件、認可保育所だけでも 1,313 件となっている。依然として多くの重大事故が発生している実態を踏まえれば、子どもの安全確保のため、実地による指導監査の重要性は一層高まっている。

2025 年アンケート結果によると、47 市町村（87%）が 実地検査からの変更の予定はないと答えている。書面やオンラインによる確認では、子どもの表情や保育士との関わり、保育室の環境、安全管理の状況、職員間の連携など、保育の実態を十分に把握することは困難である。事故や不適切保育を未然に防ぎ、安全で質の高い保育を確保するためには、自治体職員が実際に施設へ赴いて実態を適切に把握し、必要な助言や指導を行う実地検査が不可欠である。

認可外保育施設についても、こども家庭庁は「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」で、「認可外保育施設の保育内容や保育環境が適切に確保されるためには、各自治体が保育の現場に立ち入ることが重要」としており、認可・認可外を問わず、実地による指導監査体制の維持・充実が求められる。また、保育現場では、安全計画の策定・運用、送迎時の安全管理、日本版DBS制度への対応など、安全確保に関する取組が進められている。これらを実効性あるものとするためにも、自治体による継続的な実地監査と専門的な助言・指導はこれまで以上に重要となっている。

同時に、適切な指導をするためには乳幼児保育の専門性に立った視点が必要である。指導監査を行うにあたって保育士が同行しているのは 45 市町村（83%）となっている。保育士資格を有する職員や保育現場経験者を配置するとともに、必要な人員を確保・増員し、継続的かつ質の高い指導監査が実施できる体制の整備が求められる。

★④こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

2026 年 4 月から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たな給付制度として全国で開始された。しかし、制度開始後も、自治体や保育現場からは、利用す

る子どもの生活リズムや発達状況、家庭での様子などを十分把握しないまま受け入れることへの不安や、安全管理、職員配置、保護者との情報共有など、多くの課題が指摘されている。

本制度は、日常的に利用していない子どもを受け入れることから、通常保育以上に丁寧な観察や個別対応が求められる。しかし、現行の公定価格では十分な職員配置や受入れ環境を整備することは困難であり、現場の負担増加や保育の質の低下が懸念される。子どもの安全・安心を確保するためには、専任職員の配置や十分な情報共有・引継ぎの時間を保障できる財政措置が不可欠である。また、子どもの安全と保育の質を担保するためには、自治体が定期的に施設を訪問し、保育内容、職員配置、安全管理、子どもへの関わりなどの実施状況を把握・検証するとともに、必要な助言・指導を継続して行うことが重要である。さらに、営利事業者の参入は、利益確保を優先することで職員配置や保育環境への経費が抑制されるおそれがある。保育は子どもの命と育ちを保障する極めて公共性の高い事業であり、公的責任のもとで実施されるべきである。対象施設は公立施設及び社会福祉法人等の公共性の高い事業者を基本とすべきである。

そもそも、本制度は利用者と施設との直接契約を基本とする仕組みであり、自治体が保育を保障する「福祉」としての制度から、利用者が選択・契約する「サービス」へと転換するものである。このことは、保育を必要とする子どもを自治体の責任で保障するという保育制度の根幹を揺るがしかねず、必要な子ども・家庭が排除されるおそれもある。保育に対する公的責任と権利保障を後退させることのないよう、制度の抜本的な見直しを国に求める必要がある。少なくとも、利用する子どもの安全・安心が守られるよう、環境整備、専任職員の配置、研修、情報共有等に必要な経費について自治体独自の上乗せ補助が必要であるとともに、制度開始後の利用実績や事故・ヒヤリハット事例、保護者・事業者・職員への聞き取り等を通じて制度の運用状況や課題を継続的に検証することが求められる。

6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

国における特別障害者手当（国）の支給月額が 2026 年度から 860 円引き上げられ 30,450 円になったが、現在の物価高騰にみあった改善とは言えず、市町村独自の上乗せがなければ生活が困難な状況にある。障害児福祉手当についても 16,560 円へと 460 円引き上げとなったが、同様の状況である。

特別障害者手当の愛知県加算分は現状維持に留まり、2025 年キャラバンの結果でも市町村の引き上げもみられなかった。そういった中で財政難を理由に、西尾市では 2026 年 4 月より障害者手当の引き下げが行われていることは問題である。障害のある人や家族の暮らしを守るためにも、引き続き手当額の大幅な引き上げを求めたい。

★②どんな障害のある人でも、24 時間 365 日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

共同通信は 2026 年 6・7 月に行った入所施設およびグループホームの待機者数調査の結果では、回答のあった 30 都府県で 2 万人を超える待機者がいると報道した。17 道府県は未把握または非公表となっているため、それ以上の待機者数ということは明白である。

2025 年アンケート結果では、21 市町村（39％）で「待機者の実態を把握していない」との回答であったことから、市町村によるさらなる実態把握をすすめ、実態に即した障害者基本計画・障害者福祉計画の策定を求めたい。

また、2025 年アンケート結果では、グループホーム受給者数（利用者数）が 2024 年度 11,733 人から 2025 年度 13,001 人へと 1,268 人増となっていることや、短期入所では年間 180 日以上の利用者数が 2024 年度 413 人から 2025 年度 400 人と 13 人減となっているものの、未だに多くの障害者・児が「ロングショート」となっている。こういった状況からも圧倒的に「暮らしの場」は足りないといわざるを得ない。

さらにはこの間の物価高騰により、グループホームの家賃や光熱水費などが引き上がり、障害者年金だけで利用することが困難な実態もある。愛知県から物価高騰のための補助金もあるが、それだけでは追いつかない実態であり、市町村独自の運営費・家賃補助などの実施・拡充を求めたい。

どのような障害があっても、本人が願い、選択でき、地域生活を送ることができるような「暮らしの場」の拡充を求めたい。

★3) 夜間職員の配置基準を夜間常時 2 名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

多くのグループホームでは、夜間（21 時～翌 6 時頃まで）、5 人の利用者に対し非常勤の世話人 1 人を配置している現状である。また入所施設においても 1 フロアで 1 人配置の体制となっている。名古屋市内では短期入所施設で夜勤中に倒れて亡くなり、利用者が朝まで部屋に取り残された事例があったことから、複数配置が求められる。

名古屋市では、グループホームに対し、非営利法人に限り市独自の運営費補助があり、2026 年度も制度の維持に努めている。また、大口町は 2025 年キャラバンの懇談の際に担当課より「現場実態を事前に聞き取りした」と発言があった。キャラバンを通して、実態把握をすすめると共に、職員も障害当事者も安心して利用できる運営基準にしていける必要がある。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。（P105 参照）

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。
- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

障害のある人が地域生活をするためにも、訪問系サービスの拡充は「暮らしの場」の拡充に次ぐ課題である。居宅介護の支給者数は 20,448 人と、2024 年より 4.8％増となっている。重度訪問介護では 1,895 人と 2024 年より 2.3％増えている。行動援護や同行援護の受給者数ものびているが、居宅介護以外の訪問系サービスは、政令市・中核市での支給者数は増加傾向ではあるが、その他の市町村では伸びておらず、地域で受けられる支援の格差が生じているように見受けられる。

あわせて市町村の単独事業である移動支援の受給者は 15,560 人と 2.3％増加傾向である。移動支援の報酬単価は自治体独自に決められるが、2025 年度に改定したのは 6 市であり、2026 年度の改定予定と回答したのは 5 市町である。1 時間あたりの報酬額が 1,500 円（身体介護なし）となっている市町が 8 市町あることから、事業所の深刻な人手不足解消のためにも、低い報酬単価の早急な改善を引き続き求めたい。

あわせて市町村の単独事業である移動支援の受給者は 15,560 人と 2024 年度より 2.3％増加である。移動支援の報酬単価は自治体独自に決められるが、2025 年度に改定したの

は6市であり、2026年度に改定予定と回答したのは5市町である。1時間あたりの報酬額が1,500円（身体介護なし）となっている市町が9市町村あることから、事業所の深刻な人手不足解消のためにも、低い報酬単価の早急な改善を引き続き求めたい。

【事業所の分類・主な事業内容】

事業所分類	制度	主な事業内容
居宅介護	国	自宅での身体介護、家事援助支援。精神・知的・身体、どの障害でも利用可能。
重度訪問介護	国	自宅・外出含む長時間で総合的な支援が可能。重度（区分4以上）の精神・知的・身体障害者が利用可能。
同行援護	国	視覚障害者の外出支援。従事するヘルパーは同行援護従事者研修（一般課程など）が必要。
行動援護	国	行動上著しい困難を有する者（強度行動障害など）の外出支援。従事するヘルパーは行動援護従事者の研修が必要。
移動支援	市町村	市町村ごとで認められる範囲・単価は違うが、精神・知的・身体障害者の外出支援。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。
- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。
- 3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっているよう支援してください。

2018年より障害児においても障害児福祉計画が義務付けられ、障害のある児童の施策が進められている。インクルーシブ（障害の有無など問わない）保育など計画はすすめられているが、障害のない子どもと比較し、障害を理由に入園ができない環境は未だにある。障害児に特化した待機児童数の把握を市町村で進めると同時に、障害のある子どもを受け入れる体制づくりを求めたい。

また、保育園では保育料の無償化、小学校でも給食費の無償化などが始まっている。児童発達センターや放課後等デイサービスなどでも夏休み期間など昼食対応をしているケースもあり、他の児童施設との格差がないように市町村として状況の把握と共に、無償給食の対応ができる仕組みを構築するよう求めたい。

そして放課後等デイサービスなど社会資源を利用するためにも、相談支援専門員との連携は欠かせない。しかしながら障害児に対応できる相談支援専門員が不足しているため、家族が自分で計画を書く「のぞまないセルフプラン」が発生している。名古屋市ではこの問題を解消するため、第1ステージ（就学前）、第2ステージ（小学校1年～3年生）、第3ステージ（小学校4年生～高校生）と段階を分け、第2ステージまでに相談支援専門員に接続することを目指しているが、そもそもの相談支援専門員が不足していることや、障害児に対応できない相談支援員もいるため、発達センターの相談支援専門員がケースを手放せず、新規の相談を受けられないなどの状況から「のぞまないセルフプラン」がおきている。特に障害児の時期に福祉の支援とつながることが、本人への支援と家族支援につながり、将来的な福祉制度との連携にもつながる。「のぞまないセルフプラン」をなくし、障害児や家族が福祉制度につながるためにも市町村での把握および対策の構築を求めたい。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

名古屋市を含めた県全体における児童虐待相談対応件数は、10,660 件（愛知県 7,289 件、名古屋市 3,371 件）と増加しており、障害者分野でも増加している。

愛知県の報告では「市町村職員等が判断した虐待の発生要因は、虐待者側の要因では『虐待者が虐待と認識していない』の割合が最も高く、家庭環境の要因では『家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係』が最も高い」としている。

2023 年に大きく報道された株式会社「恵」による経済的虐待（のちに身体的・心理的虐待も発覚）もあったが、施設虐待ケースが増加している。公的な役割のある福祉施設だからこそ、事業所任せにするのではなく、自治体職員が積極的に関わられる体制をつくり、虐待原因の検証・自治体としての虐待防止策にいかして、障害のある人の人権が守られる仕組みを求めたい。

⑥40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

2023 年 6 月 30 日付けの厚労省事務連絡「自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」では、「介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討」「障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ」とあるように、本人の十分な意思確認・支援計画の検討が必要である。

2025 年アンケート結果で「要介護認定を行わず障害福祉サービスの更新をした場合に受理」するのは名古屋市を含め 24 市町村（44%）で、「受理しない」が 4 市町村（7%）ある。ただし、受理すると回答した名古屋市・大口町は 2 カ月更新、日進市は約 3 カ月更新となっている。

「介護認定申請をしないことで打ち切ることではない」としたのは 41 市町村（76%）あったが、「介護保険相当サービスを打ち切りまたは支給決定していたサービスは失効する」との回答が 7 市町村（13%）あるのは問題である。障害福祉サービスを突然打ち切ることのないよう、本人の意思確認・総合的な判断で行うように求めたい。

7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。（P106～108 参照）

肺炎による死亡数は減少傾向にあるものの 2025 年で 84,000 人を超えており、がん、心疾患などに次ぎ死因の 5 位となっている。肺炎による死亡の 95%を 65 歳以上が占めていることから高齢者の健康にとって肺炎球菌ワクチンの接種が重要である。厚労省は、毎年 65 歳の人全員がワクチンを接種し、効果が 5 年持続するとした場合、年間 5,115 億円の医療費削減につながると推計している。

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、2014 年 10 月に定期接種化され、対象者は 65 歳とされた。2026 年の対象ワクチン変更もあり、1,100～5,600 円の自己負担が発生している。すべての希望者が費用の心配なくワクチンを接種するために自己負担無料を求めたい。

带状疱疹は、2025 年 4 月から定期接種化されたが、対象年齢は 65 歳に限定されている。なお、経過措置として 5 年間は 65 歳以上の 5 歳刻みも対象となる。

带状疱疹ワクチンはビケン（生ワクチン）とシングリックス（不活化ワクチン）で価格差が大きく、シングリックス（不活化ワクチン）は自己負担 6,400～13,000 円を 2 回

接種する必要があるなど、自己負担額が高額だ。すべての接種希望者が費用の心配なくワクチンを接種するために自己負担無料を求めたい。

★②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの 2 回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の 2 回目のワクチン、50 歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象とした R S ウイルスワクチン、男性を対象とした H P V ワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

（P106～108 参照）

自治体独自助成を要請してきた任意予防接種のうち、これまでにヒブ、小児用肺炎球菌、高齢者用肺炎球菌、みずぼうそう、ロタウイルス、带状疱疹、小児の R S ウイルスワクチンの各予防接種は国の定期接種化を実現してきた。

まだ定期接種となっていないワクチンのうち、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）と男性を対象とした H P V ワクチンは、現在厚労省で定期接種に向けた議論がされている。

流行性耳下腺炎ワクチンは、2025 年 4 月以降新たに江南市、大口町の 2 市町が助成を開始し、34 市町村（63%）が助成を行っている。日本耳鼻咽喉科学会の調査では、「2015 年・2016 年の 2 年間で、少なくとも 348 人がおたふくかぜの合併症による難聴と診断された」と発表し、学会では定期接種化を求めている。

国では 2027 年度からの定期接種が検討されているが、まだ結論は出ていない。国の定期接種化を待つことなく、自治体独自の助成制度の創設・拡充が求められている。なお、流行性耳下腺炎は 2 回のワクチン接種が望ましいとされている。愛知県保険医協会の調査（2026 年 4 月）で、田原市（2025 年 4 月～）、設楽町（2026 年 4 月～）が新たに 2 回助成を開始し、2 回の助成を行っている自治体は 20 市町村（37%）となった。より良い制度とするためにも 2 回接種の助成を求めたい。

【流行性耳下腺炎ワクチンを助成する 34 自治体】

- 1 回助成：名古屋市、一宮市、春日井市、豊川市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、岩倉市、大口町、扶桑町
 - 2 回助成：豊橋市、岡崎市、津島市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、常滑市、大府市、知多市、豊明市、田原市、弥富市、みよし市、豊山町、飛島村、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
- ※下線は自己負担無料で実施

子どもや障害者に対するインフルエンザワクチンは、2025 年 4 月以降新たに常滑市、美浜町が助成を開始し、27 市町村（50%）が助成を行っている。一方で、2025 年度から岡崎市は利用率が低いことなどを理由に助成を終了している。

名古屋市、知多市、南知多町、東郷町、設楽町、東栄町、豊根村では自己負担無料で実施している。助成対象については 18 歳までの子どもを特定の年齢によらず対象にしている自治体がある一方、対象年齢を限定している自治体もあり、より広い対象での実施が望まれる。

子どもや障害者の健康を守り、子育て世帯の親の負担を減らすため、すべての自治体でインフルエンザの予防接種助成制度を求めるとともに、自己負担無料も求めたい。

【子どものインフルエンザワクチンを助成する 27 自治体】

- 名古屋市、豊田市、安城市、西尾市、常滑市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、岩倉市、豊明市、清須市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、蟹江町、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
- ※下線は自己負担無料で実施

高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期接種の助成回数は一度に限られており、期間の経過に伴う抗体の低下により感染リスクは高まるため、任意接種による2回目の接種助成を求める声は多い。日進市、大口町、飛島村、東栄町の4市町村（7%）が2回目の助成を行っており、2回目の接種も助成事業の対象とすることを求めるとともに、自己負担無料も求めたい。

【高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目以降を助成する4自治体】

日進市、大口町、飛島村、東栄町

带状疱疹は、合併症や带状疱疹後神経痛で長期間苦しむことや重い後遺症が残る可能性もありワクチンによる予防が重要である。2025年4月から定期接種化されたが、対象年齢は65歳に限定され、経過措置として5年間は65歳以上の5歳刻みも対象となる。

定期接種対象外の人に対し、任意接種の助成制度を実施しているのは、2025年4月以降新たに碧南市、西尾市、知立市、東郷町の4市町を加えた40市町村（74%）だが、定期接種化に伴い愛西市、蟹江町、武豊町、幸田町の4市町が2026年3月末で助成を終了している。

带状疱疹は加齢に伴い発症数が増加する傾向にあり、50歳を境に発症率が急激に上昇し、70歳以上での発生頻度は1,000人あたり10人以上となる。しかし、定期接種の対象者は原則65歳であり、多くの市町村が任意予防接種で対象としている50歳以降よりも相当遅い。国の定期接種の年代で接種できなかった場合、市町村独自の任意予防接種制度が無ければ全額自費での接種となってしまうため、任意接種制度の創設・拡充を求めたい。带状疱疹ワクチンはビケン（生ワクチン）とシングリックス（不活化ワクチン）で価格差が大きい一方、ワクチンの種類に関わらず助成額を3,000円～5,000円としている自治体がある。すべての接種希望者が費用の心配なくワクチンを接種するために自己負担無料を求めたい。

【带状疱疹ワクチンの任意接種を助成していない14自治体】

岡崎市、半田市、常滑市、知多市、高浜市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、南知多町、武豊町、幸田町

RSウイルスは、高齢者において入院や重症化などにより疾病負担が大きく、RSウイルス感染症による入院期間はインフルエンザの2倍という調査や、RSウイルス感染症が高齢者におけるインフルエンザ様症状疾患の原因の第3位という報告もある。

高齢者のいのち・健康を守るためにも、自治体独自の制度創設を求めるとともに、自己負担無料も求めたい。

男性を対象としたHPVワクチンは、接種の一部助成を実施している自治体が全国的に増加している。HPVは子宮頸がんだけでなく、男性では中咽頭がんの原因になることから男性への接種も推奨されている。また、女性への感染を防ぐことで、パートナーの子宮頸がん予防にもつながるため、男性のHPVワクチン接種は重要である。

愛知県内では、豊橋市・豊川市・豊田市・みよし市が、一人あたりの3回、1回あたり1万3千円～1万6千円程度を助成している。

接種回数・費用とも他の予防接種と比較し高額となるため、子育て支援策として自治体独自の助成を求めるとともに、自己負担無料も求めたい。

【男性を対象としたHPVワクチンを実施する4自治体】

豊橋市、豊川市、豊田市、みよし市

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

産婦健診事業は2017年、産後うつの防止などを目的に国が創設した。実施主体は市町村で、健診費用の2分の1を国が、残りを市町村が負担している（最大2回まで）。

2019年4月からは県内すべての市町村で助成が実現した。また、助成回数を2回に設定しているのは、50市町村（93%）となり、2回助成をしていないのは、半田市、蟹江町、東浦町、武豊町の4市町のみとなった。

産婦健診を2回助成している自治体では、産婦健診の受診率が約80%で、そのうち産後うつの支援が必要と判定された受診者が約10%いるという結果も示されている。

2023年以降の3年間における妊産婦の自殺者数が145人で、原因・動機の詳細のうち、健康問題では「病気の悩み・影響（うつ病）」が最も多かった。

自治体では出産から子育てまで包括的に支援することも家庭センターや産後ケア事業が進められている。接触機会を増やすことで産後のうつ病等を早期に発見し、きめ細やかなフォローを行うためにも、産婦健診の2回助成の実施を求めたい。

【産婦健診を2回助成していない4自治体】

半田市、蟹江町、東浦町、武豊町

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。（P109参照）

こども家庭庁は、発達障害などを早期発見し、就学前に必要な支援につなげるため、2028年度までに全国の自治体で5歳児健診の100%実施をめざし、健診費用や研修費の助成など支援を強化している。

5歳児は言語や運動能力、社会性が高まり、発達障害が認知される時期で、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期でもある。5歳児健診の必要性を強く認識している自治体も多いが、健診医や心理職などの専門職を含む多職種の確保が困難などの声が多く報告されており、健診の実施やフォローアップ体制をすぐに構築するのは難しい現状がある。

こども家庭庁も当面の対応として「一部地域でのモデル実施」や「事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施する」ことを認めており、まずは事業を実施し課題を抽出するよう求めている。

5歳児健診を県内で実施している自治体は2026年4月時点で予定も含め40市町村（74%）に広がっている。こども家庭庁は2028年度までに全国100%の実施をめざしていることから、自治体には早期に支援事業の実施を求めたい。

【5歳児健診を実施（予定含む）していない14自治体】

名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、碧南市、田原市、愛西市、清須市、弥富市、豊山町、大治町、飛島村

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

産婦健診と同様に歯科健診においても妊産婦への助成を行っている市町村が増加している。県内全ての市町村で妊産婦の期間中に少なくとも1回は助成が実施されており、妊婦・産婦それぞれの時期に助成がある市町村は22市町村（41%）となっている。

妊娠中は特に口腔内の環境が変化し、トラブルが起きやすい。にも関わらず、妊産婦が口腔内のチェックを受ける機会は少ない。また妊産婦や子どもの体調によって、予定している受診機会が失われることも多い。より多くの受診機会を確保するためにも妊婦・産婦それぞれの時期での助成実施を求めたい。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

歯科口腔保健の必要性が高まる中、歯科衛生士の配置は充分とは言えない。歯科衛生士を、常勤または常勤に準ずる雇用としている自治体は、2025 年度には 38 市町村（70%）である。

歯科衛生士の主な業務は歯科健診の補助、健診後の保健指導、歯科予防指導などが中心だが、歯科口腔保健は乳幼児から高齢者まで全ライフステージに渡って関与する必要があり、非常に専門性の高い技能を求めたい。また業務実践のためには地域保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育など様々な関連施策との連携協力や、企画、調整、評価などの総合的な役割も求められている。

多様化する歯科口腔保健業務を効率的に実践するには、自治体に雇用される歯科専門職としての歯科衛生士は常勤かつ複数配置がどうしても必要である。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

愛知県内には公立病院が 22 病院あり、うち県立病院が 3 病院で、複数市町による組合立が 2 病院、それ以外の市単独での運営が 17 病院である。この間の診療報酬改定や、物価高騰・エネルギー高騰により、2024 年度は全病院の 70%以上で赤字となっている。とりわけ公立病院は感染症医療、救急医療、へき地医療など不採算医療と言われる医療を担っており、愛知県の感染症病床の 94%は公立病院が担っている。2026 年 8 月 19 日に全国自治体病院協議会が明らかにした公立病院の赤字の割合は 2025 年度 84%と前年の 81%からさらに悪化している。愛知県内の 22 の公立病院のすべてが赤字となり赤字総額は 200 億円にものぼる。

多くの公立病院が累積赤字を抱え、経営改善を「経営形態の見直し」に求める、病院の「あり方検討委員会」の設置が始まり、県立 2 病院や西尾市民病院、稲沢市民病院などでは、議論が進められている。

すでに 2025 年 4 月から半田市立半田病院と常滑市民病院は、経営統合・地方独立法人化し知多半島総合医療機構が設立されたが、旧半田市立半田病院は移行の際に約 2 割となる 83 床の病床削減となった。

病床が削減されることは市民サービスの後退に直結する問題である。病院は、重要な社会インフラであり、特に公立病院が維持されなければ地域の医療を守ることができない。経営形態の変更により職員の賃金労働条件が引き下げられることは自明であり、その先には病院の規模縮小等で地域住民にとっても大きな影響となる。そのためにも現在の公立病院の経営形態を維持することは、地域のインフラ維持、そして地域住民の安全安心の医療提供のためには必須である。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

医療従事者の確保対策は医師・看護師とも 17 市町村（31%）が独自で行い、そのうち奨学金制度がある自治体は、医師で 6 自治体、看護師で 14 自治体であり、各自治体での確保の苦労が読み取れる。医師・看護師ともに奨学金制度のある自治体のうち半数以上が一定年数勤務を条件にした返済不要の修学資金貸付を行っており、一定年数の勤務を条件としない給付型の奨学金制度の実施と学費負担の軽減が課題である。

また、自治体立の市民病院や看護師養成校のある自治体を中心に確保対策がされているが、医師・看護師以外の職種の確保対策に取り組む自治体も複数ある。他の自治体でも医療従事者の確保は課題となっており、さらなる独自の確保対策を求めたい。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。（略）

（意見書案は P110～117 参照）

自治体キャラバン要請から見える市町村の姿 ～先進をきっての実施例・未だ実施していない例～

(2026年6月1日現在)

先進をきって実施する「住民にやさしい市町村」

	要望事項	市町村数	市町村名
高齢者福祉	グループホーム入所者に補助	11	名古屋市・江南市・大口町・東三河広域連合(8市町村)
	エアコン助成	5	東海市・知立市・清須市・扶桑町・東浦町
国 保	子どもの均等割保険料減免	3	稲沢市・大府市・設楽町
福祉医療	妊産婦の医療費を無料	6	東海市・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町・設楽町
子育て支援	就学援助対象を生活保護基準の1.4倍まで認めている	7	春日井市・犬山市・大府市・豊明市・日進市・飛島村・幸田町
	中学校給食を無料 (2025年度実施)	8	豊田市・安城市・大府市・みよし市・愛西市・大口町・飛島村・豊根村
	保育施設等の給食を無料 (2025年度実施)	9	豊川市・豊田市・新城市・田原市・みよし市・大口町・東浦町・東栄町・豊根村

未だ実施していない「残念な市町村」

	要望事項	市町村数	市町村名
高齢者福祉	「要介護1以上」または「障害自立度 A 以上」を障害者控除の対象者としていない	1	名古屋市
	「要介護1以上」または「認知症自立度Ⅱ以上」を障害者控除の対象者としていない	2	豊橋市・幸田町
国 保	医療費10割負担の制裁措置(特別療養費の支給)の対象世帯あり(2026年6月現在)	9	豊橋市・半田市・豊川市・犬山市・常滑市・小牧市・弥富市・清須市・東浦町
	一部負担金減免制度を未実施	2	東栄町・豊根村
福祉医療	18歳までの医療費無料制度を未実施	3	岡崎市・大府市・高浜市 ※大府市は2026年10月、岡崎市は2027年4月から実施予定
	障害者医療に所得制限あり	1	名古屋市
	精神障害者の自立支援医療に自己負担を課している	7	名古屋市・岡崎市・清須市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村
障害者施策	市町村独自の障害者手当を未実施	1	瀬戸市
産婦健診	2回助成していない	4	半田市・蟹江町・東浦町・武豊町

各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数

(2026年8月 愛知社保協まとめ)

- ・人口は2025年10月1日現在、介護認定者数は2026年3月末現在。
- ・要支援および要介護1～5の「割合」は65歳以上人口（B）での割合。

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護	
		(B)	割合 (B/)	(C)	割合 (C/)	(D)	割合 (D/)	1	割合
合計	7,453,803	1,931,319	25.9%	1,148,581	15.4%	121,772	6.3%	66,358	3.4%
1 名古屋市	2,338,873	595,937	25.5%	355,193	15.2%	43,491	7.3%	16,862	2.8%
3 岡崎市	379,751	95,445	25.1%	53,715	14.1%	5,218	5.5%	4,509	4.7%
4 一宮市	370,698	105,051	28.3%	64,199	17.3%	5,457	5.2%	4,733	4.5%
5 瀬戸市	124,098	38,258	30.8%	23,765	19.2%	1,993	5.2%	1,677	4.4%
6 半田市	113,750	29,498	25.9%	16,920	14.9%	1,782	6.0%	1,291	4.4%
7 春日井市	302,786	80,572	26.6%	50,201	16.6%	5,670	7.0%	2,967	3.7%
9 津島市	58,269	18,035	31.0%	11,173	19.2%	1,006	5.6%	581	3.2%
10 碧南市	71,520	17,469	24.4%	9,845	13.8%	1,130	6.5%	513	2.9%
11 刈谷市	153,895	32,870	21.4%	19,062	12.4%	1,963	6.0%	1,279	3.9%
12 豊田市	413,768	102,799	24.8%	58,780	14.2%	6,136	6.0%	3,613	3.5%
13 安城市	185,460	41,308	22.3%	23,699	12.8%	2,362	5.7%	1,238	3.0%
14 西尾市	166,726	44,256	26.5%	25,389	15.2%	2,152	4.9%	1,682	3.8%
16 犬山市	70,635	21,170	30.0%	13,358	18.9%	1,532	7.2%	670	3.2%
17 常滑市	58,139	14,854	25.5%	8,827	15.2%	852	5.7%	598	4.0%
18 江南市	95,647	27,748	29.0%	16,934	17.7%	1,571	5.7%	1,050	3.8%
19 小牧市	144,853	37,785	26.1%	22,536	15.6%	2,712	7.2%	988	2.6%
20 稲沢市	130,867	37,579	28.7%	22,330	17.1%	2,180	5.8%	1,271	3.4%
25 知立市	72,670	15,026	20.7%	8,568	11.8%	740	4.9%	505	3.4%
26 尾張旭市	82,945	22,109	26.7%	13,448	16.2%	1,445	6.5%	726	3.3%
27 高浜市	45,851	9,237	20.1%	5,079	11.1%	512	5.5%	401	4.3%
28 岩倉市	47,974	12,188	25.4%	7,282	15.2%	802	6.6%	500	4.1%
29 豊明市	68,152	18,140	26.6%	11,254	16.5%	925	5.1%	565	3.1%
30 日進市	93,628	20,080	21.4%	12,010	12.8%	1,167	5.8%	702	3.5%
32 愛西市	58,115	18,742	32.2%	11,693	20.1%	1,057	5.6%	619	3.3%
33 清須市	66,815	16,712	25.0%	9,934	14.9%	915	5.5%	498	3.0%
34 北名古屋市	86,132	20,642	24.0%	13,283	15.4%	1,458	7.1%	818	4.0%
35 弥富市	42,129	11,333	26.9%	6,868	16.3%	628	5.5%	381	3.4%
36 みよし市	61,934	12,466	20.1%	7,148	11.5%	694	5.6%	353	2.8%
37 あま市	84,951	22,517	26.5%	14,211	16.7%	1,617	7.2%	868	3.9%
38 長久手市	61,757	11,264	18.2%	6,436	10.4%	601	5.3%	433	3.8%
39 東郷町	43,817	10,556	24.1%	6,548	14.9%	709	6.7%	299	2.8%
40 豊山町	15,759	3,577	22.7%	2,168	13.8%	216	6.0%	105	2.9%
41 大口町	23,994	6,045	25.2%	3,827	15.9%	229	3.8%	190	3.1%
42 扶桑町	34,138	8,892	26.0%	5,601	16.4%	576	6.5%	302	3.4%
43 大治町	33,050	7,089	21.4%	4,230	12.8%	498	7.0%	241	3.4%
44 蟹江町	36,571	9,715	26.6%	5,770	15.8%	567	5.8%	340	3.5%
45 飛島村	4,457	1,432	32.1%	855	19.2%	41	2.9%	54	3.8%
46 阿久比町	27,699	7,643	27.6%	4,685	16.9%	380	5.0%	207	2.7%
48 南知多町	14,728	6,236	42.3%	3,652	24.8%	288	4.6%	163	2.6%
49 美浜町	21,037	6,961	33.1%	4,063	19.3%	349	5.0%	218	3.1%
50 武豊町	43,183	10,995	25.5%	6,678	15.5%	577	5.2%	366	3.3%
51 幸田町	41,817	9,581	22.9%	5,481	13.1%	497	5.2%	351	3.7%
- 知多北部 広域連合	336,434	83,183	24.7%	49,133	14.6%	4,643	5.6%	3,129	3.8%
22 東海市	112,339	25,856	23.0%	15,145	13.5%	1,566	6.1%	968	3.7%
23 大府市	93,341	20,459	21.9%	12,180	13.0%	1,113	5.4%	733	3.6%
24 知多市	81,694	23,736	29.1%	13,846	16.9%	1,259	5.3%	879	3.7%
47 東浦町	49,060	13,132	26.8%	7,962	16.2%	705	5.4%	549	4.2%
- 東三河 広域連合	724,331	208,324	28.8%	121,720	16.8%	12,434	6.0%	7,502	3.6%
2 豊橋市	360,241	98,614	27.4%	57,161	15.9%	5,693	5.8%	3,329	3.4%
8 豊川市	183,308	49,240	26.9%	29,122	15.9%	2,952	6.0%	1,919	3.9%
15 蒲郡市	76,730	23,401	30.5%	14,226	18.5%	1,620	6.9%	941	4.0%
21 新城市	40,636	15,873	39.1%	9,189	22.6%	1,105	7.0%	638	4.0%
31 田原市	56,267	17,396	30.9%	9,631	17.1%	762	4.4%	496	2.9%
52 設楽町	3,802	2,009	52.8%	1,262	33.2%	183	9.1%	101	5.0%
53 東栄町	2,490	1,322	53.1%	842	33.8%	78	5.9%	66	5.0%
54 豊根村	857	469	54.7%	287	33.5%	41	8.7%	12	2.6%

要介護										要支援・ 要介護者合計		市町村名
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合		割合	
60,020	3.1%	46,527	2.4%	44,442	2.3%	26,703	1.4%	244,050	12.6%	365,822	18.9%	合計
22,911	3.8%	18,394	3.1%	15,461	2.6%	9,583	1.6%	83,211	14.0%	126,702	21.3%	名古屋市 1
2,424	2.5%	1,970	2.1%	1,953	2.0%	1,131	1.2%	11,987	12.6%	17,205	18.0%	岡崎市 3
3,575	3.4%	2,419	2.3%	2,369	2.3%	1,396	1.3%	14,492	13.8%	19,949	19.0%	一宮市 4
1,068	2.8%	865	2.3%	851	2.2%	639	1.7%	5,100	13.3%	7,093	18.5%	瀬戸市 5
716	2.4%	599	2.0%	661	2.2%	359	1.2%	3,626	12.3%	5,408	18.3%	半田市 6
2,419	3.0%	1,870	2.3%	1,939	2.4%	1,222	1.5%	10,417	12.9%	16,087	20.0%	春日井市 7
640	3.5%	478	2.7%	373	2.1%	209	1.2%	2,281	12.6%	3,287	18.2%	津島市 9
469	2.7%	400	2.3%	381	2.2%	213	1.2%	1,976	11.3%	3,106	17.8%	碧南市 10
811	2.5%	680	2.1%	692	2.1%	337	1.0%	3,799	11.6%	5,762	17.5%	刈谷市 11
2,775	2.7%	1,900	1.8%	2,272	2.2%	1,299	1.3%	11,859	11.5%	17,995	17.5%	豊田市 12
973	2.4%	714	1.7%	947	2.3%	517	1.3%	4,389	10.6%	6,751	16.3%	安城市 13
1,146	2.6%	905	2.0%	924	2.1%	463	1.0%	5,120	11.6%	7,272	16.4%	西尾市 14
433	2.0%	409	1.9%	454	2.1%	235	1.1%	2,201	10.4%	3,733	17.6%	犬山市 16
497	3.3%	427	2.9%	387	2.6%	207	1.4%	2,116	14.2%	2,968	20.0%	常滑市 17
755	2.7%	550	2.0%	554	2.0%	318	1.1%	3,227	11.6%	4,798	17.3%	江南市 18
719	1.9%	657	1.7%	806	2.1%	449	1.2%	3,619	9.6%	6,331	16.8%	小牧市 19
1,078	2.9%	756	2.0%	774	2.1%	398	1.1%	4,277	11.4%	6,457	17.2%	稲沢市 20
320	2.1%	260	1.7%	284	1.9%	190	1.3%	1,559	10.4%	2,299	15.3%	知立市 25
619	2.8%	494	2.2%	580	2.6%	375	1.7%	2,794	12.6%	4,239	19.2%	尾張旭市 26
259	2.8%	224	2.4%	206	2.2%	95	1.0%	1,185	12.8%	1,697	18.4%	高浜市 27
286	2.3%	217	1.8%	237	1.9%	180	1.5%	1,420	11.7%	2,222	18.2%	岩倉市 28
583	3.2%	452	2.5%	409	2.3%	271	1.5%	2,280	12.6%	3,205	17.7%	豊明市 29
517	2.6%	385	1.9%	419	2.1%	297	1.5%	2,320	11.6%	3,487	17.4%	日進市 30
636	3.4%	572	3.1%	462	2.5%	277	1.5%	2,566	13.7%	3,623	19.3%	愛西市 32
572	3.4%	394	2.4%	352	2.1%	255	1.5%	2,071	12.4%	2,986	17.9%	清須市 33
549	2.7%	434	2.1%	438	2.1%	325	1.6%	2,564	12.4%	4,022	19.5%	北名古屋市 34
357	3.2%	279	2.5%	272	2.4%	155	1.4%	1,444	12.7%	2,072	18.3%	弥富市 35
274	2.2%	197	1.6%	218	1.7%	139	1.1%	1,181	9.5%	1,875	15.0%	みよし市 36
740	3.3%	571	2.5%	502	2.2%	336	1.5%	3,017	13.4%	4,634	20.6%	あま市 37
278	2.5%	197	1.7%	253	2.2%	160	1.4%	1,321	11.7%	1,922	17.1%	長久手市 38
291	2.8%	234	2.2%	185	1.8%	120	1.1%	1,129	10.7%	1,838	17.4%	東郷町 39
89	2.5%	85	2.4%	104	2.9%	66	1.8%	449	12.6%	665	18.6%	豊山町 40
148	2.4%	119	2.0%	124	2.1%	68	1.1%	649	10.7%	878	14.5%	大口町 41
296	3.3%	195	2.2%	203	2.3%	135	1.5%	1,131	12.7%	1,707	19.2%	扶桑町 42
242	3.4%	198	2.8%	143	2.0%	97	1.4%	921	13.0%	1,419	20.0%	大治町 43
316	3.3%	237	2.4%	187	1.9%	145	1.5%	1,225	12.6%	1,792	18.4%	蟹江町 44
59	4.1%	27	1.9%	30	2.1%	21	1.5%	191	13.3%	232	16.2%	飛島村 45
206	2.7%	161	2.1%	143	1.9%	98	1.3%	815	10.7%	1,195	15.6%	阿久比町 46
177	2.8%	133	2.1%	151	2.4%	121	1.9%	745	11.9%	1,033	16.6%	南知多町 48
195	2.8%	168	2.4%	158	2.3%	78	1.1%	817	11.7%	1,166	16.8%	美浜町 49
276	2.5%	237	2.2%	156	1.4%	110	1.0%	1,145	10.4%	1,722	15.7%	武豊町 50
170	1.8%	149	1.6%	195	2.0%	111	1.2%	976	10.2%	1,473	15.4%	幸田町 51
3,060	3.7%	2,241	2.7%	1,960	2.4%	1,221	1.5%	11,611	14.0%	16,254	19.5%	知多北部 広域連合 -
1,054	4.1%	725	2.8%	672	2.6%	417	1.6%	3,836	14.8%	5,402	20.9%	東海市 22
722	3.5%	529	2.6%	470	2.3%	325	1.6%	2,779	13.6%	3,892	19.0%	大府市 23
806	3.4%	602	2.5%	500	2.1%	320	1.3%	3,107	13.1%	4,366	18.4%	知多市 24
478	3.6%	385	2.9%	318	2.4%	159	1.2%	1,889	14.4%	2,594	19.8%	東浦町 47
5,096	2.4%	3,674	1.8%	4,273	2.1%	2,282	1.1%	22,827	11.0%	35,261	16.9%	東三河 広域連合 -
2,329	2.4%	1,492	1.5%	1,886	1.9%	967	1.0%	10,003	10.1%	15,696	15.9%	豊橋市 2
1,198	2.4%	976	2.0%	1,095	2.2%	616	1.3%	5,804	11.8%	8,756	17.8%	豊川市 8
572	2.4%	486	2.1%	510	2.2%	309	1.3%	2,818	12.0%	4,438	19.0%	蒲郡市 15
424	2.7%	302	1.9%	327	2.1%	174	1.1%	1,865	11.7%	2,970	18.7%	新城市 21
455	2.6%	318	1.8%	364	2.1%	168	1.0%	1,801	10.4%	2,563	14.7%	田原市 31
60	3.0%	55	2.7%	44	2.2%	28	1.4%	288	14.3%	471	23.4%	設楽町 52
44	3.3%	37	2.8%	37	2.8%	13	1.0%	197	14.9%	275	20.8%	東栄町 53
14	3.0%	8	1.7%	10	2.1%	7	1.5%	51	10.9%	92	19.6%	豊根村 54

介護保険料（月額・65歳以上）と保険料段階数

（2024年4月 愛知県保険医協会調査）

※第8・第9期については、自治体へのアンケート結果を反映。第7期以前は、前回のアンケート結果から転載。
 ※東三河8市町村（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）は、第7期から東三河広域連合が計画を策定。第8期計画から保険料が統一された。
 ※「段階」欄は第9期計画。
 ※保険料の値下げは、14市町村（25.9%）、据え置きは6市町（11.1%）、値上げは34市町（63.0%）。
 ※保険料の段階数は、最小が第13段階：9市町（16.7%）、最大が第20段階：1市（1.9%）。

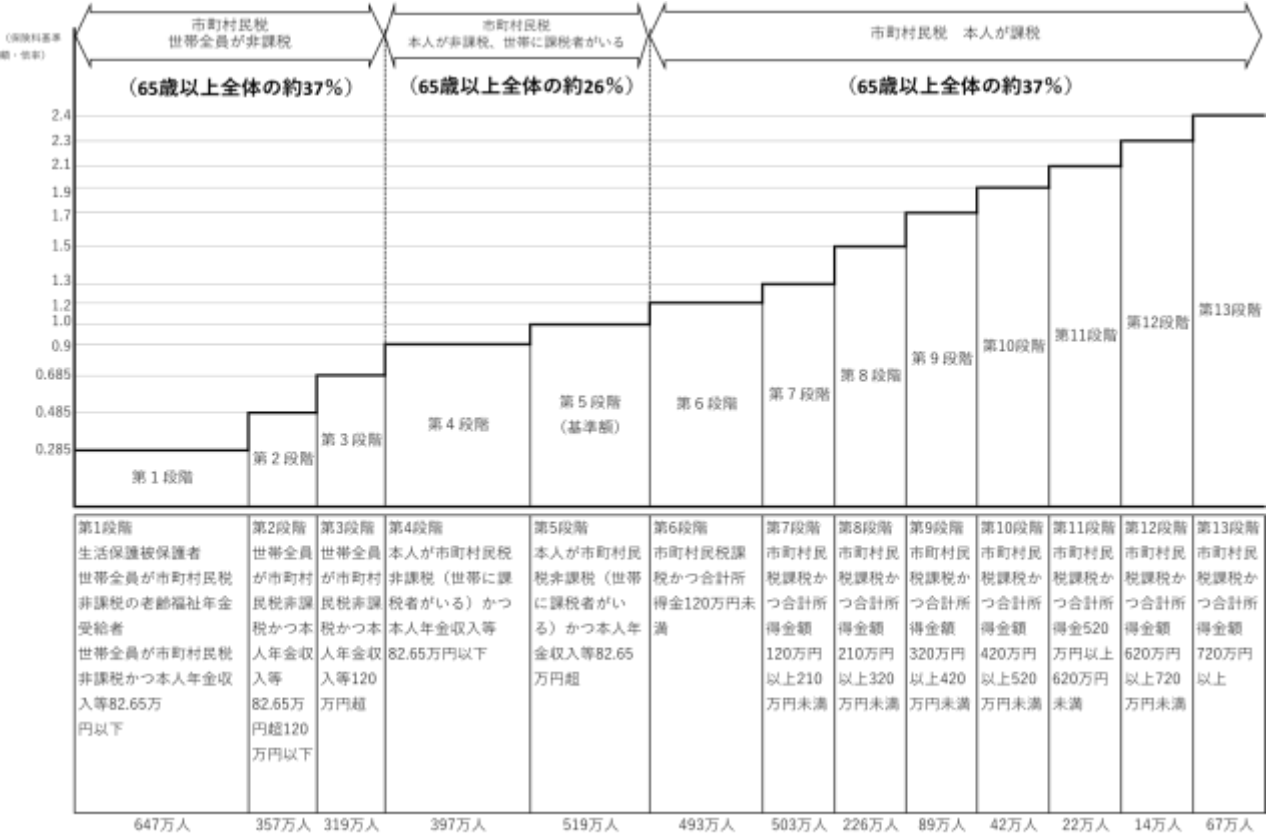
市町村名	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	第8期 保険料額 (2021年度～)	第9期 保険料額 (2024年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
愛知県平均 (加重平均)	3,941	4,768	5,191	5,526	5,732	5,957	225	103.9%	—
1 名古屋市	4,149	5,440	5,894	6,391	6,642	6,950	308	104.6%	18
2 豊橋市	3,960	4,300	4,800	4,813	4,990	4,930	-60	98.8%	15
3 岡崎市	4,100	4,300	4,770	5,390	5,700	5,700	0	100.0%	16
4 一宮市	3,859	5,125	5,200	5,350	5,817	6,317	500	108.6%	17
5 瀬戸市	4,188	4,430	4,945	5,627	5,322	5,322	0	100.0%	15
6 半田市	3,945	4,980	4,930	5,480	5,600	6,294	694	112.4%	13
7 春日井市	4,106	4,649	5,047	5,777	5,794	5,580	-214	96.3%	15
8 豊川市	3,944	4,590	5,180	5,181	4,990	4,930	-60	98.8%	15
9 津島市	4,011	5,181	5,300	5,600	5,600	5,800	200	103.6%	17
10 碧南市	3,360	4,500	4,600	4,860	5,300	5,600	300	105.7%	17
11 刈谷市	3,700	4,440	4,940	5,200	5,200	5,900	700	113.5%	17
12 豊田市	3,838	4,280	4,800	5,200	5,500	5,300	-200	96.4%	13
13 安城市	3,700	4,150	4,800	5,290	5,290	5,200	-90	98.3%	16
14 西尾市	3,700	4,200	4,800	5,200	5,300	5,300	0	100.0%	15
15 蒲郡市	4,086	4,472	4,900	4,503	4,990	4,930	-60	98.8%	15
16 犬山市	3,296	3,995	4,563	4,783	4,783	4,783	0	100.0%	13
17 常滑市	4,000	4,800	4,950	5,400	5,600	5,900	300	105.4%	13
18 江南市	3,778	4,177	4,945	5,033	5,349	5,635	286	105.3%	16
19 小牧市	3,587	3,647	4,163	4,309	4,309	4,906	597	113.9%	15
20 稲沢市	3,855	4,400	4,600	4,800	4,900	5,100	200	104.1%	16
21 新城市	3,560	4,450	4,950	5,213	4,990	4,930	-60	98.8%	15
25 知立市	3,200	3,680	4,250	4,650	4,650	5,760	1,110	123.9%	17
26 尾張旭市	4,005	4,155	4,820	4,990	4,990	5,490	500	110.0%	15
27 高浜市	4,400	5,260	5,480	5,700	5,820	5,990	170	102.9%	20
28 岩倉市	3,495	4,100	4,814	4,953	4,996	5,391	395	107.9%	16
29 豊明市	3,845	4,529	5,475	5,508	5,675	5,825	150	102.6%	15
30 日進市	3,617	4,370	5,190	5,363	5,363	5,650	287	105.4%	15
31 田原市	3,540	4,216	4,750	4,871	4,990	4,930	-60	98.8%	15
32 愛西市	3,850	4,350	4,800	5,100	5,500	5,750	250	104.5%	15
33 清須市	3,942	4,898	4,984	5,181	5,939	5,939	0	100.0%	15
34 北名古屋市	3,665	4,316	4,650	4,650	4,865	5,490	625	112.8%	15
35 弥富市	3,450	4,550	4,760	5,540	6,050	6,200	150	102.5%	15
36 みよし市	3,680	3,680	4,040	4,040	4,600	4,900	300	106.5%	13
37 あま市	3,789	4,300	4,700	5,200	5,400	5,650	250	104.6%	15
38 長久手市	4,002	4,283	5,045	5,345	5,345	5,516	171	103.2%	16
39 東郷町	3,808	3,846	4,664	4,997	5,596	6,093	497	108.9%	15
40 豊山町	3,899	4,382	5,300	5,300	5,300	6,864	1,564	129.5%	13
41 大口町	3,450	3,750	3,750	4,041	4,596	5,200	604	113.1%	15
42 扶桑町	3,454	3,969	4,381	4,511	4,708	5,466	758	116.1%	13

市町村名	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	第8期 保険料額 (2021年度～)	第9期 保険料額 (2024年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
43 大治町	4,000	4,500	4,900	5,200	5,700	5,700	0	100.0%	14
44 蟹江町	3,500	4,750	5,100	5,500	5,700	5,600	-100	98.2%	15
45 飛島村	3,301	4,650	6,520	6,350	6,350	6,250	-100	98.4%	15
46 阿久比町	3,650	4,400	4,780	4,780	4,780	4,990	210	104.4%	13
48 南知多町	3,400	4,400	5,100	5,000	5,000	5,200	200	104.0%	15
49 美浜町	3,600	4,500	5,100	5,100	5,100	4,600	-500	90.2%	13
50 武豊町	3,980	4,780	4,850	4,960	4,960	5,040	80	101.6%	16
51 幸田町	3,500	3,800	4,100	4,300	4,800	5,800	1,000	120.8%	16
52 設楽町	3,700	4,400	5,700	5,125	4,990	4,930	-60	98.8%	15
53 東栄町	4,100	4,300	5,900	4,825	4,990	4,930	-60	98.8%	15
54 豊根村	3,560	4,500	5,300	5,418	4,990	4,930	-60	98.8%	15
— 知多北部広域連合	4,030	4,934	5,073	5,073	5,533	6,283	750	113.6%	15
— 東三河広域連合	—	—	—	—	4,990	4,930	-60	98.8%	15

第14段階	第15段階	第16段階	第17段階	第18段階	第19段階	第20段階
1	29	8	5	1	0	1

値下げ	14
据え置き	6
値上げ	34

国が示す保険料段階の倍率・対象者・所得基準



※被保険者数は2023年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（2023年4月1日現在の状況により報告）

出展：厚生労働省資料をもとに、愛知自治体キャラバン実行委員会作成

第9期保険料段階と倍率と所得金額

(2024年4月愛知県保険医協会調査)

市町村名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階		第7段階		第8段階		第9段階		第10段階		第11段階	
	世帯全員が住民税非課税					倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準
						本人が住民税課税											
一 国基準	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
1 名古屋市	※0.25	0.40	0.685	0.85	1.00	1.05	80万未満	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	1.90	520万未満
3 岡崎市	0.25	0.45	0.65	0.80	1.00	1.02	120万未満	1.15	210万未満	1.40	320万未満	1.65	420万未満	1.90	520万未満	2.00	620万未満
4 一宮市	0.275	0.455	0.65	0.90	1.00	1.13	130万未満	1.27	220万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
5 瀬戸市	0.25	0.37	0.685	0.88	1.00	1.10	120万未満	1.25	210万未満	1.40	320万未満	1.55	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
6 半田市	0.285	0.485	0.685	0.83	1.00	1.15	120万未満	1.35	210万未満	1.65	320万未満	1.80	400万未満	2.00	600万未満	2.10	800万未満
7 春日井市	0.285	0.45	0.685	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.70	600万未満	1.85	800万未満
9 津島市	0.285	0.418	0.606	0.72	1.00	1.15	80万未満	1.20	120万未満	1.25	150万未満	1.30	210万未満	1.50	250万未満	1.60	320万未満
10 碧南市	0.20	0.40	0.65	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
11 刈谷市	0.185	0.385	0.585	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
12 豊田市	0.29	0.50	0.68	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.80	400万未満	2.05	500万未満	2.15	700万未満
13 安城市	0.20	0.35	0.60	0.80	1.00	1.15	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
14 西尾市	0.24	0.39	0.64	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
16 犬山市	0.285	0.40	0.685	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.40	320万未満	1.55	420万未満	1.70	520万未満	1.80	620万未満
17 常滑市	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
18 江南市	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
19 小牧市	0.27	0.45	0.65	0.83	1.00	1.10	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.80	520万未満	1.90	620万未満
20 稲沢市	0.285	0.479	0.67	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
25 知立市	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
26 尾張旭市	0.23	0.40	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
27 高浜市	0.245	0.40	0.65	0.85	1.00	1.17	120万未満	1.22	125万未満	1.27	130万未満	1.30	210万未満	1.50	290万未満	1.60	320万未満
28 岩倉市	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
29 豊明市	0.285	0.45	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.40	320万未満	1.60	420万未満	1.80	520万未満	2.00	620万未満
30 日進市	0.25	0.40	0.68	0.88	1.00	1.15	120万未満	1.30	210万未満	1.55	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
32 愛西市	0.285	0.35	0.60	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
33 清須市	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
34 北名古屋市	0.285	0.485	0.685	0.88	1.00	1.22	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
35 弥富市	0.25	0.40	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
36 みよし市	0.175	0.30	0.50	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
37 あま市	0.285	0.485	0.685	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
38 長久手市	0.25	0.40	0.68	0.88	1.00	1.15	120万未満	1.40	210万未満	1.60	320万未満	1.80	420万未満	1.90	520万未満	2.00	620万未満
39 東郷町	0.26	0.35	0.62	0.88	1.00	1.09	120万未満	1.29	210万未満	1.49	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
40 豊山町	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.25	120万未満	1.35	210万未満	1.55	320万未満	1.75	420万未満	1.95	520万未満	2.15	620万未満
41 大口町	0.25	0.40	0.685	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	620万未満	2.00	820万未満
42 扶桑町	0.285	0.485	0.684	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
43 大治町	0.26	0.42	0.68	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.65	500万未満	1.90	600万未満	2.10	700万未満
44 蟹江町	0.285	0.485	0.685	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.75	520万未満	1.90	620万未満
45 飛島村	0.28	0.48	0.68	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
46 阿久比町	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
48 南知多町	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.80	520万未満	1.90	620万未満
49 美浜町	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
50 武豊町	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
51 幸田町	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
一 知多北部広域連合	0.285	0.485	0.685	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満
一 東三河広域連合	0.285	0.485	0.685	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	420万未満	1.80	520万未満	1.90	620万未満

国の示す保険料段階の対象者及び所得基準は下記の通り

第1段階	生活保護世帯または世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が82.65万円以下
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が82.65万円超～120万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第4段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が82.65万円以下
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が82.65万円超 ※基準段階

※名古屋市は「生保または老齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が80万円以下の者」の段階を分けているが、この表では合わせて1段階とした。従って名古屋市では第2段階以降は1を加えた18段階での基準としている。

第12段階		第13段階		第14段階		第15段階		第16段階		第17段階		第18段階		第19段階		第20段階		市町村名	
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準		
本人が住民税課税																			
2.30	720万未満	2.40	720万以上															国基準	一
2.10	620万未満	2.30	720万未満	2.50	820万未満	2.70	1000万未満	2.90	1500万未満	3.10	1500万以上							名古屋市	1
2.15	720万未満	2.25	820万未満	2.40	1000万未満	2.65	1500万未満	2.85	1500万以上									岡崎市	3
2.30	720万未満	2.40	840万未満	2.50	1000万未満	2.60	1200万未満	2.70	1500万未満	2.80	1500万以上							一宮市	4
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.50	1000万未満	2.60	1000万以上											瀬戸市	5
2.30	1000万未満	2.40	1000万以上															半田市	6
2.00	1000万未満	2.20	1500万未満	2.40	2000万未満	2.60	2000万以上											春日井市	7
1.80	360万未満	2.00	420万未満	2.10	520万未満	2.40	620万未満	2.50	720万未満	2.60	720万以上							津島市	9
2.30	720万未満	2.40	800万未満	2.50	900万未満	2.60	1000万未満	2.70	1500万未満	2.80	1500万以上							碧南市	10
2.30	720万未満	2.50	1000万未満	2.80	1500万未満	3.20	3000万未満	3.60	4500万未満	4.00	4500万以上							刈谷市	11
2.30	1000万未満	2.55	1000万以上															豊田市	12
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.50	920万未満	2.60	1020万未満	2.70	1020万以上									安城市	13
2.30	720万未満	2.40	800万未満	2.50	1000万未満	2.70	1000万以上											西尾市	14
1.90	720万未満	2.00	720万以上															犬山市	16
2.30	720万未満	2.40	720万以上															常滑市	17
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.50	1000万未満	2.60	1200万未満	2.70	1200万以上									江南市	18
2.00	720万未満	2.10	1000万未満	2.20	2000万未満	2.30	2000万以上											小牧市	19
2.30	720万未満	2.40	800万未満	2.50	1000万未満	2.60	1500万未満	2.70	1500万以上									稲沢市	20
2.30	720万未満	2.40	850万未満	2.50	1000万未満	2.60	1500万未満	2.70	2000万未満	2.80	2000万以上							知立市	25
2.30	720万未満	2.40	800万未満	2.50	1000万未満	2.60	1000万以上											尾張旭市	26
1.70	350万未満	1.80	420万未満	1.90	520万未満	2.10	620万未満	2.30	720万未満	2.40	850万未満	2.50	1000万未満	2.60	1500万未満	2.70	1500万以上	高浜市	27
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.50	1000万未満	2.60	1500万未満	2.70	1500万以上									岩倉市	28
2.20	720万未満	2.30	920万未満	2.50	1200万未満	2.60	1200万以上											豊明市	29
2.30	720万未満	2.40	1000万未満	2.60	1500万未満	2.70	1500万以上											日進市	30
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.50	1000万未満	2.60	1000万以上											愛西市	32
2.30	720万未満	2.40	860万未満	2.50	1000万未満	2.60	1000万以上											清須市	33
2.30	720万未満	2.40	1000万未満	2.45	1500万未満	2.50	1500万以上											北名古屋市	34
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.45	1000万未満	2.50	1000万以上											弥富市	35
2.30	720万未満	2.40	720万以上															みよし市	36
2.30	720万未満	2.40	850万未満	2.50	1000万未満	2.60	1000万以上											あま市	37
2.20	720万未満	2.30	820万未満	2.40	1000万未満	2.60	1500万未満	2.80	1500万以上									長久手市	38
2.20	720万未満	2.30	1000万未満	2.50	1500万未満	2.65	1500万以上											東郷町	39
2.35	720万未満	2.45	720万以上															豊山町	40
2.10	1000万未満	2.20	1500万未満	2.30	2000万未満	2.40	2000万以上											大口町	41
2.30	720万未満	2.40	720万以上															扶桑町	42
2.30	800万未満	2.40	1000万未満	2.50	1000万以上													大治町	43
2.00	720万未満	2.10	820万未満	2.20	1000万未満	2.40	1000万以上											蟹江町	44
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.50	1000万未満	2.60	1000万以上											飛島村	45
2.30	720万未満	2.40	720万以上															阿久比町	46
2.00	720万未満	2.10	820万未満	2.30	1000万未満	2.40	1000万以上											南知多町	48
2.30	720万未満	2.40	720万以上															美浜町	49
2.30	720万未満	2.40	820万未満	2.50	920万未満	2.60	1000万未満	2.70	1000万以上									武豊町	50
2.30	720万未満	2.40	810万未満	2.50	900万未満	2.60	1000万未満	2.70	1000万以上									幸田町	51
2.30	720万未満	2.40	800万未満	2.50	1000万未満	2.60	1000万以上											知多北部広域連合	—
1.95	720万未満	2.00	820万未満	2.20	1000万未満	2.40	1000万以上											東三河広域連合	—

※第1～3段階は公費による軽減措置後の倍率を記載。
 ※第1段階を低く設定しているのは、みよし市（0.175倍）、刈谷市（0.185倍）、碧南市・安城市（0.2倍）、尾張旭市（0.23倍）、西尾市（0.24倍）、高浜市（0.245倍）など。
 ※段階を最も増やしているのは、高浜市（20段階）、段階が最も少ないのは、半田市・豊田市・犬山市・常滑市・みよし市・豊山町・扶桑町・阿久比町・美浜町（13段階・国基準）。第9期は、第8期と比較して国基準の段階が、9段階から13段階へ増えている。
 ※最高倍率が高いのは刈谷市（4.0倍）、名古屋市（3.1倍）、岡崎市（2.85倍）、一宮市・碧南市・知立市・長久手市（2.8倍）など。

介護保険繰越金・基金・「繰越金＋基金」合計・1人当金額（2024年度末）

（2025年愛知自治体キャラバンまとめ）

市町村		被保険者数	次年度決算 繰越金(A)	1人当 繰越金 (B)	年度末準備 基金保有高 (C)	1人当 基金 (D)	「繰越金＋ 基金保有高」 合計額 (E)	1人当 繰越+基金 (F)	引下げ 可能額 (F÷24か月)
愛知県合計		1,902,692	11,517,165,876	6,053	41,620,872,082	21,875	53,138,037,958	27,928	1,163
1	名古屋市	574,293	4,185,075,065	7,287	4,875,131,531	8,489	9,060,206,596	15,776	657
3	岡崎市	95,163	277,876,162	2,920	1,701,173,062	17,876	1,979,049,224	20,796	866
4	一宮市	103,364	638,292,498	6,175	1,905,056,646	18,431	2,543,349,144	24,605	1,025
5	瀬戸市	38,191	38,211,635	1,000	1,186,159,689	31,059	1,224,371,324	32,059	1,335
6	半田市	29,547	210,550,200	7,126	403,918,544	13,670	614,468,744	20,796	866
7	春日井市	80,017	10,668,948	133	3,981,100,314	49,753	3,991,769,262	49,887	2,078
9	津島市	17,726	103,903,050	5,861	340,660,625	19,218	444,563,675	25,079	1,044
10	碧南市	17,408	288,293,026	16,561	453,739,694	26,065	742,032,720	42,626	1,776
11	刈谷市	31,730	354,793,813	11,182	294,661,372	9,287	649,455,185	20,468	852
12	豊田市	102,939	368,646,323	3,581	3,910,436,474	37,988	4,279,082,797	41,569	1,732
13	安城市	41,564	59,274,754	1,426	1,235,612,000	29,728	1,294,886,754	31,154	1,298
14	西尾市	44,167	602,383,014	13,639	704,525,642	15,951	1,306,908,656	29,590	1,232
16	犬山市	21,102	113,773,692	5,391	884,184,531	41,901	997,958,223	47,292	1,970
17	常滑市	15,149	107,702,824	7,110	343,510,326	22,675	451,213,150	29,785	1,241
18	江南市	28,780	275,109,578	9,559	762,197,039	26,484	1,037,306,617	36,043	1,501
19	小牧市	38,245	138,768,861	3,628	525,336,500	13,736	664,105,361	17,364	723
20	稲沢市	37,469	256,824,472	6,854	716,169,704	19,114	972,994,176	25,968	1,081
25	知立市	14,880	178,239,751	11,978	73,432,068	4,935	183,159,355	12,309	512
26	尾張旭市	22,141	153,508,649	6,933	258,343,000	11,668	411,851,649	18,601	775
27	高浜市	9,572	91,822,332	9,593	225,064,627	23,513	316,886,959	33,106	1,379
28	岩倉市	12,064	94,810,001	7,859	194,646,508	16,134	289,456,509	23,993	999
29	豊明市	17,779	220,908,607	12,425	1,168,241,879	65,709	1,389,150,486	78,134	3,255
30	日進市	19,256	126,495,720	6,569	806,946,480	41,906	933,442,200	48,475	2,019
32	愛西市	19,076	165,678,897	8,685	526,974,690	27,625	692,653,587	36,310	1,512
33	清須市	16,098	86,521,000	5,375	531,167,000	32,996	617,688,000	38,370	1,598
34	北名古屋市	20,345	181,766,056	8,934	541,175,000	26,600	722,941,056	35,534	1,480
35	弥富市	11,446	141,065,037	12,324	274,381,215	23,972	415,446,252	36,296	1,512
36	みよし市	11,844	105,377,933	8,897	556,014,600	46,945	661,392,533	55,841	2,326
37	あま市	22,871	294,050,262	12,857	1,116,811,862	48,831	1,410,862,124	61,688	2,570
38	長久手市	10,731	103,413,603	9,637	443,082,613	41,290	546,496,216	50,927	2,121
39	東郷町	9,997	131,802,871	13,184	141,706,303	14,175	273,509,174	27,359	1,139
40	豊山町	3,531	63,620,833	18,018	45,997,000	13,027	109,617,833	31,044	1,293
41	大口町	5,581	8,988,527	1,611	13,927,888	2,496	22,916,415	4,106	171
42	扶桑町	9,062	141,211,889	15,583	41,417,404	4,570	182,629,293	20,153	839
43	大治町	6,952	74,104,579	10,659	240,523,758	34,598	314,628,337	45,257	1,885
44	蟹江町	9,612	54,869,460	5,708	439,712,439	45,746	494,581,899	51,455	2,143
45	飛島村	1,348	40,901,446	30,342	78,611,039	58,317	119,512,485	88,659	3,694
46	阿久比町	7,497	65,226,467	8,700	369,814,629	49,328	435,041,096	58,029	2,417
48	南知多町	6,412	91,497,684	14,270	211,702,000	33,017	303,199,684	47,286	1,970
49	美浜町	6,897	16,296,580	2,363	470,761,864	68,256	487,058,444	70,619	2,942
50	武豊町	10,912	63,322,211	5,803	591,224,000	54,181	654,546,211	59,984	2,499
51	幸田町	9,298	49,689,521	5,344	59,483,474	6,397	109,172,995	11,742	489
※1	知多北部 広域連合	82,841	378,711,090	4,572	1,230,527,170	14,854	1,609,238,260	19,426	809
※2	東三河 広域連合	207,795	363,116,955	1,747	6,745,607,879	32,463	7,108,724,834	34,210	950

介護保険利用料等の低所得者減免実施市町村一覧

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

①2025年に利用料減免制度があるのは18市町村（33％）。
 ②2024年度の減免実績は4,962件・4,673万円。武豊町の実績が大きく占めている。
 ③実施割合の推移：2005年度35％→ 2010年度44％→ 2015年度39％→ 2020年度35％→
 2023年度35％→ 2024年度33％→ 2025年度33％

市町村名		対象者	減免内容			一般会計繰入	2024年度実績	
			助成割合		その他の減免		件数	金額（円）
			訪問介護	居宅サービス				
合計		減免実施市町村数：18（33%）	15	16	1	12	4,962	46,730,939
3	岡崎市	第1-3段階（収入・資産・扶養等要件あり）	1/2		－	○	75	494,650
6	半田市	住民税非課税世帯（収入・扶養要件あり、施設入所者除く。介護福祉助成事業として実施）	1/2		－	○	8	446,055
10	碧南市	保険料所得段階が1～2段階で年収80.9万円もしくは120万円以下（資産要件あり）	1/2もしくは1/3		－	○	0	0
11	刈谷市	住民税非課税世帯で年収が単身103万円、複数世帯で164万円以下（預貯金・扶養等要件あり）	－	1/2	－	○	88	371,043
12	豊田市	住民税非課税で合計所得および課税年金収入の合計が80.9万円以下	対象サービスの利用者負担合計（上限15000円/月）の2割助成（上限3000円）		－	○	589	1,091,915
13	安城市	老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯等（収入・預貯金・資産・扶養等要件あり）	1/2		－	○	26	379,641
14	西尾市	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	－	1/2	－	○	1,003	8,609,347
		住民税非課税世帯で要介護3以上		1/5				
25	知立市	住民税非課税世帯（収入・預貯金・資産等要件あり）	1/2		－	○	1	825
26	尾張旭市	住民税非課税世帯で収入が生活保護基準以下（資産・扶養要件あり）	1/4	－	－	○	0	0
		老齢福祉年金受給者	1/2					
28	岩倉市	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	1/2		－	×	0	0
35	弥富市	生活保護基準以下（財産要件あり）	1/2		－	×	0	0
41	大口町	要介護1～5認定者で、在宅で常時おむつ等を必要とする人	－		おむつ等介護用品支援	○	290	2,627,816
50	武豊町	住民税非課税世帯	1/2		－	○	2,812	32,270,672
		介護老人福祉施設の入所者（年収68万円以下）						
51	幸田町	住民税非課税世帯（年収120万円以下、世帯員による加算あり）	1/2		－	○	34	64,306
広域多連北合部	東海市	第1段階（収入・預貯金・扶養要件あり）	3/4		－	×	12	135,000
	大府市						24	239,669
	知多市	第2、3段階（収入・預貯金・扶養要件あり）	1/2	－	0		0	
	東浦町				0		0	

特別養護老人ホームの待機者数

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

①特別養護老人ホームの入所者が原則要介護3以上に制限されて以降、待機者は2015年時点での17,277人から徐々に減少し、2024年調査では515人増えたが、2025年は1,420人減り6,805人となった。県調査に頼り独自調査をしていないと思われる所を含めて2025年内に調査をしていないのが20市町村（37%）にのぼる。要介護1,2の待機者を把握していない自治体として安城市が新たに増えて19市町（35%）あることを考慮すると待機者の実態の数字はさらに多いと思われる。

②要介護者が増える（要介護3以上の人が2026年には6,259人増加=県の推計）のに整備は明らかに減速状態（第9期介護保険事業計画での定員増は308人分=キャラバン調査）に陥っている。

③市町村の関与では自治体の窓口でも受け付けているのは大口町と飛島村のみで前年と同じ。

市町村名		2024年調査				2025年調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	要介護 1, 2	年月 現在	待機者数 合計	要介護 1,2入所 者数	自治体の 関与 ※a
合計		7,172	1,053	8,225	—	6,221	584	—	6,805	513	—
1	名古屋市	2,131	176	2,307	45,405	1,780	77	45,772	1,857	131	2
2	豊橋市	62	3	65	44,949	62	3	44,949	65	191	3
3	岡崎市	462	272	734	45,038	523	130	45,771	653	9	3
4	一宮市	134	※b	134	45,039	134	※b	45,039	134	※b	3
5	瀬戸市	71	※b	71	45,039	64	※b	45,772	64	※b	3
6	半田市	42	0	42	45,039	42	0	45,039	42	2	3
7	春日井市	99	※b	99	45,130	99	※b	45,130	99	※b	3
8	豊川市	72	2	74	44,927	72	2	44,927	74	※c	3
9	津島市	64	11	75	45,405	136	21	45,772	157	0	3
10	碧南市	22	※b	22	45,039	22	※b	45,039	22	※b	3
11	刈谷市	53	5	58	45,505	41	1	45,894	42	17	2
12	豊田市	408	15	423	45,170	400	15	45,924	415	8	2
13	安城市	108	20	128	45,383	88	※b	45,772	88	※b	3
14	西尾市	72	0	72	45,039	72	0	45,039	72	38	3
15	蒲郡市	45	3	48	44,949	45	3	44,949	48	※c	3
16	犬山市	81	15	96	45,383	100	12	45,772	112	15	3
17	常滑市	612	213	825	45,383	23	2	45,772	25	6	3
18	江南市	69	4	73	45,505	70	9	45,894	79	11	3
19	小牧市	78	※b	78	45,108	78	※b	45,862	78	※b	3
20	稲沢市	21	※b	21	45,039	66	※b	45,772	66	※b	3
21	新城市	4	2	6	44,949	4	2	44,949	6	※c	3
22	東海市	476	※b	476	45,039	476	※b	45,039	476	※b	3
23	大府市										
24	知多市										
25	知立市	13	29	42	45,039	37	27	45,894	64	6	2
26	尾張旭市	18	※b	18	45,017	30	※b	45,863	30	※b	3

市町村名		2024年調査				2025年調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	要介護 1, 2	年月 現在	待機者数 合計	要介護 1, 2入所 者数	自治体の 関与 ※a
27	高浜市	59	13	72	45,505	65	12	45,894	77	7	2
28	岩倉市	114	28	142	45,474	104	20	45,863	124	9	2
29	豊明市	46	※b	46	45,383	47	※b	45,741	47	6	3
30	日進市	15	※b	15	45,039	15	※b	45,039	15	※b	3
31	田原市	63	7	70	44,949	63	7	44,949	70	※c	3
32	愛西市	22	※b	22	45,130	22	※b	45,130	22	※b	3
33	清須市	85	15	100	45,505	28	6	45,894	34	0	3
34	北名古屋市	114	16	130	45,505	127	20	45,894	147	4	3
35	弥富市	159	40	199	45,505	162	58	45,894	220	2	2
36	みよし市	38	9	47	45,139	64	9	45,893	73	15	3
37	あま市	10	※b	10	45,536	25	※b	45,925	25	※b	2
38	長久手市	128	12	140	45,536	106	8	45,894	114	8	3
39	東郷町	71	2	73	45,505	70	3	45,894	73	3	3
40	豊山町	12	2	14	45,505	16	2	45,894	18	1	2
41	大口町	19	0	19	45,100	19	2	45,863	21	6	1
42	扶桑町	70	6	76	45,505	76	15	45,863	91	3	2
43	大治町	0	※b		45,536	8	※b	45,925	8	※b	3
44	蟹江町	7	※b	7	45,039	7	※b	45,039	7	※b	3
45	飛島村	1	1	2	45,536	1	1	45,925	4	0	1
46	阿久比町	153	16	169	45,536	86	20	45,894	106	1	3
47	東浦町	※d				※d					3
48	南知多町	185	※b	185	45,474	177	※b	45,833	177	※b	3
49	美浜町	67	6	73	45,505	39	3	45,894	42	2	3
50	武豊町	90	13	103	45,474	87	11	45,863	98	1	2
51	幸田町	418	96	514	45,536	334	82	45,894	416	11	3
52	設楽町	3	1	4	44,949	3	1	44,949	4	※c	3
53	東栄町	6	0	6	44,949	6	0	44,949	6	※c	3
54	豊根村	0	0	0	44,949	0	0	44,949	0	※c	3

※a「自治体の関与」は、特養の入所申し込みにあたっての対応

1=自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

2=行政区内の施設から情報を定期的に得ている

3=当該施設に任せており、対応はしていない

※bは、「把握していない」と回答

※cは、豊橋市の要介護1, 2の入所者数は東三河広域連合全体の数字。東三河広域連合とは、豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

※dは、東海市・大府市・知多市の数字は知多北部広域連合の数字。知多北部広域連合とは、前記3市のほか東浦町

加齢性難聴者の補聴器購入助成実施状況

(2026年7月年金者組合愛知県本部調査)

2026年4月 54自治体のうち35自治体で助成開始(65%)

市町村名	実施	所得 制限 なし	年齢 (以上)	助成額(上限)		助成対象者	2024年度助成実績	
				住民税非課税 世帯	住民税課税 世帯		人数	金額
合計	35	20					977	23,076,946
1 名古屋市	×	—	—	—	—	—	—	—
2 豊橋市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
3 岡崎市	×	×	65歳	20,000	—	障害者手帳のない人で医師が有用と判断 2026年3月31日助成制度終了	31	620,000
4 一宮市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	60	1,797,000
5 瀬戸市	○	—	65歳	30,000	—	両耳の聴力レベル30dB以上	—	—
6 半田市	×	—	—	—	—	—	—	—
7 春日井市	○	○	65歳	30,000	15,000	片耳の聴力レベルが40dB以上で医師が有用と判断	86	1,830,000
8 豊川市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力が30dB以上で障害者手帳のない人	—	—
9 津島市	×	—	—	—	—	—	—	—
10 碧南市	×	—	—	—	—	—	—	—
11 刈谷市	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳の聴力レベル30dB以上で医師が有用と判断	—	—
12 豊田市	○	○	18歳	30,000	15,000	補聴器相談医により補聴器が必要と認められた人	360	7,019,500
13 安城市	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
14 西尾市	○	—	65歳	30,000 *15,000	—	両耳の聴力30dB以上 医師の判断 介護保険料所得段階 第1～第3段階30,000円 第4～第7段階15,000円	—	—
15 蒲郡市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
16 犬山市	○	×	65歳	20,000	—	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	16	320,000
17 常滑市	×	—	—	—	—	—	—	—
18 江南市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	15	447,500
19 小牧市	○	×	18歳	35,266	—	両耳の聴力レベ40dB以上で医師が有用と判断した人	17	597,046
20 稲沢市	○	×	65歳	30,000	—	—	8	239,000
21 新城市	○	×	65歳	30,000	—	—	—	—
22 東海市	○	○	65歳	50,000	25,000	両耳30dB以上、認定補聴器相談医の意見書を得たもの	135	4,584,400
23 大府市	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳30dB以上、認定補聴器相談医の意見書を得たもの	66	1,320,000
24 知多市	○	×	65歳	20,000	—	両耳とも聴力レベルが40dB以上70dB未満または片耳が70 dB以上、他方が40dB以上70dB未満	21	420,000
25 知立市	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	—	—
26 尾張旭市	×	—	—	—	—	—	—	—
27 高浜市	×	—	—	—	—	—	—	—
28 岩倉市	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	—	—
29 豊明市	○	○	60歳	30,000	15,000	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	73	1,440,000
30 日進市	×	—	—	—	—	—	—	—
31 田原市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
32 愛西市	×	—	—	—	—	—	—	—
33 清須市	×	—	—	—	—	—	—	—
34 北名古屋市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	*2026年～再開
35 弥富市	×	—	—	—	—	—	—	—
36 みよし市	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	39	852,500
37 あま市	○	×	65歳	30,000	—	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	120,000
38 長久手市	×	—	—	—	—	—	—	—
39 東郷町	×	—	—	—	—	—	—	—
40 豊山町	×	—	—	—	—	—	—	—
41 大口町	○	○	18歳	50,000	50,000	両耳の聴力が40dB以上70dB未満で医師が有用と判断	—	—
42 扶桑町	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳の聴力レベル30dB以上70dB未満で医師が有用と判断	17	360,000
43 大治町	×	—	—	—	—	—	—	—
44 蟹江町	×	—	—	—	—	—	—	—
45 飛島村	×	—	—	—	—	—	—	—
46 阿久比町	×	—	—	—	—	—	—	—
47 東浦町	○	○	18歳	20,000	20,000	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
48 南知多町	○	○	65歳	30,000	30,000	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
49 美浜町	○	○	65歳	20,000	20,000	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
50 武豊町	○	○	65歳	30,000	15,000	両耳の聴力レベル30dB以上で効果が期待できる人	25	510,000
51 幸田町	○	○	65歳	30,000	30,000	両耳の聴力が30dB以上で医師が有用と判断	—	—
52 設楽町	○	○	65歳	100,000	100,000	医師の意見書を得た者	8	600,000
53 東栄町	○	○	65歳	30,000	30,000	両耳の聴力が40dB以上70dB未満で医師が有用と判断	—	—
54 豊根村	○	○	65歳	30,000	30,000	医師の意見書を得た者	—	—

介護認定者等への障害者控除認定書の発行状況

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

①要介護1以上(障害自立度A以上を含む)に認定書発行：53市町村(98%)が実施。未実施は名古屋市のみ。
 ②障害者控除対象者に認定書を自動送付：34市町村(63%)が実施。
 ※1：「要介護1以上」には「障害高齢者自立度A以上」を含む。

市町村名	要介護認定者 (要介護1以上) ※2025年3月末	認定書 2023年 発行数	認定書 2024年 発行数	発行条件		認定書発行条件の詳細 (★印：障害自立度A以上・ 認知症自立度Ⅱ以上)	認定書を 対象者に 自動送付	申請書を 対象者に 自動送付	
				要 支 援 2 以 上	1 要 以 上 介 護 ※ 1		実施市町村 ※2024年	実施 市町村	送付数
合 計	238,365	78,014	80,235	53		—	34	3	7,985
				9	44				
1	名古屋市	81,872	1,191	1,239		障害自立度B以上・認知症自立度Ⅱ以上			
2	豊橋市	9,623	2,354	2,377	○	障害自立度A以上・認知症自立度Ⅲ以上+要介護1以上		○	3,472
3	岡崎市	11,639	664	631	○	★+要介護1以上			
4	一宮市	13,970	10,111	10,035	○	要介護1以上	○		
5	瀬戸市	4,889	823	865	○	★+要介護1以上			
6	半田市	3,679	462	487	○	★+要支援1以上			
7	春日井市	10,119	10,059	10,098	○	要介護1以上	○		
8	豊川市	5,580	1,176	1,199	○	★+要介護1以上		○	4,168
9	津島市	2,275	2,012	1,988	○	要介護1以上	○		
10	碧南市	2,018	249	256	○	★+要介護1以上			
11	刈谷市	3,730	424	454	○	★+要介護1以上			
12	豊田市	11,457	221	238	○	★+要介護1以上			
13	安城市	4,164	374	444	○	★(AまたはⅡを下回る人は調査票等の特記事項等で判断)			
14	西尾市	5,026	477	458	○	★+要介護1以上			
15	蒲都市	2,758	2,008	2,243	○	障害自立度A以上・認知症自立度Ⅱ以上+要介護1以上	○		
16	犬山市	2,145	2,042	2,084	○	★+要介護1以上	○		
17	常滑市	2,038	109	85	○	★			
18	江南市	3,259	3,837	3,813	○	要介護1以上	○		
19	小牧市	3,530	2,353	2,399	○	★+要介護1以上	○		
20	稲沢市	4,213	1,656	1,732	○	要介護1以上	○		
21	新城市	1,837	1,437	1,454	○	★+要介護1以上	○		
22	東海市	3,766	347	326	○	要介護1以上			
23	大府市	2,632	168	172	○	要介護1以上			
24	知多市	3,007	333	313	○	要介護1以上			
25	知立市	1,548	1,824	1,751	○	要介護1以上	○		
26	尾張旭市	2,713	2,977	3,112	○	要介護1以上または ★+要支援2以上	○		
27	高浜市	1,200	99	92	○	★+要支援1以上			
28	岩倉市	1,374	1,188	1,193	○	要支援2以上	○		
29	豊明市	2,185	1,925	1,944	○	要支援2以上	○		
30	日進市	2,250	690	740	○	★+要支援2以上			
31	田原市	1,727	803	1,502	○	障害自立度A以上・認知症自立度Ⅱ以上+要介護1以上	○		
32	愛西市	2,482	2,274	2,436	○	★+要介護1以上	○		
33	清須市	2,011	2,007	1,994	○	要介護1以上	○		
34	北名古屋市	2,470	2,412	2,539	○	要介護1以上	○		
35	弥富市	1,358	1,283	1,267	○	障害自立度A以上+要支援1以上・認知症自立度Ⅱ以上+要介護1以上	○		
36	みよし市	1,103	1,655	1,380	○	要支援2以上	○		
37	あま市	2,978	2,590	2,649	○	要介護1以上	○		
38	長久手市	1,279	1,030	1,113	○	★+要支援2以上	○		
39	東郷町	1,136	1,702	1,757	○	要介護1以上または ★+要支援2以上	○		
40	豊山町	431	416	404	○	要介護1以上	○		
41	大口町	670	578	601	○	要介護1以上	○		
42	扶桑町	1,225	1,210	1,572	○	★+要支援2以上	○		
43	大治町	909	623	651	○	★+要介護1以上	○		
44	蟹江町	1,160	1,218	1,225	○	★	○		
45	飛鳥村	169	197	210	○	要介護1以上	○		
46	阿久比町	796	921	992	○	★+要介護1以上	○		
47	東浦町	1,839	129	118	○	要介護1以上			
48	南知多町	745	70	69	○	★			
49	美浜町	792	420	453	○	要介護1以上	○		
50	武豊町	1,086	1,516	1,593	○	★	○		
51	幸田町	961	996	1,088	○	障害自立度A以上・認知症自立度Ⅲ以上+要介護1以上	○		
52	設楽町	303	111	81	○	★		○	345
53	東栄町	180	216	215	○	★+要支援1以上	○		
54	豊根村	59	47	104	○	障害自立度A以上・認知症自立度Ⅱ以上	○		

国保料（税）（所得割・均等割・平等割）一覧

（2025年愛知自治体キャラバンまとめ）

①保険料（税）徴収方式	
4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）：0	※大口町が2025年度から資産割を廃止
3方式（所得割・均等割・平等割）：52市町村（96%）	
2方式（所得割・均等割）：2市（4%）※名古屋市・東海市	
②保険料（税）額は、医療分と後期高齢者支援金分の合計	

市町村名		所得割 （%）			均等割(加入者1人につき) （円）			平等割(1世帯につき) （円）		
		2024年	2025年	増減	2024年	2025年	増減	2024年	2025年	増減
1	名古屋市	11.89	11.37	-0.52	65,123	65,443	320	—	—	—
2	豊橋市	9.72	10.15	0.43	31,200	33,900	2,700	33,600	32,700	-900
3	岡崎市	9.78	9.69	-0.09	38,630	39,930	1,300	40,520	41,190	670
4	一宮市	10.85	10.85	0.00	39,600	44,400	4,800	25,200	28,200	3,000
5	瀬戸市	10.69	10.24	-0.45	39,566	40,238	672	37,014	37,178	164
6	半田市	10.45	10.45	0.00	43,500	43,500	0	29,500	29,500	0
7	春日井市	8.70	9.10	0.40	38,700	40,600	1,900	31,000	31,000	0
8	豊川市	9.60	9.60	0.00	44,000	45,400	1,400	30,300	30,800	500
9	津島市	9.17	9.55	0.38	34,000	36,300	2,300	32,500	32,700	200
10	碧南市	9.10	10.30	1.20	41,300	44,000	2,700	27,200	28,800	1,600
11	刈谷市	8.46	9.64	1.18	37,100	42,400	5,300	25,700	27,600	1,900
12	豊田市	8.32	8.73	0.41	37,100	39,800	2,700	28,500	28,500	0
13	安城市	9.00	9.53	0.53	37,200	40,600	3,400	25,200	26,400	1,200
14	西尾市	8.37	8.37	0.00	35,700	35,700	0	23,100	23,100	0
15	蒲郡市	8.80	10.91	2.11	33,000	26,000	-7,000	30,000	30,000	0
16	犬山市	10.20	10.68	0.48	41,040	45,660	4,620	32,440	32,440	0
17	常滑市	9.00	9.00	0.00	43,200	43,200	0	31,200	31,200	0
18	江南市	10.26	10.26	0.00	42,200	42,200	0	28,400	28,400	0
19	小牧市	7.54	8.39	0.85	37,000	40,100	3,100	27,800	27,800	0
20	稲沢市	8.90	9.40	0.50	33,400	34,900	1,500	25,000	26,200	1,200
21	新城市	8.60	9.30	0.70	35,200	35,200	0	26,500	26,500	0
22	東海市	11.64	11.32	-0.32	55,500	57,900	2,400	—	—	—
23	大府市	9.00	9.90	0.90	35,900	40,500	4,600	29,000	29,000	0
24	知多市	8.45	9.70	1.25	36,600	42,800	6,200	27,600	27,700	100
25	知立市	9.04	9.86	0.82	41,300	43,700	2,400	28,700	29,800	1,100
26	尾張旭市	9.36	10.17	0.81	36,100	38,000	1,900	26,400	29,600	3,200
27	高浜市	7.66	7.66	0.00	39,200	39,200	0	31,600	31,600	0
28	岩倉市	10.30	10.30	0.00	41,000	41,000	0	28,200	28,200	0
29	豊明市	9.15	9.85	0.70	35,600	38,800	3,200	27,700	28,900	1,200
30	日進市	9.55	10.30	0.75	33,500	43,900	10,400	28,500	28,500	0
31	田原市	8.40	9.20	0.80	35,200	36,800	1,600	37,200	37,200	0
32	愛西市	8.87	9.81	0.94	36,500	41,000	4,500	28,800	30,500	1,700
33	清須市	9.44	9.96	0.52	39,300	42,600	3,300	27,400	27,655	255
34	北名古屋市	9.15	10.20	1.05	35,500	35,500	0	27,600	27,600	0
35	弥富市	10.60	10.80	0.20	44,000	46,200	2,200	30,800	30,000	-800
36	みよし市	8.98	9.42	0.44	38,500	40,300	1,800	26,800	27,400	600
37	あま市	9.57	9.79	0.22	41,100	42,000	900	24,300	25,000	700
38	長久手市	9.45	10.09	0.64	40,700	40,700	0	26,400	26,400	0
39	東郷町	8.74	9.45	0.71	36,900	40,100	3,200	27,000	28,100	1,100
40	豊山町	8.60	9.00	0.40	34,300	37,200	2,900	33,400	29,700	-3,700
41	大口町	9.70	11.48	1.78	42,300	48,300	6,000	29,400	33,000	3,600
42	扶桑町	10.74	11.00	0.26	43,660	46,330	2,670	29,580	30,410	830
43	大治町	8.30	9.70	1.40	35,300	35,300	0	28,100	28,100	0
44	蟹江町	8.70	10.85	2.15	34,000	44,600	10,600	30,000	32,000	2,000
45	飛島村	5.42	5.42	0.00	28,800	28,800	0	30,000	30,000	0
46	阿久比町	10.70	10.70	0.00	44,000	45,800	1,800	30,000	29,800	-200
47	東浦町	9.76	10.23	0.47	42,200	44,000	1,800	31,000	30,500	-500
48	南知多町	10.87	10.87	0.00	49,500	49,500	0	31,900	31,900	0
49	美浜町	10.76	10.76	0.00	47,200	47,200	0	31,000	31,000	0
50	武豊町	10.90	10.90	0.00	42,000	44,400	2,400	30,000	30,000	0
51	幸田町	7.51	7.51	0.00	30,700	30,700	0	24,000	24,000	0
52	設楽町	8.63	8.90	0.27	36,800	41,800	5,000	38,700	42,600	3,900
53	東栄町	8.35	9.46	1.11	28,400	30,000	1,600	29,600	31,500	1,900
54	豊根村	5.65	6.57	0.92	22,500	28,000	5,500	16,100	18,100	2,000

国保料（税）改定結果と1人当たり「繰越金＋基金」・「法定外繰入」

（2025年愛知自治体キャラバンまとめに、2026年度改定結果を追加）

※「保険料額・率改定結果」欄……○：引き下げ、△：据え置き、●：引き上げ、？：不明

※「？」は、所得割・資産割・均等割・平等割の引き上げと引き下げが混在しているため、不明とした。

市町村名		保険料額・率 改定結果						1人当たり 「繰越金＋基金」（決算）		1人当たり 「法定外繰入」（予算）	
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2023年度	2024年度	2024年度	2025年度
○：引き下げ数 △：据え置き数 ●：引き上げ数		○： 4 △： 41 ●： 7	○： 0 △： 22 ●： 30	○： 0 △： 24 ●： 29	○： 0 △： 13 ●： 41	○： 2 △： 10 ●： 42	○： 4 △： 0 ●： 50	愛知県平均 17,831	愛知県平均 15,439	愛知県平均 12,797	愛知県平均 11,319
値上げ市町村割合		13%	56%	54%	76%	78%	93%				
1	名古屋市	○	●	●	●	○	●	2,265	1,129	14,910	12,991
2	豊橋市	△	？	●	●	●	●	37,282	27,089	6,241	7,547
3	岡崎市	？	●	●	●	●	●	11,548	16,581	9,351	8,372
4	一宮市	△	△	？	●	●	●	9,560	5,646	10,000	9,000
5	瀬戸市	？	●	●	●	○	●	34,436	42,329	1,543	2,021
6	半田市	△	△	●	●	△	●	20,761	21,354	0	0
7	春日井市	△	△	△	●	●	●	32,796	26,007	13,638	13,550
8	豊川市	△	●	●	●	●	●	43,887	40,672	2,553	2,560
9	津島市	△	△	△	●	●	●	17,492	10,866	15,144	19,853
10	碧南市	△	●	●	●	●	●	6,959	3,417	22,239	17,282
11	刈谷市	△	△	△	●	●	●	5,284	8,857	29,688	16,665
12	豊田市	●	●	●	●	●	●	45,115	43,458	6,996	7,649
13	安城市	○	●	●	●	●	●	36,332	29,720	8,500	8,500
14	西尾市	△	●	△	△	△	●	29,430	14,032	0	0
15	蒲郡市	△	△	△	●	●	●	15,075	14,132	18,050	23,866
16	犬山市	●	●	●	●	●	○	31,361	39,218	13,430	9,073
17	常滑市	△	△	△	●	△	●	70,367	64,554	0	0
18	江南市	△	●	△	●	△	●	18,056	14,365	11,240	9,526
19	小牧市	○	●	●	●	●	●	694	533	35,196	27,288
20	稲沢市	△	●	△	△	●	●	20,107	21,089	10,654	12,921
21	新城市	△	△	△	●	●	●	101,579	87,033	0	0
22	東海市	△	●	●	●	●	●	28,493	41,211	5,036	9,577
23	大府市	△	●	●	△	●	●	23,021	20,571	11,066	5,044
24	知多市	△	●	△	●	●	●	5,835	9,350	23,479	9,282
25	知立市	△	△	●	●	●	●	6,152	12,133	17,101	7,949
26	尾張旭市	△	？	●	●	●	●	5,746	2,157	11,139	38,484
27	高浜市	△	△	△	△	△	●	53,481	39,245	2,459	2,750
28	岩倉市	△	△	●	●	△	●	13,951	13,819	6,087	6,598
29	豊明市	△	●	●	●	●	●	46,466	14,458	34,331	21,417
30	日進市	△	●	△	●	●	●	46,818	29,760	10,068	10,793
31	田原市	△	△	△	●	●	●	8,622	8,010	18,412	19,801
32	愛西市	△	△	△	●	●	●	4,814	2,877	20,876	14,334
33	清須市	●	●	●	●	●	●	10,911	8,883	28,091	17,601
34	北名古屋市	●	●	●	●	●	●	0	0	32,133	22,713
35	弥富市	△	△	●	●	●	●	6,346	8,392	2,783	6,607
36	みよし市	△	●	●	●	●	●	47,626	47,248	34,542	29,653
37	あま市	△	●	●	●	●	●	2,263	3,869	20,627	18,509
38	長久手市	●	●	●	△	●	●	25,170	17,446	9,048	9,155
39	東郷町	△	●	●	●	●	●	9,526	16,572	26,872	14,739
40	豊山町	△	●	●	△	●	●	5,642	5,319	9,397	9,851
41	大口町	●	●	●	●	●	○	32,254	26,124	13,427	14,268
42	扶桑町	●	△	△	●	●	●	3,986	2,587	5,935	0
43	大治町	○	△	●	△	●	●	21,671	293	4,982	5,087
44	蟹江町	△	●	△	△	●	●	41,398	25,714	4,963	5,235
45	飛島村	△	△	△	△	△	●	65,303	30,712	38,322	69,066
46	阿久比町	△	●	△	●	●	●	10,213	12,500	683	717
47	東浦町	△	●	△	●	●	●	2,870	2,238	7,886	3,185
48	南知多町	△	△	●	△	△	●	18,286	30,563	3,886	4,061
49	美浜町	△	△	△	●	△	●	16,529	33,917	6,696	5,014
50	武豊町	△	●	△	●	●	●	20,042	30,752	1,000	1,000
51	幸田町	△	△	△	△	△	●	64,909	47,870	19,097	19,728
52	設楽町	△	●	●	●	●	○	64,497	49,585	0	0
53	東栄町	△	△	△	△	●	○	162,401	177,783	0	0
54	豊根村	△	△	△	△	●	●	1,124,894	1,089,422	0	0

モデルケース別の国保料（税）一覧

(2025年愛知自治体キャラバン)

市町村		2024年度モデルケース別国保料（税）								2025年度モデルケース別国保料（税）							
		No.1 夫婦(40歳代) ・子ども(中学生1・高校生1) の4人世帯、所得 200万円(妻 の年収0) (2割軽減世帯)	順位	No.2 夫婦世帯 (70歳 代)、所得 80万円(妻 の年収0) (5割軽減 世帯)	順位	No.3 単身世帯 (70歳 代)、所得 0円 (7割軽減 世帯)	順位	No.4 単身世帯 (20歳 代)、所得 100万円 (軽減無し 世帯)	順位	No.1 夫婦(40歳代) ・子ども(中学生1・高校生1) の4人世帯、所得 200万円(妻 の年収0) (2割軽減世帯)	順位	No.2 夫婦世帯 (70歳 代)、所得 80万円(妻 の年収0) (5割軽減 世帯)	順位	No.3 単身世帯 (70歳 代)、所得 0円 (7割軽減 世帯)	順位	No.4 単身世帯 (20歳 代)、所得 100万円 (軽減無し 世帯)	順位
1	名古屋市	308,380	25	65,870	52	17,520	42	132,890	9	305,960	34	65,980	52	17,620	45	130,240	16
2	豊橋市	279,200	36	83,900	27	12,900	53	120,100	25	293,900	40	87,700	37	13,200	54	124,400	31
3	岡崎市	309,500	24	94,900	9	23,600	3	134,800	6	312,700	29	96,300	16	24,200	5	136,300	10
4	一宮市	317,100	20	92,300	17	19,400	29	126,600	16	334,900	18	98,600	11	21,700	19	134,400	12
5	瀬戸市	322,400	16	97,100	7	22,900	5	136,900	3	319,200	24	96,700	14	23,100	8	135,700	11
6	半田市	326,700	14	96,800	8	21,800	12	132,500	10	326,700	20	96,800	13	21,800	17	132,500	14
7	春日井市	285,100	32	86,300	24	20,800	18	119,200	27	297,500	38	89,700	31	21,400	20	123,400	33
8	豊川市	315,100	22	94,500	10	14,900	51	121,700	18	320,400	23	96,200	17	15,300	51	123,300	34
9	津島市	278,600	38	84,100	26	19,900	23	118,700	29	292,200	41	87,900	36	20,600	29	123,300	34
10	碧南市	296,700	30	88,500	22	20,400	20	120,200	23	325,500	22	96,400	15	21,800	17	126,500	23
11	刈谷市	327,800	13	81,200	38	18,700	38	110,900	44	368,800	4	91,700	25	20,900	26	124,900	29
12	豊田市	322,300	17	82,000	36	19,600	25	112,900	42	342,400	12	86,300	39	20,400	30	118,000	45
13	安城市	280,400	34	83,000	33	18,600	40	113,600	39	300,500	37	88,900	34	20,000	36	121,200	40
14	西尾市	264,000	45	78,200	45	17,500	43	106,400	49	264,000	50	78,200	49	17,500	47	106,400	51
15	蒲都市	267,700	43	80,500	41	18,900	35	100,500	51	278,400	46	81,200	47	16,800	49	118,100	43
16	犬山市	317,300	19	93,200	14	22,000	9	131,600	11	339,600	15	99,600	10	23,300	7	138,900	5
17	常滑市	304,400	26	92,000	18	22,200	7	125,600	17	304,400	35	92,000	24	22,200	15	125,600	27
18	江南市	318,700	18	94,300	11	21,100	16	129,000	12	318,700	25	94,300	19	21,100	23	129,000	19
19	小牧市	258,900	46	78,700	43	19,400	29	107,700	48	282,300	44	84,900	42	20,300	32	115,600	46
20	稲沢市	239,900	51	78,700	43	17,500	43	109,000	47	252,300	51	82,700	46	18,200	43	114,600	48
21	新城市	255,500	47	75,300	47	16,600	46	110,700	45	279,800	45	82,800	45	18,400	41	114,600	48
22	東海市	360,300	3	98,400	5	16,500	47	121,700	18	362,900	6	99,700	9	17,300	48	122,300	37
23	大府市	227,600	52	83,600	30	19,400	29	116,100	33	249,900	52	91,500	26	20,800	27	125,800	25
24	知多市	271,800	39	81,600	37	19,200	32	112,300	43	311,300	30	92,400	23	21,000	24	125,700	26
25	知立市	358,600	4	89,000	19	20,900	17	121,500	20	383,100	3	95,000	18	22,000	16	129,600	17
26	尾張旭市	345,100	6	83,900	27	18,700	38	115,800	34	364,400	5	90,400	29	20,200	34	125,500	28
27	高浜市	270,900	41	83,300	31	21,200	15	114,400	38	270,900	47	83,300	43	21,200	22	114,400	50
28	岩倉市	315,500	21	93,100	15	20,700	19	127,800	14	315,500	26	93,100	21	20,700	28	127,800	20
29	豊明市	279,700	35	83,200	32	18,900	35	115,400	36	301,800	36	89,600	32	20,200	34	123,700	32
30	日進市	271,700	40	78,200	45	15,500	49	116,400	31	314,600	28	90,300	30	18,000	44	131,000	15
31	田原市	303,600	27	74,000	48	14,300	52	120,200	23	327,500	19	78,100	50	14,600	52	126,300	24
32	愛西市	279,000	37	83,700	29	19,500	26	115,800	34	309,600	32	92,500	22	21,400	20	127,400	21
33	清須市	295,800	31	87,800	23	19,900	23	120,400	22	314,700	27	93,200	20	21,000	24	126,900	22
34	北名古屋	252,100	48	73,100	50	15,000	50	115,200	37	295,700	39	86,900	38	18,900	39	121,200	40
35	弥富市	331,800	12	98,500	3	22,400	6	135,100	4	341,300	14	101,100	6	22,700	11	137,700	7
36	みよし市	337,300	8	85,000	25	19,500	26	116,400	31	352,400	9	88,800	35	20,300	32	121,300	39
37	あま市	301,100	28	88,600	21	19,500	26	119,800	26	308,000	33	90,600	28	20,000	36	122,700	36
38	長久手市	299,600	29	88,700	20	20,000	22	120,800	21	309,700	31	91,100	27	20,000	36	124,600	30
39	東郷町	332,200	10	82,600	35	19,100	34	113,600	39	356,100	7	89,000	33	20,400	30	122,000	38
40	豊山町	324,600	15	82,700	34	20,200	21	116,700	30	341,900	13	85,300	40	31,100	1	118,100	43
41	大口町	364,200	2	92,800	16	21,400	14	126,900	15	429,500	1	107,100	1	24,300	4	146,600	1
42	扶桑町	331,900	11	98,100	6	21,900	10	134,400	7	345,200	10	102,200	4	23,000	9	139,400	4
43	大治町	265,600	44	80,000	42	18,900	35	110,700	45	287,500	42	85,100	41	18,900	39	118,600	42
44	蟹江町	269,300	42	81,100	39	19,200	32	113,500	41	338,600	16	100,700	7	22,900	10	138,400	6
45	飛島村	201,100	53	63,700	53	17,600	41	89,600	53	201,100	54	63,700	53	17,600	46	89,600	53
46	阿久比町	332,700	9	98,500	3	22,200	7	134,900	5	338,300	17	100,200	8	22,600	12	136,500	8
47	東浦町	313,000	23	93,700	13	21,900	10	128,700	13	325,800	21	97,000	12	22,300	13	132,700	13
48	南知多町	354,500	5	105,600	1	24,400	2	143,300	1	354,500	8	105,600	2	24,400	3	143,300	2
49	美浜町	344,600	7	102,400	2	23,400	4	139,500	2	344,600	11	102,400	3	23,400	6	139,500	3
50	武豊町	392,400	1	80,900	40	21,600	13	134,100	8	400,100	2	83,300	43	22,300	13	136,500	8
51	幸田町	283,300	33	70,400	51	16,300	48	97,400	52	283,300	43	70,400	51	16,300	50	97,400	52
52	設楽町	244,300	50	94,000	12	24,900	1	118,800	28	264,230	49	101,500	5	27,400	2	129,600	17
53	東栄町	245,600	49	74,000	48	17,300	45	105,400	50	269,700	48	80,600	48	18,400	41	115,400	47
54	豊根村	173,500	54	51,400	54	11,500	54	70,800	54	207,200	53	61,300	54	13,800	53	84,500	54

※資産割のある自治体は、資産税額を0円で算出

国保料（税）の低所得世帯等の減免制度実施状況

（2025年愛知自治体キャラバンまとめ）

①低所得世帯減免の実施は、廃止する自治体が増え、2025年度現在、20市町村（37％）に減少した。
 ②法定軽減世帯に上乗せした減免（豊川市・津島市・日進市・田原市・北名古屋市）、市民税所得割が課税されない世帯（豊橋市）、市民税非課税世帯（岡崎市）への減免など、数千世帯への軽減が行われている。
 ③低所得世帯への減免制度を廃止したのは、一宮市が2022年度、知立市が2023年度、蒲郡市・新城市が2024年度をもって廃止した。
 ※実施欄は、2025年度現在の実施状況

市町村名	実施	低所得世帯等 減免要件	一般会計 繰入	件数		金額	
				2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
合計	20	低所得世帯等減免実施市町村数：20（37％）	17	75,670	58,974	575,579,256	472,241,162
1 名古屋市	○	【2割減免】保険料の減額が適用されていない世帯で、前年中の所得の合計が「66万円+（35万円×被保険者数）」以下の世帯 【特別軽減】法定減額（7割・5割・2割）に該当する世帯の被保険者1人につき年2,000円を軽減（2022年度を持って廃止）。2023年度より同じ対象者に均等割額の独自控除（1人2,000円・申請不要）を新設。	○	484	71	1,346,899	971,866
2 豊橋市	○	市民税所得割が課税されない世帯	○	21,477	20,578	168,960,390	168,463,462
3 岡崎市	○	世帯主及び被保険者全員が市民税非課税である世帯	○	13,094	3,191	147,958,330	49,344,840
4 一宮市	×	※2022年度をもって廃止					
5 瀬戸市	×						
6 半田市	○	非自発的な離職及び事業の廃業等により、所得が著しく減少した者（非自発的失業軽減を受けておらず、前年所得510万円以下の者）	×	8	8	123,200	117,700
7 春日井市	○	前年中の世帯の総所得が300万円以下で就学援助を受ける場合	○	8	7	496,900	792,200
8 豊川市	○	・7割軽減に該当する世帯 ・以下のうち、2割・5割軽減に該当しない世帯 ①世帯の前年の総所得金額等の合計額が135万円+（給与所得者等の数-1）×10万円以下 ②市民税非課税世帯	×	7,274	7,135	50,447,800	54,811,500
9 津島市	○	世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が、43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円以下	○	1,890	1,791	12,989,400	13,130,300
10 碧南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円	○	1,103	1,206	6,557,900	7,460,800
11 刈谷市	○	・下記のいずれかに該当する被保険者を含む世帯（前年中世帯総所得300万円以下）（1）身体障害者1・2・3級、4級（腎臓機能障害・進行性筋萎縮症）、5・6級（進行性筋萎縮症）、（2）療育手帳の判定「A」又は「B」の知的障害者、（3）精神科医師に自閉症状態と診断された者 ・刈谷市母子家庭等医療費支給条例第2条の規定に該当する被保険者を含む世帯（前年中世帯総所得300万円以下）	○	12	14	164,068	410,819
12 豊田市	○	生活保護基準に基づく収入額と同額か、それ以下の低所得世帯	○	51	44	2,087,000	1,653,000
13 安城市	○	国保加入者が福祉医療費助成（心身障害者、母子家庭等、精神障害者）を受給し、世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額が150万円以下	○	40	50	299,600	400,700
14 西尾市	○	国保税の軽減に該当する納税義務者で、均等割額及び平等割額のみを課税される場合、均等割額及び平等割額の100分の12に相当する額	×	4,294	4,293	31,642,800	31,814,300
15 蒲郡市	×	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が住民税非課税かつ固定資産税額が2万円未満の世帯のうち、次のいずれかに該当 ①軽減対象世帯、②保険税の所得割が課税されない世帯、③旧被扶養者減免対象世帯 ※2024年度をもって廃止	×	1,622	1,585	7,465,655	7,238,907
16 犬山市	×						
17 常滑市	×						
18 江南市	×						
19 小牧市	×						
20 稲沢市	×						

市町村名		実施	低所得世帯等 減免要件	一般会計繰入	件数		金額	
					2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
21	新城市	×	・法定軽減（7割・5割・2割）該当世帯：均等割・平等割の軽減後の課税額の10%減免 ・均等割・平等割のみ課税される世帯：課税額の10%減免 ※2024年度をもって廃止	○	3,792	3,704	14,809,200	14,105,500
22	東海市	×						
23	大府市	×						
24	知多市	×						
25	知立市	×	2014年度から資産割廃止により、当面の間、法定軽減適用世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%軽減 ※2023年度をもって廃止	×	4,713	-	8,651,052	-
26	尾張旭市	×						
27	高浜市	×						
28	岩倉市	×						
29	豊明市	○	納税義務者が障害者、寡婦又はひとり親、母子・父子家庭医療費受給者 前年中の総所得金額が200万円以下→年税額の20/100減免	○	19	17	593,300	565,000
30	日進市	○	平等割及び均等割保険税の7割・5割・2割軽減対象者は、それぞれ0.5割を加算して、保険税を軽減	○	3,962	3,795	19,337,000	19,015,000
31	田原市	○	・7・5・2割軽減世帯で、均等割及び平等割のみ課税される場合並びに世帯の総所得金額等が310万円以下の場合、均等割・平等割を1割減免 ・7・5・2割軽減に該当しない世帯で、均等割及び平等割のみ課税される場合並びに市民税非課税世帯かつ世帯の総所得金額が135万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	○	5,015	4,794	48,898,400	48,510,000
32	愛西市	×						
33	清須市	×						
34	北名古屋市	○	7・5・2割（法定軽減）該当世帯に、軽減後の均等割・平等割の20／100を減免	○	5,500	5,397	36,016,000	36,102,600
35	弥富市	○	申請月までの3カ月間の生活保護受給中に認定される世帯平均収入充当額から勤労収入額の1割（月額13,400円を限度）を控除した額が、生活保護法基準の100分の110以下、かつ生活費に処分できる財産がない場合、所得割額・均等割額・平等割額の100分の50を減免	○	0	1	0	115,200
36	みよし市	×						
37	あま市	×						
38	長久手市	○	世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計が220万円以下の世帯（7・5・2割軽減がかかる世帯は除く）は、均等割額・平等割額を2割減免	○	853	818	13,407,000	12,756,400
39	東郷町	×						
40	豊山町	×						
41	大口町	×						
42	扶桑町	×						
43	大治町	×						
44	蟹江町	○	障害者医療費、母子・父子家庭医療費、精神障害者医療費の対象者は、本人申請なしで、均等割額を100分の50減免	○	446	459	3,129,562	4,234,068
45	飛島村	×						
46	阿久比町	×						
47	東浦町	×						
48	南知多町	×						
49	美浜町	×						
50	武豊町	×						
51	幸田町	○	町民税非課税世帯、就学援助または児童扶養手当の支給を受けている被保険者を含む世帯	×	13	16	197,800	227,000
52	設楽町	×						
53	東栄町	×						
54	豊根村	×						

国保料（税）の収入減の減免制度実施状況

（2025年愛知自治体キャラバンまとめ）

- ①51市町村（94％）が実施し、設楽町、東栄町、豊根村の3町村が未実施。
 ②活用実績がゼロまたは1桁が、未実施の3町村を含め28市町村（52％）ある。
 ③当年見込所得の減少割合が前年所得の2分の1以下を要件とするのが37市町村（69％）、前年所得300万円以下を要件とするのが22市町村（41％）。
 ④前年収入要件を、1,000万円以下（名古屋市）、600万円以下（豊橋市）、減少要件を8割以下（名古屋市・豊橋市）、7割以下（半田市・豊川市・蒲都市・小牧市・田原市）。

市町村名	実施	収入減を理由にした減免						
		減免要件		所得割額の 減免割合	件数		金額	
		前年総所得	当年/前年 減少要件		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
合計	51	—	—	—	8,445	8,899	666,954,011	732,936,042
1 名古屋市	○	1,000万円以下 （当年見込所得 274万円以下）	8/10以下	3～7割	6,698	7,059	581,989,026	633,198,925
2 豊橋市	○	600万円以下	8/10以下	1～3.5割	93	78	3,279,800	2,789,300
3 岡崎市	○	500万円以下	1/2以下	5割	158	161	13,405,350	13,365,520
4 一宮市	○	270万円以下	1/2以下	5割	268	253	13,191,200	14,041,300
5 瀬戸市	○	300万円以下	1/2以下	3～10割	48	38	2,031,000	1,661,000
6 半田市	○	510万円以下	7/10以下	3～10割	162	221	4,808,300	8,067,300
7 春日井市	○	400万円以下	1/2以下	2～8割	31	31	2,157,100	2,632,100
8 豊川市	○	300万円未満	7/10以下	2～5割	3	4	164,400	345,500
9 津島市	○	500万円以下	2/3以下	3～5割	62	61	3,129,400	2,686,900
10 碧南市	○	300万円以下	1/2以下	5割	2	1	53,300	77,500
11 刈谷市	○	300万円以下	1/2以下	5割	1	4	17,507	269,397
12 豊田市	○	500万円以下	1/2以下	2.5～10割	4	0	171,200	0
13 安城市	○	300万円以下	1/2以下	5割	25	31	1,444,100	1,771,200
14 西尾市	○	300万円以下	1/2以下	5割	28	11	1,636,800	558,600
15 蒲都市	○	300万円以下	7/10以下	2～10割	1	0	92,400	0
16 犬山市	○	400万円以下	2/3以下	1.5～10割	8	13	581,700	997,600
17 常滑市	○	210万円以下	1/2以下	5割	21	29	591,200	1,049,800
18 江南市	○	400万円以下	2/3以下	2～10割	37	39	1,627,700	2,080,700
19 小牧市	○	400万円以下 （当年見込所得 200万円以下）	7/10以下	2～5割	433	497	15,966,600	22,193,400
20 稲沢市	○	300万円以下	1/2以下	3～5割	20	14	687,600	425,800
21 新城市	○	200万円以下	1/2以下	5～10割	35	69	2,364,900	6,361,100
22 東海市	○	200万円以下	1/2以下	5割	7	8	561,100	450,500
23 大府市	○	210万円以下	1/2以下	10割	3	1	246,000	76,000
24 知多市	○	210万円以下	1/2以下	10割	7	3	430,700	206,500
25 知立市	○	300万円以下 + α	1/2以下	5～7.5割	1	1	69,100	112,200
26 尾張旭市	○	500万円以下	1/2以下	2～8割	19	35	1,481,400	2,328,500
27 高浜市	○	300万円以下	1/2以下	5割	10	5	541,000	210,000
28 岩倉市	○	400万円以下	2/3以下	2～10割	37	30	2,104,500	2,163,800
29 豊明市	○	500万円以下	2/3以下	3～5割	50	39	4,295,600	3,608,500
30 日進市	○	510万円以下	1/2以下	3～5割	10	11	509,300	624,800
31 田原市	○	310万円以下	7/10以下	2～8割	0	0	0	0
32 愛西市	○	300万円以下	1/2以下	3～5割	7	6	199,500	418,000
33 清須市	○	210万円以下	1/2以下	5～10割	0	0	0	0
34 北名古屋市	○	200万円以下	1/2以下	5～10割	13	21	441,100	930,600
35 弥富市	○	362万円以下	1/2以下	2.5～10割	14	10	1,003,528	913,300
36 みよし市	○	500万円以下	1/2以下	2.5～10割	10	2	326,700	26,300
37 あま市	○	300万円	1/2以下	3～5割	26	32	722,600	1,069,500
38 長久手市	○	510万円以下	1/2以下	3～10割	17	11	1,258,700	615,200
39 東郷町	○	500万円未満	1/2以下	3～10割	6	3	295,900	147,000
40 豊山町	○	210万円以下	1/2以下	5～10割割	3	4	379,500	262,900
41 大口町	○	400万円以下	2/3以下	2～10割	10	14	389,000	681,300
42 扶桑町	○	400万円以下	2/3以下	2～10割	31	21	1,224,700	1,595,600
43 大治町	○	300万円以下	1/2以下	3～5割	8	7	226,000	235,500
44 蟹江町	○		1/2以下	5～10割	0	0	0	0
45 飛島村	○	360万円以下	1/2以下	5割	0	3	0	112,700
46 阿久比町	○	310万円以下	1/2以下	5割	0	0	0	0
47 東浦町	○	310万円以下	1/2以下	5～10割	1	1	83,400	85,000
48 南知多町	○	300万円以下	1/2以下	5～10割	4	7	321,000	819,300
49 美浜町	○	310万円以下	1/2以下	5～10割	1	0	87,900	0
50 武豊町	○	310万円以下	1/2以下	5～10割	8	7	223,200	530,100
51 幸田町	○	300万円以下	1/2以下	5割	4	3	142,000	140,000
52 設楽町	×							
53 東栄町	×							
54 豊根村	×							

国保の滞納者差押え状況

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

※春日井市、西尾市は全ての税目の件数
※安城市、愛西市、大治町、美浜町は市税全体

市町村名		滞納世帯数	財産調査件数		差押え件数		給与		不動産	
			2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
合計		59,958	723,314	901,800	22,104	20,881	2,630	2,897	545	505
1	名古屋市	11,052	451,141	460,015	7,263	6,713		737	13	13
2	豊橋市	3,389	-	-	1,454	1,145	394	295	187	148
3	岡崎市	4,948	46,148	41,033	1,217	1,246	69	29	6	4
4	一宮市	6,096	把握なし		1,759	1,619	270	220	115	138
5	瀬戸市	651	不明	不明	123	166				
6	半田市	214	-	-	242	372	338	81	35	25
7	春日井市	3,394	12,240	11,861	655	525	130	85	22	26
8	豊川市	1,734	不明	不明	275	219	40	28	15	6
9	津島市	622	309	189	28	28	0	0	8	8
10	碧南市	421	10,116	8,777	881	714	147	159	4	7
11	刈谷市	823	8,242	5,258	191	185	33	36	1	0
12	豊田市	2,403	34,090	35,810	1,249	951	201	155	5	3
13	安城市	1,334	123,238	168,158	281	306	51	84	2	3
14	西尾市	734	不明	不明	2,185	1,968	387	325	7	5
15	蒲郡市	717	3,500	3,000	228	169		1	0	1
16	犬山市	476	117	集計不可	117	416	117	69	26	5
17	常滑市	691	不明	不明	222	416	21	14	1	1
18	江南市	1,540	3,600	4,582	323	220	6	1	0	1
19	小牧市	1,413	1,327	2,187	154	518	4	21	27	36
20	稲沢市	1,191	3,196	3,479	208	242	24	53	8	6
21	新城市	591	235	200	3	4	0	1	0	0
22	東海市	1,845	不明	不明	849	257	預貯金に含む		10	13
23	大府市	48			265	251	60	55	11	0
24	知多市	1,383	142	250	142	250	7	25	0	0
25	知立市	751	不明	不明	119	86	9	19	2	3
26	尾張旭市	400	不明	不明	154	247	10	14	0	1
27	高浜市	224	10,393	10,235	94	104	9	10	2	0
28	岩倉市	663	168	169	37	30	10	7	0	0
29	豊明市	431			193	314	46	32	5	8
30	日進市	510	不明	不明	46	75	4	5	0	0
31	田原市	1,171	157	129	145	99	0	0	0	9
32	愛西市	174	5,426	20,962	46	23	2	2	4	5
33	清須市	723	400	389	122	74	6	17	0	0
34	北名古屋市	874	67	99	0	3			13	6
35	弥富市	662	-	-	61	53	6	5	2	0
36	みよし市	865	-	-	131	172	34	85	0	1
37	あま市	1,488	1,090	115,048	38	73	3	3	3	8
38	長久手市	374	不明	不明	69	68	19	32	0	0
39	東郷町	221	1,549	949	153	125	88	86	5	0
40	豊山町	247	211	226	29	14	4	4	3	3
41	大口町	143	11	2	8	2	0	0	0	0
42	扶桑町	341	-	-	6	14	6	0	0	0
43	大治町	255	3,940	5,287	-	-	-	-	-	-
44	蟹江町	396	-	-	181	242	53	71	2	4
45	飛島村	11	0	0	1	1	1	1	0	0
46	阿久比町	127	不明	不明	6	4	0	1	0	0
47	東浦町	462			60	32	5	3	0	1
48	南知多町	82	474	357	29	25	0	4	0	0
49	美浜町	130	564	1,503	4	10	0	0	0	0
50	武豊町	264	881	1,308	44	56	13	6	0	0
51	幸田町	86	342	333	14	22	3	5	1	7
52	設楽町	34	0	5	0	0	0	0	0	0
53	東栄町	138	0	0	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	1	0	0	0	13	0	11	0	0

差押え件数内訳								競売による現金化件数		市町村名	
預貯金		生命保険		うち学資保険		その他					
				2023年度	2024年度			2023年度	2024年度		
16,445	15,471	794	678	10	3	2,321	1,428	60	47	合計	
5,875	5,307	269	287	不明	不明	1,106	369	20	6	名古屋市	1
676	633	98	13	3	0	99	56	9	10	豊橋市	2
1,125	1,202	0	0	0	0	17	11	0	0	岡崎市	3
999	992	(その他に計上)		(その他に計上)		375	269	11	3	一宮市	4
106	129					17	37			瀬戸市	5
191	213	20	21	0	0	92	32	0	14	半田市	6
380	349	108	42	0	0	15	23	0	0	春日井市	7
159	130	39	37	0	0	22	18	1	0	豊川市	8
20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	津島市	9
647	480	15	11	0	0	68	57	0	0	碧南市	10
146	137	1	2	0	0	10	10	0	0	刈谷市	11
934	732	32	13	-	-	77	48	1	2	豊田市	12
172	175	18	12	0	2	38	32	0	0	安城市	13
1,683	1,515	33	51	1	0	75	72	15	10	西尾市	14
212	134	1	1	0	0	15	32	0	0	蒲郡市	15
44	290	4	20	0	0	43	32	0	0	犬山市	16
156	311	12	21	不明		32	69	0	0	常滑市	17
318	215	5	2	0	0	0	1	0	0	江南市	18
111	423	3	8	0	0	9	30	0	0	小牧市	19
146	130	14	32	0	0	16	21	0	0	稲沢市	20
0	3	1	0	0	0	2	0	0	0	新城市	21
836	241	預貯金に含む		不明	不明	3	3	1	0	東海市	22
176	172	2	3	0	0	16	21	0	0	大府市	23
100	207	0	8	0	0	35	10	0	0	知多市	24
101	52	1	5	0	0	6	7	0	0	知立市	25
133	220	4	2	1	0	7	10	0	0	尾張旭市	26
69	81	0	1	0	0	14	12	0	0	高浜市	27
22	20	1	0	0	0	4	3	0	0	岩倉市	28
122	242	3	5	1	0	17	27	0	0	豊明市	29
37	63	1	4	0	0	4	3	2	0	日進市	30
103	69	42	19	0	0	0	2	0	0	田原市	31
29	6	0	4	0	0	11	6	0	0	愛西市	32
107	50	9	7	0	0	0	0	0	0	清須市	33
49	83	5	7	0	0	0	0	0	0	北名古屋市	34
44	45	2	1	0	1	7	2	0	0	弥富市	35
91	84	2	1	0	0	4	1	0	1	みよし市	36
14	42	17	16	1	0	2	4	0	0	あま市	37
42	31	6	0	2	0	2	5	0	0	長久手市	38
41	29	11	2	1	0	8	8	0	0	東郷町	39
15	7	4	0	0	0	3	0	0	0	豊山町	40
7	1	0	0	0	0	1	1	0	0	大口町	41
5	13	0	0	0	0	1	1	0	0	扶桑町	42
-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	大治町	43
84	78	8	16	0	0	34	73	0	0	蟹江町	44
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	飛島村	45
6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	阿久比町	46
55	26	0	1	0	0	0	1	0	0	東浦町	47
24	19	1	1	0	0	4	1	0	1	南知多町	48
4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	美浜町	49
22	44	2	2	0	0	7	4	0	0	武豊町	50
7	10	0	0	0	0	3	0	0	0	幸田町	51
0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	設楽町	52
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	東栄町	53
0	0	0	0	0	0	0	2	0		豊根村	54

国保資格証明書・特別療養費・留め置き・未交付世帯数等の実態

(愛知県国民健康保険課のデータ・2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	世帯数 (A) (2026/6/1)	滞納世帯数			資格証明書		特別療養費			保険証が届いていない世帯	
		2025/6/1	2026/6/1		2025/6/1		2025/6/1	2026/6/1		2025/6/1	2025/6/1
		世帯数	世帯数 (B)	割合 (B/A)	世帯数 (C)	割合 (C/B)	対象世帯数	対象世帯数 (D)	割合 (D/B)	留め置き 世帯数	未交付・ 未更新世帯
全体合計	813,838	69,379	70,084	8.6%	33	0.0%	2	424	0.6%	1,458	277
発行市町村数	-	-	-	-	3	-	2	9	-	19	9
発行市町村割合	-	-	-	-	5.6%	-	-	16.7%	-	35.2%	16.7%
1 名古屋市	279,818	21,216	22,047	7.9%	0	0.0%	0	0	0.0%	統計なし	0
2 豊橋市	40,528	3,269	3,412	8.4%	24	0.7%	1	250	7.3%	0	0
3 岡崎市	39,350	4,757	5,199	13.2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
4 一宮市	40,905	6,225	4,442	10.9%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
5 瀬戸市	13,108	651	733	5.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
6 半田市	12,040	716	764	6.3%	0	0.0%	0	4	0.5%	285	11
7 春日井市	31,168	2,977	2,854	9.2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
8 豊川市	19,346	1,343	1,578	8.2%	4	0.3%	1	2	0.1%	0	0
9 津島市	6,685	650	605	9.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
10 碧南市	7,351	321	282	3.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	38	0
11 刈谷市	14,121	762	1,033	7.3%	0	0.0%	0	0	0.0%	76	0
12 豊田市	40,735	2,572	2,355	5.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	337	13
13 安城市	18,451	847	2,229	12.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	226	0
14 西尾市	18,973	747	770	4.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
15 蒲郡市	8,755	845	757	8.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
16 犬山市	7,645	942	1,435	18.8%	0	0.0%	0	10	0.7%	88	0
17 常滑市	6,071	679	848	14.0%	0	0.0%	0	15	1.8%	0	25
18 江南市	10,234	1,603	1,545	15.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	30	19
19 小牧市	15,289	1,135	1,096	7.2%	5	0.5%	0	11	1.0%	0	0
20 稲沢市	14,183	885	872	6.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
21 新城市	5,415	538	386	7.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
22 東海市	10,273	1,713	1,731	16.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	109
23 大府市	7,964	326	252	3.2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
24 知多市	8,591	1,297	1,157	13.5%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
25 知立市	6,956	693	609	8.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
26 尾張旭市	8,411	385	372	4.4%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
27 高浜市	4,563	401	384	8.4%	0	0.0%	0	0	0.0%	2	65
28 岩倉市	5,477	553	528	9.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	-	0
29 豊明市	6,733	382	366	5.4%	0	0.0%	0	0	0.0%	84	0
30 日進市	8,332	544	574	6.9%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
31 田原市	8,842	925	630	7.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
32 愛西市	6,755	491	555	8.2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
33 清須市	7,101	633	668	9.4%	0	0.0%	0	99	14.8%	0	0
34 北名古屋市	8,470	859	896	10.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
35 弥富市	4,494	647	241	5.4%	0	0.0%	0	29	12.0%	18	0
36 みよし市	4,937	784	290	5.9%	0	0.0%	0	0	0.0%	-	-
37 あま市	9,167	1,536	1,271	13.9%	0	0.0%	0	0	0.0%	65	0
38 長久手市	5,172	324	466	9.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
39 東郷町	3,963	206	303	7.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
40 豊山町	1,609	207	185	11.5%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
41 大口町	2,118	124	119	5.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	35	0
42 扶桑町	3,383	383	363	10.7%	0	0.0%	0	0	0.0%	10	0
43 大治町	3,675	419	497	13.5%	0	0.0%	0	0	0.0%	131	0
44 蟹江町	3,912	323	357	9.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	24
45 飛島村	496	16	22	4.4%	0	0.0%	0	0	0.0%	5	7
46 阿久比町	2,670	83	87	3.3%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
47 東浦町	4,957	508	502	10.1%	0	0.0%	0	4	0.8%	28	4
48 南知多町	2,614	240	232	8.9%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
49 美浜町	2,649	161	318	12.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
50 武豊町	4,277	222	292	6.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
51 幸田町	3,951	212	481	12.2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
52 設楽町	637	37	28	4.4%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
53 東栄町	406	65	64	15.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0
54 豊根村	112	0	2	1.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0

生活保護の相談・申請・開始件数、利用世帯数・利用人数

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①2023年度と2024年度を比較すると、県全体では相談・申請・開始件数とも増加している。
 ②「開始率（開始件数/申請件数）」は、県全体で89%となっているが、75%以下が4市町ある。
 ③県全体としては、利用世帯数、利用人数ともに増加しているが、世帯数、人数とも減少している自治体もある。

市町村名			2023年度				2024年度				2024年4月		2025年4月		増減	
			相談件数	申請件数	開始件数	開始率	相談件数	申請件数	開始件数	開始率	世帯数	利用人数	世帯数	利用人数	世帯数	利用人数
愛知県合計			31,188	12,536	11,381	91%	32,757	12,926	11,538	89%	63,649	77,351	64,266	77,627	617	276
1	名古屋市		20,860	7,371	6,776	92%	21,711	7,593	6,857	90%	38,630	46,347	38,680	46,173	50	-174
2	豊橋市		574	481	436	91%	773	461	393	85%	2,190	2,697	2,234	2,735	44	38
3	岡崎市		1,174	439	397	90%	1,249	510	471	92%	2,054	2,581	2,202	2,727	148	146
4	一宮市		628	493	461	94%	596	508	466	92%	3,021	3,677	3,055	3,668	34	-9
5	瀬戸市		156	123	105	85%	210	111	99	89%	573	716	574	716	1	0
6	半田市		90	115	109	95%	205	136	125	92%	558	686	556	678	-2	-8
7	春日井市		1,160	461	413	90%	1,181	495	409	83%	2,350	3,030	2,415	3,066	65	36
8	豊川市		307	157	144	92%	313	185	172	93%	949	1,191	977	1,220	28	29
9	津島市		201	92	77	84%	186	104	87	84%	408	538	408	534	0	-4
10	碧南市		92	46	42	91%	132	46	40	87%	223	264	225	273	2	9
11	刈谷市		568	118	94	80%	443	113	98	87%	525	621	533	627	8	6
12	豊田市		1,353	316	303	96%	1,357	308	282	92%	1,770	2,278	1,772	2,260	2	-18
13	安城市		216	154	136	88%	187	125	104	83%	659	799	658	789	-1	-10
14	西尾市		254	189	144	76%	326	223	181	81%	567	711	608	770	41	59
15	蒲郡市		203	62	60	97%	180	70	66	94%	459	511	449	501	-10	-10
16	犬山市		102	55	52	95%	163	37	29	78%	244	286	241	280	-3	-6
17	常滑市		152	58	42	72%	138	54	53	98%	202	248	217	269	15	21
18	江南市		141	84	77	92%	141	108	100	93%	469	554	487	577	18	23
19	小牧市		355	233	199	85%	534	275	230	84%	988	1,268	1,023	1,317	35	49
20	稲沢市		288	118	96	81%	254	98	78	80%	519	654	500	622	-19	-32
21	新城市		57	41	39	95%	60	25	20	80%	154	204	152	193	-2	-11
22	東海市		219	95	91	96%	259	106	95	90%	653	827	626	775	-27	-52
23	大府市		142	44	38	86%	48	16	12	75%	276	321	270	304	-6	-17
24	知多市		103	48	45	94%	215	59	54	92%	369	467	360	441	-9	-26
25	知立市		144	115	81	70%	154	103	67	65%	266	347	288	371	22	24
26	尾張旭市		148	35	32	91%	152	50	47	94%	168	202	181	220	13	18
27	高浜市		63	39	32	82%	25	34	30	88%	170	228	173	233	3	5
28	岩倉市		61	61	59	97%	59	59	54	92%	306	355	319	372	13	17
29	豊明市		135	85	69	81%	184	89	80	90%	258	345	272	358	14	13
30	日進市		61	41	34	83%	57	33	31	94%	115	140	121	141	6	1
31	田原市		56	25	22	88%	73	27	21	78%	96	112	100	119	4	7
32	愛西市		85	48	43	90%	72	48	42	88%	203	234	198	229	-5	-5
33	清須市		111	107	106	99%	110	105	99	94%	460	580	493	627	33	47
34	北名古屋市		102	83	80	96%	125	89	75	84%	431	530	451	560	20	30
35	弥富市		67	39	32	82%	63	40	32	80%	196	239	196	224	0	-15
36	みよし市		63	29	28	97%	61	31	25	81%	132	157	140	162	8	5
37	あま市		149	117	112	96%	137	109	101	93%	549	667	578	696	29	29
38	長久手市		56	31	28	90%	83	52	44	85%	118	128	125	141	7	13
39	尾張	東郷町	20	19	19	100%	22	22	21	95%	87	104	90	108	3	4
40		豊山町	40	11	9	82%	64	17	17	100%	71	85	84	106	13	21
41		大口町	13	11	11	100%	12	10	10	100%	67	74	64	70	-3	-4
42		扶桑町	120	12	12	100%	110	11	11	100%	85	97	89	101	4	4
43	海部	大治町	68	55	52	95%	62	54	49	91%	283	331	273	316	-10	-15
44		蟹江町	84	72	64	89%	73	47	42	89%	276	355	274	343	-2	-12
45		飛島村	0	0	0	-	1	0	0	-	2	2	0	0	-2	-2
46	知多	阿久比町	13	13	4	31%	18	10	8	80%	41	43	45	46	4	3
47		東浦町	24	23	20	87%	32	28	28	100%	117	129	124	140	7	11
48		南知多町	30	12	11	92%	23	15	14	93%	65	74	70	84	5	10
49		美浜町	29	19	12	63%	38	25	23	92%	76	80	86	91	10	11
50		武豊町	19	17	14	82%	20	18	16	89%	116	137	112	134	-4	-3
51	西三河	幸田町	17	17	14	82%	42	24	24	100%	64	75	77	97	13	22
52	新城設楽	設楽町	3	3	3	100%	10	3	2	67%	17	21	13	15	-4	-6
53		東栄町	10	3	2	67%	13	6	3	50%	4	4	7	7	3	3
54		豊根村	2	1	0	0%	1	1	1	100%	0	0	1	1	1	1

生活保護担当職員数および担当世帯数等

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

①各自治体が努力して正規職員を若干増員している。全体として国基準の1人80世帯（町村は65世帯）を守っている自治体は、24市2福祉事務所である。
②国基準を超えているのは、14市3福祉事務所である。
③正規女性職員の人数は2023年4月の27%から2024年4月の29%と微増に留まっている。

市町村名		生活保護職員(ケースワーカー)数と平均在任年数(正規)												増員数	ケースワーカー1人あたりの担当数(4月現在)				社会福祉主事の資格がない職員数(2025年4月)		専門職採用の有無	生活保護担当部署の会計年度任用職員数	
		2023年4月現在						2024年4月現在															
		正規		非正規		正規在任年数		正規		非正規		正規在任年数											
		2024年		2025年																			
		全体	内女性	全体	内女性	年	月	全体	内女性	全体	内女性	年	月		正規	世帯	人数	世帯					人数
愛知県合計・平均		707	190	4	2	—	—	708	205	2	1	—	—	1	—	—	—	—	70	7	11	416	
1	名古屋市※	382	105	0	0	5	3	386	118	0	0	5	3	4	101	122	100	120	26	—	×	283	
2	豊橋市	26	8	0	0	1	0	27	9	0	0	1	8	1	84	104	83	101	0	0	○	10	
3	岡崎市	22	7	0	0	1	4	20	5	0	0	1	7	-2	93	117	110	136	3	0	×	6	
4	一宮市	39	5	0	0	2	11	38	9	0	0	1	11	-1	77	94	80	94	0	0	×	9	
5	瀬戸市	7	3	0	0	1	9	7	2	0	0	2	4	0	82	102	82	102	1	0	×	2	
6	半田市	8	2	0	0	1	8	8	2	0	0	0	8	0	70	86	70	85	4	0	×	2	
7	春日井市	31	16	0	0	2	9	32	17	0	0	3	4	1	76	97	75	96	0	0	○	6	
8	豊川市	12	2	0	0	2	0	12	1	0	0	1	5	0	79	99	81	101	0	0	×	2	
9	津島市	5	2	0	0	5	9	5	1	0	0	4	7	0	81	107	81	106	0	0	×	2	
10	碧南市	4	0	0	0	2	6	3	0	0	0	2	4	-1	55	66	75	91	2	0	×	3	
11	刈谷市	8	0	0	0	2	0	8	0	0	0	2	6	0	65	77	66	78	1	0	×	7	
12	豊田市	20	8	0	0	2	7	19	7	0	0	2	8	-1	86	114	93	119	8	0	○	20	
13	安城市	8	1	0	0	3	0	8	0	0	0	3	0	0	82	100	82	98	0	—	○	2	
14	西尾市	7	0	0	0	2	4	7	0	0	0	1	4	0	81	102	87	110	1	0	×	5	
15	蒲郡市	6	1	0	0	1	2	6	1	0	0	2	2	0	77	85	75	84	0	0	×	2	
16	犬山市	3	0	0	0	1	7	4	0	0	0	2	0	1	81	95	60	70	1	0	×	3	
17	常滑市	3	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	10	0	65	83	72	90	0	0	×	2	
18	江南市	6	0	0	0	2	1	5	0	0	0	1	4	-1	79	93	98	116	0	0	×	2	
19	小牧市	12	2	1	0	1	4	13	3	1	0	1	10	1	82	106	85	110	2	0	×	7	
20	稲沢市	7	1	2	2	1	4	7	1	0	0	1	1	0	73	92	71	88	4	0	×	2	
21	新城市	3	1	0	0	0	8	2	1	0	0	1	0	-1	51	68	76	96	0	0	×	0	
22	東海市	8	1	0	0	3	6	8	1	0	0	3	6	0	81	103	78	97	3	0	×	4	
23	大府市	4	0	0	0	2	6	4	1	0	0	4	3	0	69	80	68	76	0	1	×	1	
24	知多市	6	4	0	0	2	2	6	3	0	0	1	4	0	62	78	60	74	1	0	×	1	
25	知立市	4	1	0	0	0	9	4	1	0	0	1	6	0	67	87	72	93	0	0	×	2	
26	尾張旭市	2	0	0	0	0	6	2	0	0	0	1	0	0	84	101	91	110	1	0	×	1	
27	高浜市	3	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	8	0	56	76	57	77	0	—	○	2	
28	岩倉市	4	1	0	0	1	9	4	1	0	0	2	1	0	77	89	80	93	0	0	×	0	
29	豊明市	3	0	0	0	1	8	3	1	0	0	0	4	0	86	114	93	125	0	0	×	6	
30	日進市	2	0	0	0	3	8	2	0	0	0	4	8	0	58	70	61	71	1	0	×	0	
31	田原市	2	0	0	0	2	6	2	0	0	0	3	6	0	48	56	50	59	1	0	×	0	
32	愛西市	3	0	0	0	2	0	3	0	0	0	3	0	0	68	78	66	76	2	0	×	1	
33	清須市	6	1	0	0	2	0	6	1	0	0	1	1	0	77	97	82	105	2	0	×	1	
34	北名古屋市	6	1	0	0	2	3	6	1	0	0	3	6	0	71	88	75	93	1	0	×	4	
35	弥富市	3	0	0	0	1	8	3	0	0	0	3	8	0	65	80	65	75	1	0	×	1	
36	みよし市	2	1	0	0	0	6	2	2	0	0	0	6	0	65	79	70	81	1	3	×	3	
37	あま市	8	3	0	0	3	0	8	1	0	0	1	10	0	69	83	73	87	2	1	○	3	
38	長久手市	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	6	0	59	64	63	71	1	2	×	2	
39	尾張	東郷町																					
40		豊山町	5	4	0	0	0	8	5	4	0	0	3	0	62	73	64	75	0	0	○	1	
41		大口町																					
42		扶桑町																					
43	海部	大治町																					
44		蟹江町	8	5	0	0	1	5	8	6	0	0	1	6	0	70	85	68	82	0	○	3	
45		飛島村																					
46		阿久比町																					
47	知多	東浦町	5	3	1	0	1	5	5	2	1	1	5	0	70	78	72	82	0	0	○	2	
48		南知多町																					
49		美浜町																					
50		武豊町																					
51	西三河	幸田町	1	0	0	0	2	0	1	1	0	0	2	0	0	63	76	80	98	0	0	○	1
52	新城 設楽	設楽町																					
53		東栄町	1	1	0	0	6	0	1	0	0	0		0	24	1	22	1	0	0	○	0	
54		豊根村																					

※名古屋시는、専門職ではないが、採用の試験区分において社会福祉枠を設け福祉を希望している方の採用を行っている他、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有した実務経験者の採用を行っている。

高齢者施設のみなさんをお願い 元生活保護利用者さんにお知らせください

「あなたも 10 万円もらえるかも」

2013 年からの 生活保護費引き下げ 「違法」判決

最高裁 2025 年 6 月 27 日

8 月から給付開始しましたが・・・

違法とされた引き下げ額の(半分ですが)給付が始まりました。現在も生活保護を受けている人には自動的に上乗せ支給されましたが、現在利用していない人、住所が変わった方など申出が必要な場合があります。

各自治体がホームページで案内していますが、高齢者でわからない方もいます。10 年以上前のことなので忘れている方も少なくありません。

利用者さん、相談員にお知らせください

申出が必要となる方は名古屋市内で3.5万人、県内で10万人以上になると思われます。

みなさんの知り合いで元生活保護利用者さんがいたら、「10 万円もらえるかもしれないよ」と知らせてください。手続きはお住いの自治体、福祉事務所に問い合わせすれば教えてくれます。

書類の書き方がわからない方に、ぜひご支援ください。

最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付について(名古屋市)

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/fukushi/1051323/1051326.html>

不服申し立てをよびかけ

今回の給付金は最高裁で違法とされた減額の約半分です。全国いのりのとりで共同アクションでは1万人不服申し立てを呼び掛けています。申し立て書類、委任状などは下記に問い合わせください。

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

名古屋市熱田区沢下町 9-7 愛知社保協内 TEL 052-889-6921 FAX052-883-6931

子ども医療費助成制度の実施状況

(2026年8月・愛知県保険医協会調査)

※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで（2008年4月実施）
 ※市町村名が白抜き：通院・入院とも18歳年度末までの無料化を実施していない自治体（高浜市）
 ※ゴシック：2025年10月以降の変更部分

市町村名		通院	入院
愛知県		義務教育就学前	中学校卒業
県基準を拡大		54 (100%)	54 (100%)
中卒まで無料		54 (100%)	—
18歳年度末まで無料		49 (91%) →53 (98%) (予定含む)	54 (100%)
24歳年度末まで無料		0	5 (9%) →4 (7%)
1	名古屋市	18歳年度末	18歳年度末
2	豊橋市	18歳年度末	18歳年度末
3	岡崎市	中学校卒業 →18歳年度末 (2027年4月実施予定)	18歳年度末 (中学校卒業後は償還払い) →18歳年度末 (2027年4月から現物給付予定)
4	一宮市	中学校卒業 →18歳年度末 (2025年10月実施)	18歳年度末 (中学校卒業後は償還払い) →18歳年度末 (2025年10月から現物給付)
5	瀬戸市	18歳年度末	18歳年度末
6	半田市	18歳年度末	18歳年度末
7	春日井市	18歳年度末	18歳年度末まで現物給付、24歳年度末 (18歳年度末以降は学生 (院生含む) に限る、償還払い、所得制限あり) →18歳年度末 (2026年4月実施)
8	豊川市	18歳年度末	18歳年度末
9	津島市	18歳年度末	18歳年度末
10	碧南市	18歳年度末	18歳年度末
11	刈谷市	18歳年度末	18歳年度末
12	豊田市	18歳年度末	18歳年度末まで現物給付、24歳年度末 (18歳年度末以降は学生に限る (院生は除く)、償還払い、所得制限あり)
13	安城市	18歳年度末	18歳年度末
14	西尾市	中学校卒業 →18歳年度末 (2026年4月実施)	18歳年度末 (中学校卒業後は償還払い) →18歳年度末 (2026年4月から現物給付)
15	蒲郡市	18歳年度末	18歳年度末
16	犬山市	18歳年度末	18歳年度末
17	常滑市	18歳年度末	18歳年度末
18	江南市	18歳年度末	18歳年度末
19	小牧市	18歳年度末	18歳年度末
20	稲沢市	18歳年度末	18歳年度末 →22歳年度末 (18歳年度末以降は償還払い・学生 (院生は除く) に限る、償還払い、所得制限あり) (2025年10月実施)
21	新城市	18歳年度末	18歳年度末
22	東海市	18歳年度末	18歳年度末まで現物給付、24歳年度末 (18歳年度末以降は学生 (院生含む) に限る、償還払い、所得制限あり)

市町村名		通院	入院
23	大府市	18歳年度末（中学校卒業後は1割の自己負担、市外の医療機関は償還払い） →18歳年度末（2026年10月実施予定）	18歳年度末（中学校卒業後、市外の医療機関は償還払い） →18歳年度末（2026年10月から現物給付予定）
24	知多市	18歳年度末	18歳年度末
25	知立市	中学校卒業 →18歳年度末（2025年10月実施）	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い） →18歳年度末（2025年10月から現物給付）
26	尾張旭市	18歳年度末	18歳年度末
27	高浜市	中学校卒業	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い）
28	岩倉市	18歳年度末	18歳年度末
29	豊明市	18歳年度末	18歳年度末
30	日進市	18歳年度末	18歳年度末
31	田原市	18歳年度末	18歳年度末
32	愛西市	18歳年度末	18歳年度末
33	清須市	18歳年度末	18歳年度末
34	北名古屋	18歳年度末	18歳年度末
35	弥富市	18歳年度末	18歳年度末
36	みよし市	18歳年度末	18歳年度末まで現物給付、24歳年度末（18歳年度末以降は学生（院生は含む）に限る、償還払い、所得制限なし）
37	あま市	中学校卒業 →18歳年度末（2026年4月から現物給付）	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い） →18歳年度末（2026年4月から現物給付）
38	長久手市	18歳年度末	18歳年度末
39	東郷町	18歳年度末	18歳年度末まで現物給付、24歳年度末（18歳年度末以降は学生（院生は除く）に限る、償還払い、所得制限あり）
40	豊山町	18歳年度末	18歳年度末
41	大口町	18歳年度末	18歳年度末
42	扶桑町	18歳年度末	18歳年度末
43	大治町	18歳年度末	18歳年度末
44	蟹江町	18歳年度末	18歳年度末
45	飛島村	18歳年度末	18歳年度末
46	阿久比町	18歳年度末	18歳年度末
47	東浦町	18歳年度末	18歳年度末
48	南知多町	18歳年度末	18歳年度末
49	美浜町	18歳年度末	18歳年度末
50	武豊町	18歳年度末	18歳年度末
51	幸田町	18歳年度末	18歳年度末
52	設楽町	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い）	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い）
53	東栄町	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い）	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い）
54	豊根村	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い）	18歳年度末（中学校卒業後は償還払い）

※18歳年度末までの対象市町村で、中学校卒業後の就業者の対象可否（予定含む）

対象となる…下記以外の県内市町村（婚姻や扶養から外れた場合は対象外としている市町村あり）

対象でない…東栄町、豊根村

※入院時食事療養費助成

*北名古屋：6歳到達年度末までの未就学児、1万円の自己負担あり、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯は全額助成（2021年4月）

精神障害者医療費助成制度の実施状況

(愛知県高齢福祉課資料より作成・2026年4月現在)

		通院		入院	
		精神疾患のみ (1・2級かつ自立支援)	全疾患 (未実施)	精神疾患のみ (1・2級)	全疾患 (未実施)
愛知県基準 合計		50	54	32	54
1	名古屋市	(未実施)	◆		◆
2	豊橋市	☆	◆		◆
3	岡崎市	(未実施)	(1～3級かつ自立支援)		(1～3級)
4	一宮市	☆	◆		◆
5	瀬戸市	☆	(1・2級かつ自立支援)	8割(精神病診断者)	◆
6	半田市	☆	◆		◆
7	春日井市	☆	(1・2級かつ自立支援)		◆
8	豊川市	☆	◆		◆
9	津島市	☆	◆		◆
10	碧南市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)	◆
11	刈谷市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
12	豊田市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
13	安城市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
14	西尾市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
15	蒲郡市	☆	◆		◆
16	犬山市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
17	常滑市	☆	◆		◆
18	江南市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
19	小牧市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
20	稲沢市	☆	◆		◆
21	新城市	☆	◆	1/2(3級)	◆
22	東海市	☆	◆	(3級)	◆
23	大府市	☆	◆, (3級非課税者)	(3級課税者)	◆, (3級非課税者)
24	知多市	☆	◆	(3級)	◆
25	知立市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
26	尾張旭市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)	◆
27	高浜市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)	(1・2級かつ自立支援)
28	岩倉市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
29	豊明市	☆	(1～3級)		◆, 1/2(3級)
30	日進市	☆	◆		◆
31	田原市	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
32	愛西市	☆	(1・2級かつ自立支援)		◆
33	清須市	(未実施)	(1～3級)		(1～3級)
34	北名古屋市	☆	◆		◆
35	弥富市	☆	(1・2級かつ自立支援)	(精神病診断者)	◆
36	みよし市	(3級、自立支援または 精神病診断者)	◆	(3級、自立支援または 精神病診断者)	◆
37	あま市	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
38	長久手市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
39	東郷町	☆	◆	1/2(精神病診断者, 3級)	◆
40	豊山町	☆	(1～3級)		(1～3級)
41	大口町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
42	扶桑町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
43	大治町	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
44	蟹江町	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
45	飛島村	(未実施)	(1～3級)		(1～3級)
46	阿久比町	☆	◆		◆
47	東浦町	☆	◆	(3級)	◆
48	南知多町	☆	◆		◆
49	美浜町	☆	◆		◆
50	武豊町	☆	◆		◆
51	幸田町	☆	◆	1/2(3級, 自立支援)	◆
52	設楽町	☆	◆	1/2(自立支援)	◆
53	東栄町	☆	◆	1/2(精神病診断者)	◆
54	豊根村	☆	◆	1/2(精神病診断者) 食費1/2(1・2級)	◆

☆：自立支援受給者、◆：手帳(1・2級所持者)

・「通院・精神疾患のみ」欄の網掛け：自立支援医療認定のみでは、精神疾患(通院)の医療費が無料にならない7市町村

・「通院・全疾患」欄の網掛け：手帳1・2級のみでは、全疾患の医療費が無料にならない8市町村

就学援助の対象基準・所得基準額・申請等

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①生活保護基準の1.4倍以下の要求に対して、1.5倍以下4市町村、1.4倍以下3市町村で、要望の1.4倍以下を満たしているのは7市町村（13%）である。その他は、1.3倍以下21市町村（39%）、1.2倍以下19市町村（35%）となっている。
- ②1.2倍を下回る設定をしているのは高浜市である。
- ③基準の回答がないのが6市町村ある。
- ④倍数改定は、岡崎市が1.19倍から1.22倍になった。

市町村名		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
		生活保護の基準	○倍率の改定（※印） ○生活保護基準に含むもの a生活扶助、b住宅扶助 c教育扶助、dその他	2人家族 ※母30歳代 子ども小学生 （年額）	4人家族 ※父母30歳代 子ども小学生と4歳児（年額）	市町村窓口	学校	両方可
合 計		-	-	-	-	13	5	36
1	名古屋市	1.20	a. b. c. d（医療）	3,219,000	4,179,000		○	
2	豊橋市	1.30	a. b. c	2,254,000	3,334,000	○		
3	岡崎市	1.22	※2024年1.19→2025年1.22 a. b. c	2,180,000	3,030,000		○	
4	一宮市	1.20	a. c	1,750,000	2,663,000			○
5	瀬戸市	1.25	a. b. c	1,735,875	2,730,435			○
6	半田市	1.30	a. b. c	約2,800,000	約3,600,000			○
7	春日井市	1.40	a. b. c	2,300,000	3,060,000			○
8	豊川市	1.27	a. c. d（障害者、ひとり親）	2,011,832	2,762,859			○
9	津島市	1.30	a. b. c	2,377,000	3,358,000	○		
10	碧南市	1.20	a. b. c	約2,500,000	約2,800,000			○
11	刈谷市			2,300,000	3,060,000			○
12	豊田市	1.30	a. b. c	2,096,000	3,185,000		○	○
13	安城市	1.20	a. b. c	2,300,000	2,808,000		○	
14	西尾市			1,920,000	3,090,000			○
15	蒲郡市	1.30	a. b. c. d（期末一時）					
16	犬山市	1.40	a. b. c	1,968,941	3,017,462	○	○	○
17	常滑市	1.30	a. b. c. d（母子・父子、障害）	2,076,217	2,337,140			○
18	江南市	1.20	a. b. c	約2,200,000	約3,000,000			○
19	小牧市	1.30	a. b. c. d（母子・障害者、ただし等級による）					○
20	稲沢市	1.20	a. b. c. d（冬季加算・期末一時）	2,320,000	3,000,000			○
21	新城市	1.30	a. b. c	1,855,000	2,843,000			○
22	東海市	1.30	a. b. c	2,174,858	2,988,476			○
23	大府市	1.50	※2023年1.45→2024年1.5 a. b. c	約2,800,000	約3,830,000	○		
24	知多市	1.30	a. b. c	1,920,000	2,790,000			○
25	知立市		児童扶養手当の1.1倍を目安	2,530,000	3,366,000			○

市町村名		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
		生活保護基準	○倍率の改定（※印） ○生活保護基準に含むもの a生活扶助、b住宅扶助 c教育扶助、dその他	2人家族 ※母30歳代 子ども小学生 （年額）	4人家族 ※父母30歳代 子ども小学生と4 歳児（年額）	市町村窓口	学校	両方可
26	尾張旭市	1.25	a. b. c. d（障害者、母子）	2,330,205	3,052,200			○
27	高浜市	1.2又は1.5	a. b. c ※1人親世帯は1.5	2,310,000	2,530,000			○
28	岩倉市	1.20	a. b. c	約2,000,000	約3,000,000			○
29	豊明市	1.50	a. b. c. d（期末一時）	3,166,866	3,774,366	○		
30	日進市	1.50	a. b. c	約2,300,000	約3,250,000			○
31	田原市	1.30	a. b. c	2,415,000	3,420,000		○	
32	愛西市	1.20	a. b. c	1,799,000	2,705,000	○		
33	清須市	1.30	a. b. c			○		
34	北名古屋市	1.20	a. b. c	約2,330,000	約2,900,000			○
35	弥富市	1.20	a. b. c	約1,980,000 ～2,600,000	約2,500,000 ～3,160,000			○
36	みよし市	1.30	a. b. c	2,230,000	3,020,000		○	
37	あま市			1,834,000	2,820,000	○		
38	長久手市	1.35	a. b. c	約2,460,000	約3,280,000			○
39	東郷町	1.30	abcd（障害者、母子、各種手当）	2,028,515	2,827,844	○		
40	豊山町	1.2～1.3	a1.2、b1.3、c1.2	2,129,316	2,702,772	○		
41	大口町	1.20	a. b. c	1,874,000	2,617,000			○
42	扶桑町	1.20	a. b. c. d	1,700,000	2,570,000			○
43	大治町	1.20	a. b. c					○
44	蟹江町	1.20	a. b. c. d（児童養育、母子、冬季、期末）	持家 1,970,000 賃貸 2,590,000	持家 2,460,000 賃貸 3,110,000			○
45	飛島村	1.40				○		
46	阿久比町	1.30	a. b. c	約2,100,000	約2,620,000			○
47	東浦町	1.30	a. b. c. d（障害者、母子）	持家 2,060,000 賃貸 2,730,000	持家 2,340,000 賃貸 3,070,000			○
48	南知多町	1.30	a. b. c. d（障害者、母子・父子）	2,061,917	2,344,680			○
49	美浜町	1.30	a. b. c	1,651,026	2,631,668			○
50	武豊町	1.30	a. b. c. d（母子・父子、児童養育）	約2,950,000	約3,600,000			○
51	幸田町	1.50	a. b. c	1,742,206	2,523,356			○
52	設楽町							○
53	東栄町					○		
54	豊根村	1.30				○		

就学援助の支給項目

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		学用品費	体育実技用具費	新入学準備金／ 新入学学用品	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費 (宿泊なし)	校外活動費 (宿泊あり)	給食費	医療費	日本スポーツ 振興センター 掛金	コンタクト代 メガネ・代	卒業記念品等 アルバム等	オンライン 学習通信費	その他・備考	
合 計		54	5	53	48	17	54	9	18	18	50	50	51	54	54	0	17	19		
1	名古屋市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○	○	生活指導文書費	
2	豊橋市	○		○	○	○	○						○	○	○				生活指導文書費	
3	岡崎市	○	○	○	○		○				○	○		○	○					
4	一宮市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
5	瀬戸市	○		○		○	○				○	○	○	○	○					
6	半田市	○		○			○	○			○	○	○	○	○					
7	春日井市	○		○		○	○				○	○	○	○	○		○	○		
8	豊川市	○		○	○		○					○	○	○	○			○		
9	津島市	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
10	碧南市	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
11	刈谷市	○		○	○		○					○	○	○	○					
12	豊田市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○				自然教室、海外派遣	
13	安城市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					
14	西尾市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
15	蒲郡市	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
16	犬山市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		
17	常滑市	○		○			○				○		○	○	○					
18	江南市	○		○	○		○		○		○	○	○	○	○					
19	小牧市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		
20	稲沢市	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○		○	○		
21	新城市	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
22	東海市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○		海外学習参加費	
23	大府市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○			○	海外派遣、クラブ育成	
24	知多市	○		○	○		○				○	○	○	○	○			○	モバイルルーター貸出	
25	知立市	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○				転入学用品費	
26	尾張旭市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○			○		
27	高浜市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○					
28	岩倉市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		
29	豊明市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
30	日進市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○			
31	田原市	○		○	○		○				○	○	○	○	○		○			
32	愛西市	○		○	○		○					○	○	○	○					
33	清須市	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
34	北名古屋市	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		
35	弥富市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○					
36	みよし市	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
37	あま市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○					
38	長久手市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		
39	東郷町	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○		○	○		
40	豊山町	○		○	○		○				○	○	○	○	○				卒業祝金	
41	大口町	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
42	扶桑町	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○			
43	大治町	○		○	○		○				○	○	○	○	○			○		
44	蟹江町	○		○			○				○	○	○	○	○					
45	飛島村	○		○	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○		
46	阿久比町	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
47	東浦町	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			
48	南知多町	○		○	○		○				○	○	○	○	○					
49	美浜町	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○					
50	武豊町	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○					
51	幸田町	○		○			○	○			○		○	○	○			○		
52	設楽町	○			○		○				○		○	○	○					
53	東栄町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○		
54	豊根村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		

学校給食費への自治体独自補助・減免措置

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①完全無償化は、大府市(2026年度予定)・大口町が新たに加わり、7市町村(13%)。
 ②半額補助は、豊橋市・津島市・設楽町・東栄町に加え、田原市が新たに実施、稲沢市は小学生半額。
 ③4学年無償化(小1・小2・小6・中3)と第3子以降全員無償化したのが犬山市。
 ④3学年無償化(中学生)しているのは、愛西市。
 ⑤第3子以降全員無償は犬山市(再掲)と小牧市。条件付きの第3子無償化が常滑市・岩倉市・扶桑町・美浜町。
 ⑥食材料費高騰分を単費で公費負担し今後も引き続き実施としている市町村が増加。豊明市は100円以上を補助。
 ⑦なんらかの補助をおこなっている自治体は前年から6市町村増加し37市町村(69%)に拡大。 ※■は未実施市町村

市町村名	完全 無償	半額 補助	複数 学年	その他	市町村単費による期限の定めのない独自補助・減免措置の実施内容
合計	7	6	2	22	
1 名古屋市					
2 豊橋市		○			半額軽減
3 岡崎市				○	4月分を無償化
4 一宮市					
5 瀬戸市					
6 半田市					
7 春日井市					
8 豊川市				○	1食あたり小学校70円、中学校80円(食材費の高騰分)を公費負担
9 津島市		○			半額補助
10 碧南市				○	1食あたり小学校46.5円、中学校66.3円(給食費以上の賄材料費分)を公費負担
11 刈谷市				○	食材費の高騰分を公費負担
12 豊田市	○				2024年4月から市立学校に通う小中学生の学校給食費を無償化
13 安城市	○				2023年9月から小中学校給食費を無償化
14 西尾市					
15 蒲郡市				○	1食あたり25円(給食費改定分)を市費補助
16 犬山市			○		第3子以降及び、小学校1年生・2年生・6年生・中学3年生を無償化
17 常滑市				○	中学生以下第3子以降を無償化
18 江南市					
19 小牧市				○	第3子以降を無償化、2人以上子どものいる家庭の第2子中学生を無償化
20 稲沢市		○			小学生半額補助
21 新城市					
22 東海市				○	1食あたり小学校60円、中学校70円を公費負担
23 大府市	○				2024年1月から全中学生を無償化、小学校は1食あたり90円を公費負担(2026年度から無償化予定)
24 知多市				○	1食あたり小学校20円、中学校25円(食材費の高騰分)を公費負担
25 知立市					
26 尾張旭市					
27 高浜市					
28 岩倉市				○	小学校就学後から18歳年度末までの第3子以降を無償化
29 豊明市				○	1食あたり小学校110円、中学校120円の補助
30 日進市				○	地産地消補助3円、2025年4月から定額制導入により給食基準日数を減らし保護者の負担軽減
31 田原市		○			2025年4月から半額補助
32 愛西市			○		2024年4月から中学生を無償化、小学生は引き続き1食あたり10円を補助
33 清須市					
34 北名古屋市					
35 弥富市					
36 みよし市	○				2024年1月から小中学校給食費を無償化
37 あま市				○	1食あたり10円を公費負担
38 長久手市				○	市負担1食あたり20円+地産地消推進市負担1円(保護者負担額と別途)
39 東郷町				○	2019年10月から1食あたり20円値上げした分を公費負担、2020年4月から給食費の定額制を導入し実食数計算の給食費と定額制の差額分を公費負担
40 豊山町					
41 大口町	○				2025年4月から小中学校給食費を無償化
42 扶桑町				○	中学生以下第3子以降を無償化、1食あたり小学校20円、中学校30円を公費負担
43 大治町				○	1月あたり200円を補助
44 蟹江町				○	1食あたり70円を公費負担
45 飛島村	○				2023年4月から飛島学園前期課程及び後期課程において給食費の無償化を実施
46 阿久比町				○	1食あたり20%相当を公費負担(食材費の高騰分)
47 東浦町					
48 南知多町				○	2025年度の給食費値上げ分を公費負担
49 美浜町				○	中学生以下第2子半額減免、第3子以降無償化
50 武豊町				○	1食あたり小学校50円、中学校60円(食材費の高騰分)を公費負担
51 幸田町					
52 設楽町		○			半額補助
53 東栄町		○			半額補助
54 豊根村	○				無償化

保育施設等給食費への自治体独自補助

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①主食費・副食費とも無償化は、新たに大口町が実現し、豊川市、豊田市、新城市、田原市、みよし市、東浦町、東栄町、豊根村と合わせ9市町村(17%)となったが、東浦町が2026年度からの廃止を表明。
 ②幼児副食費は豊山町、設楽町が無償化。愛西市3,500円補助、飛島村2,900円補助、津島市は2,400円補助。
 ③第3子以降全員無償化は犬山市、第2子以降全員副食費免除は東海市、第3子以降全員副食費免除は小牧市。
 ④なんらかの補助をおこなっている自治体は前年から1市町村増加し37市町村(69%)に拡大。 ※■は未実施市町村

市町村名	完全 無償	幼児 副食	その他	市町村単費による期限の定めのない独自補助・減免措置の実施内容
合計	9	2	26	
1 名古屋市				
2 豊橋市			○	3歳児以上かつ22歳未満第2子以降に副食費を補助(第2子補助上限4,900円に引上げ)
3 岡崎市				
4 一宮市			○	同時入所3人以上世帯の1、2人目の副食費を無料
5 瀬戸市				
6 半田市				
7 春日井市				
8 豊川市	○			市内在住の保育所・認定こども園・幼稚園に通う満3歳以上児を無料化(上限5,500円)
9 津島市			○	幼児副食費を半額補助(上限2,400円)
10 碧南市			○	18歳未満第3子以降の副食費無料、主食費も減免
11 刈谷市			○	18歳未満第3子以降の主食費・副食費を免除
12 豊田市	○			市の給食センター等から給食を提供している市内の保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園に通う幼児の給食費を無償化
13 安城市			○	副食費補助の基準を市民税所得割額77,101円未満まで拡大
14 西尾市			○	市内所在の公私立保育園・幼稚園、認定こども園に通園している3歳以上児の主食代無料、18歳未満第3子以降の副食代を免除
15 蒲郡市			○	主食費を無償化、幼児副食費500円を補助
16 犬山市			○	国基準の減免対象者の給食費(主食費・副食費)を全額減免、第3子以降を全員無償化
17 常滑市			○	中学生以下第3子以降を無償化
18 江南市				
19 小牧市			○	第3子以降全員の副食代を免除
20 稲沢市			○	主食費を無償化。18歳以下第3子以降の副食費を無料(対象者：所得制限なし)
21 新城市	○			公立は無償化(認可外施設等は幼児月額4,500円まで補助)
22 東海市			○	第2子以降全員の幼児副食費無償化
23 大府市				
24 知多市				
25 知立市			○	市民税所得割額77,101円未満世帯及び18歳以下第3子以降の副食費を免除
26 尾張旭市				
27 高浜市				
28 岩倉市			○	国基準の減免対象者の給食費(主食費・副食費)を全額減免
29 豊明市			○	市民税所得割額77,101円未満世帯の副食費を減免
30 日進市				
31 田原市	○			2024年4月から給食費の全額無償化
32 愛西市			○	3歳以上児の副食費に月額3,500円を補助
33 清須市			○	市民税所得割額97,000円未満世帯の第2子減免
34 北名古屋市			○	国基準の減免対象者の給食費(主食費・副食費)を全額減免
35 弥富市			○	国基準の4,900円に対し従前の4,500円に据え置き400円を公費負担
36 みよし市	○			2024年4月から無償化(上限5,400円／市外園に通う幼児も対象)
37 あま市			○	国基準の4,900円に対し公立保育園では従前の4,500円に据え置き400円を公費負担
38 長久手市				
39 東郷町				新制度未移行の幼稚園も対象
40 豊山町		○		2024年4月から幼児副食費無償化(当面28年度末まで)／新制度未移行の私立幼稚園に通う町民税所得割額77,101円未満世帯および小学3年生以下第3子以降の副食費無償(上限4,900円)
41 大口町	○			2025年4月から年少児以上(幼稚園、認定こども園教育認定は満3歳児から)を無償化(主食費650円、副食費4,900円を上限)
42 扶桑町				
43 大治町				
44 蟹江町				
45 飛島村			○	保護者負担2,000円(飛島村在住の村内認定こども園の幼児には同額となるよう補助)
46 阿久比町			○	物価高騰分1食あたり20円を公費負担
47 東浦町	○			2008年度から給食費無償／2026年4月より3歳以上児について月額5,000円を徴収
48 南知多町			○	同時入所第2子以降の副食費を無償
49 美浜町			○	同一入所第2子の副食費全額免除
50 武豊町				
51 幸田町			○	主食費400円を無償化
52 設楽町		○		副食費全額町負担
53 東栄町	○			給食費は徴収していない
54 豊根村	○			無償化を実施

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		入園継続	育休退園	2024年度中に育休退園となった子どもの人数				
				延べ人数	0歳児	1歳児	2歳児	その他
合計		18	36	771	41	440	290	0
1	名古屋市	○		—	—	—	—	—
2	豊橋市	○		—	—	—	—	—
3	岡崎市		○	—	—	—	—	—
4	一宮市	○		—	—	—	—	—
5	瀬戸市		○	—	—	—	—	—
6	半田市		○	36	0	15	21	0
7	春日井市		○	63	6	57	—	—
8	豊川市		○	32	1	31	—	—
9	津島市	○		—	—	—	—	—
10	碧南市	○		—	—	—	—	—
11	刈谷市		○	73	4	39	30	0
12	豊田市	○		—	—	—	—	—
13	安城市		○	107	7	45	55	—
14	西尾市		○	40	0	13	27	0
15	蒲郡市		○	7	0	7	—	0
16	犬山市		○	12	0	12	0	0
17	常滑市		○	23	0	8	15	0
18	江南市		○	16	1	15	—	0
19	小牧市		○	19	2	17	—	0
20	稲沢市	○		—	—	—	—	—
21	新城市		○	5	0	1	4	0
22	東海市		○	—	—	—	—	—
23	大府市	○		—	—	—	—	—
24	知多市		○	11	0	8	3	0
25	知立市		○	17	0	17	—	0
26	尾張旭市		○	11	11	—	—	—
27	高浜市		○	22	—	11	11	—

市町村名		入園継続	育休退園	2024年度中に育休退園となった子どもの人数				
				延べ人数	0歳児	1歳児	2歳児	その他
合計		18	36	771	41	440	290	0
28	岩倉市	○		－	－	－	－	－
29	豊明市		○	7	－	7	－	－
30	日進市		○	12	1	11	－	－
31	田原市		○	7	1	4	2	－
32	愛西市	○		－	－	－	－	－
33	清須市		○	11	0	11	－	0
34	北名古屋市		○	32	0	16	16	0
35	弥富市		○	24	2	8	14	－
36	みよし市	○		－	－	－	－	－
37	あま市		○	14	－	14	－	－
38	長久手市		○	18	3	6	9	0
39	東郷町	○		－	－	－	－	－
40	豊山町	○		－	－	－	－	－
41	大口町		○	22	0	14	8	－
42	扶桑町		○	14	0	6	8	0
43	大治町	○		－	－	－	－	－
44	蟹江町		○	10	0	7	3	0
45	飛島村	○		－	－	－	－	－
46	阿久比町		○	20	0	7	13	0
47	東浦町		○	27	2	9	16	－
48	南知多町	○		－	－	－	－	－
49	美浜町		○	5	0	2	3	0
50	武豊町		○	27	0	12	15	0
51	幸田町		○	27	0	10	17	0
52	設楽町	○		－	－	－	－	－
53	東栄町	○		－	－	－	－	－
54	豊根村		○	0	－	－	－	－

訪問系各サービスの支給状況・移動支援

(2025年愛知自治体キャラバンまとめ)

①居宅介護の支給者数は20,448人で2024年より932人増（+4.8％）。平均支給時間数は単純平均24時間と昨年と同水準での支給時間数の状況。
②重度訪問介護の支給者総数は1,895人で42人増（+2.3％）、15市町村で支給0人だった。行動援護は支給者総数1,572人で2024年度より183人増（+2.3％）だが、8市町村で支給0人だった。同行援護は総支給1,837人で、2024年より69人増（+3.9％）だが、5町村で支給0人という結果だった。
③重度訪問介護・行動援護・同行援護の受給者の割合が政令市・中核市に偏りがみられる。

市町村名	居宅介護			重度訪問介護			行動援護			同行援護		
	支給者数 (人)	昨年 同月比	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	昨年 同月比	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	昨年 同月比	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	昨年同 月比 (%)	平均支給 時間数 (時間)
合計	20,448	104.8%	23.7	1,895	102.3%	249.6	1,572	113.2%	30.6	1,837	103.9%	22.5
1 名古屋市	10,518	104.4%	39.7	1,639	101.5%	185.3	879	114.5%	96.2	949	98.1%	55.9
2 豊橋市	1,150	101.1%	33.1	22	129.4%	449.4	46	109.5%	22.4	94	100.0%	35.5
3 岡崎市	1,004	105.9%	35	13	108.3%	274	137	105.4%	16	94	102.2%	22.0
4 一宮市	1,070	99.6%	19.4	20	111.1%	256.7	93	110.7%	33.5	64	98.5%	24.1
5 瀬戸市	171	101.2%	18	3	75.0%	42	16	100.0%	22	26	96.3%	29.0
6 半田市	245	94.6%	20	8	100.0%	434	13	100.0%	39	11	84.6%	13.0
7 春日井市	745	105.2%	18.4	8	160.0%	132.9	38	100.0%	26.7	53	84.1%	22.0
8 豊川市	488	101.9%	25.6	10	100.0%	486.3	31	106.9%	22.1	48	114.3%	36.2
9 津島市	127	119.8%	22	2	100.0%	85	9	150.0%	36	12	150.0%	27.0
10 碧南市	116	99.1%	25.5	0	-	-	0	-	-	8	133.3%	14.3
11 刈谷市	215	99.1%	33	19	100.0%	340	6	150.0%	27	25	83.3%	19.0
12 豊田市	455	111.2%	47	14	93.3%	275.9	25	178.6%	13	64	104.9%	22.7
13 安城市	183	101.1%	15	7	87.5%	152	13	108.3%	25	100	400.0%	11.0
14 西尾市	97	111.5%	18.5	2	200.0%	614.5	2	100.0%	12.5	23	100.0%	16.6
15 蒲郡市	117	115.8%	18	6	85.7%	644	0	-	-	13	92.9%	24.0
16 犬山市	83	118.6%	19	4	100.0%	219	2	200.0%	67	15	115.4%	15.0
17 常滑市	51	98.1%	16.9	0	-	-	0	-	-	2	200.0%	15.0
18 江南市	131	129.7%	17.7	2	200.0%	253	2	200.0%	27.5	9	100.0%	19.9
19 小牧市	485	106.8%	31.5	12	85.7%	266.4	7	175.0%	101.9	15	125.0%	30.4
20 稲沢市	156	100.0%	16.9	2	100.0%	126.3	15	125.0%	11.7	24	109.1%	19.8
21 新城市	155	115.7%	17.5	0	-	-	37	154.2%	30	1	新規	-
22 東海市	188	103.3%	18.3	6	75.0%	263.8	5	125.0%	39.2	9	128.6%	13.6
23 大府市	116	101.8%	18	8	133.3%	123	23	115.0%	19	8	133.3%	14.0
24 知多市	140	98.6%	29.9	4	100.0%	508.1	38	105.6%	28.9	8	80.0%	17.9
25 知立市	56	78.9%	18.9	3	150.0%	33.9	9	128.6%	22	12	92.3%	15.2
26 尾張旭市	118	90.1%	23.6	3	150.0%	148.7	3	100.0%	16	12	92.3%	17.3
27 高浜市	122	103.4%	37	4	100.0%	185	2	200.0%	18	5	100.0%	18.0
28 岩倉市	92	141.5%	21	2	100.0%	185	3	300.0%	62	5	166.7%	31.0
29 豊明市	156	111.4%	31.0	12	133.3%	139.5	7	100.0%	38.6	16	100.0%	30.5
30 日進市	172	101.8%	28.3	7	77.8%	228.4	6	120.0%	39.3	14	100.0%	34.6
31 田原市	143	141.0%	16.7	0	-	-	0	-	-	5	71.4%	15.3
32 愛西市	133	100.0%	47	4	133.3%	513	12	92.3%	38	9	90.0%	24.0
33 清須市	188	110.6%	23.7	6	85.7%	195	12	92.3%	36.6	13	118.2%	21.2
34 北名古屋	153	101.3%	21	15	125.0%	85	16	106.7%	27	8	114.3%	27.0
35 弥富市	23	82.1%	32.9	2	200.0%	120	4	133.3%	62	7	116.7%	22.9
36 みよし市	71	107.6%	25.2	2	66.7%	100	0	-	-	6	100.0%	14.2
37 あま市	130	98.5%	29.8	3	150.0%	160.3	4	100.0%	28.9	6	100.0%	10.2
38 長久手市	94	90.4%	26.1	6	150.0%	233.3	10	111.1%	25.4	11	122.2%	25.5
39 東郷町	41	85.4%	15.3	1	100.0%	8	1	50.0%	6	4	100.0%	15.9
40 豊山町	15	100.0%	34.6	0	-	-	0	-	-	0	-	-
41 大口町	47	120.5%	25	0	-	-	3	60.0%	44	1	100.0%	31.0
42 扶桑町	55	107.8%	17.6	0	-	-	4	100.0%	52.3	8	114.3%	34.6
43 大治町	67	103.1%	30	6	100.0%	151	1	100.0%	36	4	133.3%	28.0
44 蟹江町	38	115.2%	17.7	0	-	-	3	100.0%	8.5	0	-	-
45 飛島村	5	125.0%	27.45	0	-	-	2	100.0%	22.1	1	100.0%	3.0
46 阿久比町	38	111.8%	15.35	3	100.0%	327	3	75.0%	23.7	2	200.0%	10.0
47 東浦町	53	103.9%	6.9	0	-	-	5	125.0%	5	9	90.0%	3.7
48 南知多町	25	108.7%	20.4	0	-	-	2	100.0%	27	0	-	-
49 美浜町	36	102.9%	20.4	3	150.0%	587.3	1	新規	2	0	-	-
50 武豊町	117	106.4%	25	2	200.0%	204	21	105.0%	19	1	100.0%	20.0
51 幸田町	39	114.7%	13.45	0	-	-	1	新規	1.5	2	66.7%	25.8
52 設楽町	9	225.0%	29	0	-	-	0	-	-	0	-	-
53 東栄町	4	200.0%	20	0	-	-	0	-	-	1	100.0%	60.0
54 豊根村	2	50.0%	7	0	-	-	0	-	-	0	-	-

任意予防接種事業実施状況

(2026年4月現在・愛知県保険医協会調査)

【子どものインフルエンザ】27市町村（50%）が実施。美浜町が新たに助成を開始。
無料実施は名古屋市、知多市、東郷町、南知多町、設楽町。新たに東栄町と豊根村が無料実施開始。
【おたふくかぜ】34市町村（63%）が実施。新たに助成を開始自治体はなし。無料実施は小牧市、飛島村、東栄町、豊根村。2回の助成を実施しているのは、豊橋市、岡崎市、津島市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、常滑市、大府市、知多市、豊明市、田原市、弥富市、みよし市、豊山町、飛島村、幸田町、東栄町、豊根村。
【HPVワクチン（男性向け）】4市（7%）が実施。新たに助成を開始した自治体はなし。助成回数は1人あたり3回。
【带状疱疹】40市町村（74%）が実施。3市が助成終了。
【高齢者肺炎球菌】18市町村（33%）が実施。4市町が助成終了。

記号はそれぞれ下記の通り。

◎：自己負担無料で実施、○：助成を実施、△：実施予定、－：任意での助成制度はなし、×：助成終了

2025年10月以降で新たに実施されたものはゴシックで表記した。

※1：自己負担額は医療機関で異なる。

※2：指定医療機関以外の場合、自己負担額は医療機関で異なる。

		インフルエンザ	おたふくかぜ	HPV（男性）	带状疱疹	高齢者用肺炎球菌	
						実施状況	自己負担額
合計（予定含む）		27	34	4	40	18	
無料実施		7	4	0	0	0	
1	名古屋市	◎	○	－	○	○	5,600
2	豊橋市	－	○2回	○	○	－	－
3	岡崎市	×	○2回	－	×	－	－
4	一宮市	－	○	－	○	－	－
5	瀬戸市	－	－	－	○	－	－
6	半田市	－	－	－	－	－	－
7	春日井市	－	○	－	○	○	※1
8	豊川市	－	○	○	○	－	－
9	津島市	－	○2回	－	○	○	2,800
10	碧南市	－	－	－	○	－	－
11	刈谷市	－	○2回	－	○	○	※1
12	豊田市	○	○2回	○	○	－	－
13	安城市	○	○2回	－	○	－	－
14	西尾市	○	○2回	－	○	－	－
15	蒲郡市	－	○	－	○	－	－
16	犬山市	－	○	－	○	○	5,800 ※2
17	常滑市	○	○2回	－	－	－	－
18	江南市	○	○	－	○	○	5,800
19	小牧市	－	◎	－	○	－	－
20	稲沢市	○	○	－	○	×	－
21	新城市	－	○	－	○	－	－
22	東海市	○	○	－	○	○	1,100
23	大府市	○	○2回	－	○	－	－
24	知多市	◎	○2回	－	×	×	－
25	知立市	－	－	－	○	－	－
26	尾張旭市	－	－	－	○	－	－
27	高浜市	－	－	－	－	－	－
28	岩倉市	○	○	－	○	○	5,000
29	豊明市	○	○2回	－	○	－	－
30	日進市	－	－	－	○	○	※1
31	田原市	－	○2回	－	○	－	－
32	愛西市	－	－	－	×	－	－
33	清須市	○	－	－	○	－	－
34	北名古屋市	－	－	－	－	－	－
35	弥富市	○	○2回	－	×	－	－
36	みよし市	○	○2回	○	○	－	－
37	あま市	○	－	－	×	－	－
38	長久手市	－	－	－	○	－	－
39	東郷町	◎	－	－	○	－	－
40	豊山町	○	○2回	－	○	－	－
41	大口町	－	○	－	○	○	5,800
42	扶桑町	－	○	－	○	○	5,800
43	大治町	－	－	－	－	－	－
44	蟹江町	○	－	－	×	－	－
45	飛島村	○	◎2回	－	○	○	※1
46	阿久比町	－	－	－	○	○	3,500
47	東浦町	○	－	－	○	○	3,500
48	南知多町	◎	－	－	－	○	3,500
49	美浜町	○	－	－	○	×	－
50	武豊町	－	－	－	×	×	－
51	幸田町	○	○2回	－	×	－	－
52	設楽町	◎	○2回	－	○	○	※1
53	東栄町	◎	◎2回	－	○	○	※1
54	豊根村	◎	◎2回	－	○	○	※1

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業実施状況

(2026年4月現在・愛知県保険医協会調査)

○任意接種への独自の助成を行っているのは、18市町村(33.3%)。4市町が助成を終了。
 ○定期接種対象者への個別通知を行っているのは、53市町村(98.1%)。
 ○定期接種の対象者は下記の通り。
 ・過去にニューモバックスNP(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン)を接種したことがない方で、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。
 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIVによる免疫機能障害があり、日常生活活動が極度に制限される方。
 ※任意接種・対象者の拡大欄で、①条件者とは『心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIVによる免疫機能障害があり、身体障害者1級保持者、またはそれに相当する方』

※ゴチック：2025年4月以降の変更部分

市町村名		定期接種		任意接種			
		個別通知	自己負担	実施	対象者	自己負担	2回目以降の助成
合 計		53		18			4
1	名古屋市	×	4,000	○	66歳以上の未接種者	5,600	×
2	豊橋市	○	2,000	×			
3	岡崎市	○	2,000	×			
4	一宮市	○	2,000	×			
5	瀬戸市	○	2,500	×			
6	半田市	○	2,400	×			
7	春日井市	○	2,400	○	65歳以上の未接種者および60～64歳で条件者の未接種者	医療機関による	×
8	豊川市	○	2,000	×			
9	津島市	○	2,000	○	66歳以上の未接種者	2,800	×
10	碧南市	○	2,500	×			
11	刈谷市	○	2,500	○	65歳以上の未接種者	医療機関による	×
12	豊田市	○	2,000	×			
13	安城市	○	2,500	×			
14	西尾市	○	2,500	×			
15	蒲郡市	○	2,000	×			
16	犬山市	○	2,000	○	75歳以上の未接種者および65歳以上75歳未満の条件者	5,800 (指定医療機関以外は医療機関による)	×
17	常滑市	○	2,500	×			
18	江南市	○	2,000	○	75歳以上の未接種者および65歳以上75歳未満の条件者	5,800	×
19	小牧市	○	2,000	×			
20	稲沢市	○	3,800	×	2026年3月31日助成終了		
21	新城市	○	2,000	×			
22	東海市	○	1,100	○	66歳以上の未接種者	1,100	×
23	大府市	○	2,000	×			
24	知多市	○	2,400	×	2026年3月31日助成終了		
25	知立市	○	2,500	×			
26	尾張旭市	○	2,500	×			
27	高浜市	○	2,500	×			
28	岩倉市	○	2,500	○	65歳以上の未接種者	5,000	×
29	豊明市	○	2,500	×			
30	日進市	○	2,500	○	5年以内未接種者で65歳以上	医療機関による	○
31	田原市	○	2,000	×			
32	愛西市	○	2,000	×			
33	清須市	○	2,500	×			
34	北名古屋	○	2,500	×			
35	弥富市	○	2,000	×			
36	みよし市	○	2,000	×			
37	あま市	○	2,000	×			
38	長久手市	○	2,500	×			
39	東郷町	○	2,500	×			
40	豊山町	○	2,500	×			
41	大口町	○	2,000	○	66歳以上の未接種者	5,800	○
42	扶桑町	○	2,000	○	75歳以上の未接種者	5,800	×
43	大治町	○	2,000	×			
44	蟹江町	○	2,000	×			
45	飛島村	○	2,000	○	70歳以上で5年刻みの年齢の未接種者	医療機関による	○
46	阿久比町	○	2,000	○	66歳以上の未接種者	3,500	×
47	東浦町	○	2,700	○	66歳以上の未接種者	3,500	×
48	南知多町	○	2,600	○	定期接種の年齢以外	3,500	×
49	美浜町	○	3,000	×	2026年3月31日助成終了		
50	武豊町	○	2,500	×	2026年3月31日助成終了		
51	幸田町	○	2,000	×			
52	設楽町	○	3,500	○	66歳以上の未接種者	医療機関による	×
53	東栄町	○	3,500	○	65歳以上の未接種者	医療機関による	○
54	豊根村	○	協力医療機関は無料、 それ以外8,000円助成	○	66歳以上の未接種者	医療機関による	×

带状疱疹ワクチン予防接種事業実施状況

(2026年4月現在・愛知県保険医協会調査)

①新たに3自治体が助成、3自治体が助成終了。1自治体が助成終了予定。2自治体が任意接種の対象年齢を変更予定。
 ②対象は西尾市が65歳以上。知立市は66歳以上。それ以外の実施しているすべての市町村は50歳以上の住民が対象。
 【参考】市町村の助成がない場合、ビケン（生ワクチン）は1回接種で7,000～10,000円程度、シングリックス（不活化ワクチン）は2回接種で1回あたり20,000～25,000円程度の費用が必要。

※記号はそれぞれ次の通り。○：助成を実施、－：助成制度なし、×：助成終了
 ※ゴチック：2025年10月以降の変更部分

市町村名		定期(自己負担額)		任意	
		生ワクチン	不活化ワクチン	助成有無	助成額
合計				40	
1	名古屋市	4,200	10,800	○	ビケン1回4,200円、シングリックス2回×10,800円
2	豊橋市	3,500	9,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
3	岡崎市	3,500	9,000	×	2025年3月末助成終了
4	一宮市	3,000	7,000	○	1人あたり上限5,000円(1回限り)
5	瀬戸市	2,700	7,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
6	半田市	2,500	6,400	－	
7	春日井市	3,000	10,000	○	ビケン1回3,000円、シングリックス2回×10,000円
8	豊川市	3,000	8,000	○	ビケン1回3,000円、シングリックス2回×10,000円
9	津島市	3,000	7,000	○	1人あたり上限5,000円(1回限り)
10	碧南市	2,500	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
11	刈谷市	2,500	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
12	豊田市	3,000	6,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
13	安城市	2,500	6,500	○	ビケン1回3,000円、シングリックス2回×7,000円
14	西尾市	3,000	8,000	○	ビケン1回3,000円、シングリックス2回×7,000円
15	蒲郡市	3,000	7,000	○	ビケン1回2,000円、シングリックス2回×10,000円
16	犬山市	2,500	6,500	○	ビケン1回5,000円、シングリックス2回×10,000円
17	常滑市	2,600	6,500	－	
18	江南市	2,500	6,500	○	ビケン1回3,000円、シングリックス1回×10,000円(1回のみ)
19	小牧市	2,400	6,600	○	ビケン1回3,000円、シングリックス2回×10,000円
20	稲沢市	3,000	7,000	○	1人あたり上限5,000円(1回限り)
21	新城市	2,500	6,500	○	ビケン1回3,500円、シングリックス2回×10,000円
22	東海市	3,000	8,000	○	ビケン1回3,000円、シングリックス2回×10,000円
23	大府市	2,600	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
24	知多市	2,700	6,600	×	2025年3月末助成終了
25	知立市	2,500	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
26	尾張旭市	4,000	7,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
27	高浜市	2,500	6,500	－	
28	岩倉市	2,500	6,500	○	1人あたり上限5,000円(1回限り)
29	豊明市	2,500	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
30	日進市	2,600	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
31	田原市	3,000	7,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
32	愛西市	3,000	7,000	×	2026年3月末助成終了
33	清須市	2,500	6,500	○	ビケン1回5,000円、シングリックス2回×10,000円
34	北名古屋	2,500	6,500	－	
35	弥富市	3,000	7,000	×	2025年3月末助成終了
36	みよし市	3,000	6,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
37	あま市	3,000	7,000	×	2025年3月末助成終了
38	長久手市	2,500	7,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
39	東郷町	4,000	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
40	豊山町	2,500	6,500	○	ビケン4,000円、シングリックス 2回×10,000円
41	大口町	2,500	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
42	扶桑町	2,500	6,500	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円
43	大治町	3,000	7,000	－	
44	蟹江町	3,000	7,000	×	2026年3月末助成終了
45	飛島村	3,000	7,000	○	ビケン1回3,500円、シングリックス2回×11,000円
46	阿久比町	2,500	6,500	○	ビケン1回2,000円、シングリックス2回×5,000円
47	東浦町	3,000	7,000	○	ビケン1回2,000円、シングリックス2回×4,000円
48	南知多町	6,300	7,700	－	
49	美浜町	2,700	6,600	○	1人あたり上限3,000円(1回限り)
50	武豊町	2,600	6,600	×	2026年3月末助成終了
51	幸田町	3,500	9,000	×	2025年3月末助成終了
52	設楽町	4,000	11,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×11,000円
53	東栄町	3,810	13,000	○	ビケン1回3,000円、シングリックス2回×10,000円
54	豊根村	4,000	12,000	○	ビケン1回4,000円、シングリックス2回×10,000円

5歳児健診実施状況

(2026年4月現在・愛知県保険医協会調査)

実施(○)：20市町村(37%)。(2026年7月現在)
 実地予定(△)：20市町村(37%)の多くは2027年度に実施予定。
 未実施(×)：14市町村(26%)。
 実施方法は、ほぼ集団方式を採用し、個別方式は岡崎市と長久手市。

市町村 合計		実施状況 40 (74%)	実施方式	事業開始(予定)時期
1	名古屋市	×		—
2	豊橋市	×		—
3	岡崎市	△	個別	2027年
4	一宮市	×		—
5	瀬戸市	×		—
6	半田市	○	集団	2025年4月
7	春日井市	×		—
8	豊川市	×		—
9	津島市	△	集団	2027年4月
10	碧南市	×		—
11	刈谷市	△	集団(二段階方式)	2027年7月
12	豊田市	△	集団	2026年11月
13	安城市	△	集団	2027年
14	西尾市	△	集団	2027年8月
15	蒲郡市	△	集団	2027年4月
16	犬山市	△	集団	2027年5月
17	常滑市	○	集団	2026年5月13日
18	江南市	△	集団	2027年4月
19	小牧市	○	集団	2025年5月
20	稲沢市	△	集団	2028年4月
21	新城市	○	集団	2026年6月18日
22	東海市	○	集団	2026年7月15日
23	大府市	○	集団	2026年6月18日
24	知多市	○	集団	2026年5月7日
25	知立市	△	集団	2027年4月1日
26	尾張旭市	○	集団	2026年7月
27	高浜市	○	集団	2011年6月
28	岩倉市	△	集団	2027年度
29	豊明市	△	集団	2027年4月
30	日進市	△	集団	—
31	田原市	×		—
32	愛西市	×		—
33	清須市	×		—
34	北名古屋市	△	集団	2028年4月1日
35	弥富市	×		—
36	みよし市	△	集団	2027年1月
37	あま市	○	集団	2026年4月
38	長久手市	○	個別	2014年10月
39	東郷町	△	集団	2027年頃
40	豊山町	×		—
41	大口町	△	集団	2028年度
42	扶桑町	△	集団	2028年4月
43	大治町	×		—
44	蟹江町	○	集団	2009年4月
45	飛島村	×		—
46	阿久比町	○	集団	2026年4月30日
47	東浦町	○	その他(園医方式)	2026年4月1日
48	南知多町	○	集団	2026年7月
49	美浜町	○	集団	2026年5月15日
50	武豊町	○	集団	2025年4月1日
51	幸田町	△	集団	2027年度
52	設楽町	○	集団	2025年度
53	東栄町	○	集団	2025年8月1日
54	豊根村	○	集団	2026年4月1日

国への意見書①

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書(案)

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の基盤として、国民の生命・健康を守るために重要な役割を果たしている。一方で、加入者の年齢構成が高く医療費が高水準となることや、被保険者の所得水準が低いという構造的な問題があり保険料の負担が重たくなっている。

2023年度の保険料の負担率で見ると国民健康保険9.3%に対し、協会けんぽ7.2%・共済組合6.1%となっている。国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし、国民健康保険料の構造的な問題を解決するには至っておらず、物価高騰に苦しむ国民生活を支援するためにも国による財政支援を拡大することが必要不可欠である。

また、国民健康保険では、18歳未満の子どもを含めた無収入の人にも保険料が課されている。特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にはかならず、全国知事会からも要望が提出され、2027年度からは18歳年度末までの子どもの均等割の軽減が実施される予定だが、さらなる負担軽減は喫緊の課題である。

以上のことから、下記事項の実施を強く求める。

1. 国民健康保険料を引き下げするため、国庫負担を増額するなど財政支援を拡充すること
2. 18歳年度末までの子どもの均等割保険料については、全額免除すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策） 宛

国への意見書②

物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書（案）

老齢年金をはじめ障害年金、遺族年金の2026年度改定は、物価上昇率を大きく下回るものとなっている。

急激な物価上昇が進行する中で、月額10万円に満たない低年金受給者は2千万人を超え、ことに女性の低年金の実情は深刻さを増している。

憲法25条に基づくナショナル・ミニマム保障として、物価高に即した年金増額と公的年金制度の改善を求める。

記

1. 2027年度の年金額改定は物価上昇率に基づき増額すること。
2. 国庫負担による最低保障年金制度を早急実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万5千円をすべての高齢者に支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険が始まってから26年。「介護の社会化」とは正反対の状況が続いている。物価高騰と深刻な人手不足とが相まって介護事業所は深刻な経営難に直面し、介護事業所の倒産・廃業は過去最多を更新している。とりわけ、訪問介護の基本報酬引き下げにより地域の身近な訪問介護事業所が倒産や廃業に追い込まれる事態が生まれており、不安と怒りの声が噴出し続けている。さらに、こうした状況を逆手にとるかのように、「特定地域」を対象に介護サービスの基準緩和、保険給付はしずしが実施され、全国一律の制度が壊されようとしている。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するためには2027年の介護報酬改定で介護報酬を大幅に引き上げるとともに、それを待たずに緊急の改善策を実施することが求められている。

ところが、政府は利用者負担の2割負担拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増を具体化しようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求める。

1. 新たな給付削減・負担増はこなわず、拡大・軽減すること。
 - ①利用料の2割負担、3割負担を1割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
 - ②ケアプラン有料化などの利用者負担増はしないこと。
 - ③総合事業に移行した要支援1・2の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。
 - ④全国一律の介護保険サービスを受けられる権利を損なう「特定地域サービス」「特定地域居宅サービス等事業」を実施しないこと。
 - ⑤ 2021年8月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。補足給付の対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
 - ⑥訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
 2. 特別養護老人ホームの入所対象を要介護1以上に戻すこと。
 3. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し緊急に引き上げるとともに、介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
 4. 保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げ、保険料を引き下げることを。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

介護福祉労働者の夜勤の労働環境の改善を求める意見書 (案)

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、質の高いケアが提供できない状況である。人が足りず目が届かないことからくる転倒・骨折などの事故は後を絶たず、余裕がなくやりたい介護ができないことが離職にもつながっている。

9期の介護保険事業計画に基づく介護職員数の必要数については、2040年度までに約57万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2020年代には13-15%で推移している。人手不足の状況は障害福祉でも同じ状況もあり、職員の定着をすすめる取り組みが必要である。

介護・福祉施設の夜勤体制は、小規模施設はほとんどが一人体制となっており、仮眠はよろか、休憩時間すら取れない労働基準法違反の状態が放置されている。一人夜勤のプレッシャーが離職にもつながっている。一人夜勤で他者の目がいないこと、職員の精神的余裕がないことが、虐待にもつながっている。

障害者施設で、一人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまう事例も起きている。一人夜勤では利用者も職員も守れないことは明らかであり、早急な改善が求められる。夜勤は複数体制を基本に人員配置基準を見直し、複数配置できるよう国として財政支援を行うことを求める。

よって、国においては、以下の改善を要望する。

1. 夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、それに見合った報酬単価とすること。
2. 夜勤労働の実態調査を行い、職員の働き方の実態を把握すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書（案）

高齢化の進行により、要介護（要支援）認定を受けている人は、2024 年 7 月時点で 717.7 万人とされている一方で、介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、質の高いケアが提供できない状況である。介護職員の必要数については、2040 年度までに約 57 万人の介護人材が不足するとしている。これは障害分野も同じ状況があり、人材定着をすすめることは喫緊の課題である。

質の高い介護サービスを確保するためには、あらたに介護分野へ入職する職員を増やし、介護職が働き続けられる賃金水準が必要である。介護労働安定センターが 7 月末に公表した 2025 年度「介護労働実態調査」の結果では、月給制で働く介護従事者の平均月収は前年度から 2.4％増加し、25 万 4,951 円となった。しかしながら、厚生労働省から示されている 2025 年度的全産業平均との格差は介護 8.2 万円、障害 7.7 万円となっている。2026 年介護・福祉職員の処遇改善がなされ平均 1 万円ほど上がったが、他産業の賃上げには追いついておらず、依然として格差が埋まらないままである。

将来的にも必要不可欠な仕事である介護職の確保を行うためには、全産業平均までの賃金の引き上げが求められる。

よって、国においては、以下の改善を要望する。

1. 介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（案）

70 歳以上の高齢者の約半数は加齢性の難聴と推定されている。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるとともに、うつ状態や認知症の要因になる危険性も指摘されている。

補聴器は高額なうえ保険適用がないため、所有率は欧米諸国と比べてきわめて低い状況にある。高齢になっても心身ともに健やかに過ごすことができるよう、補聴器購入に対する助成の実施・拡充を求める。

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設すること。
2. 補聴器購入を医療の対象とし、医療保険を適用すること。
3. 特定健康診査項目に聴力検査を組み入れるよう援助・指導すること。

以上、地方自治法第 99 条規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

18 歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書（案）

子ども医療費無料制度は、子育て世代の切実な願いである。子どもは病気やけがが多く、重症化リスクも高いため早期の診断と治療が大切である。発熱しても手元にお金がなくて病院にいけない状況は、病状が急変しやすい子どもにとって命に直結する問題である。そのため、子ども医療費無料制度は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は 54 市町村（100％）が実施している。さらに、入院・通院とも「18 歳年度末まで無料」は 52 市町村（96％）が実施し、入院の「18 歳年度末まで無料」は 54 市町村（100％）が実施している（2026 年 10 月 1 日時点）。

こども家庭庁の全国の実施状況調査でも、18 歳年度末以上を対象に助成を行っている自治体は、入院で 93％、通院で 92％と、全国的にも増加している（2025 年 4 月 1 日時点）。

このような現状を鑑みれば、18 歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方 3 団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1. 子育て支援の観点から、国の責任で 18 歳年度末までの医療費無料制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策） 宛

学校給食費の完全無償化の早期実現を求める意見書（案）

憲法 26 条は、「義務教育は無償とする」と明記されており、教科書は無償になっている。しかしながら、学校給食は「食育」として学校教育の一環として位置付けられているにもかかわらず、学校給食法第 11 条で学校給食費は保護者負担とすると、長年、保護者負担となってきた。

令和 8 年 4 月から公立小学校において「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」が実施された。

この制度は、保護者の負担軽減を目的に、公立小学校などを対象に児童一人当たり月額 5,200 円を支援するというものである。国の制度として実施されることから、全国一律に実施され、保護者の負担は大きく軽減されるが、義務教育でありながら中学校は対象でないこと、基準額を超える分は保護者負担が可能であることなどから、引き続き自治体間の格差が残り、保護者や学校関係者が強く望んでいる「完全無償化」ではない。また、基準額の範囲で給食を提供することで質の低下を懸念する声も聞かれる。

よって、国に対し、次の事項の実施を強く求める。

1. 国の責任で小中学校給食費の「完全無償化」を早期に実現すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策） 宛

国への意見書⑨

障害者児の「暮らしの場」の拡充・充実を求める意見書（案）

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援が必要な障害者児は年々増加している。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害者児が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。2026年6・7月に行われた共同通信の調査によれば、30道府県だけで2万人を超える待機者がいることが判明している。多くの障害者児と家族は、社会からの孤立と家族依存、老健介護等の現実のなかで、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。

一方で、共同通信の同調査では、17道府県においては待機者数が未把握であり、障害者児の置かれている状況についての把握がすすんでいない実態であることは明白である。国が自治体と連携し、実態把握をすすめる必要がある。

待機者数の把握もまともにもできていないまま、国は地域移行政策によって入所施設を削減しようとしている。それだけでなく、「株式会社恵」の問題などを理由に、グループホームの総量規制をすすめる方針が示されており、今まで以上に「暮らしの場」の困難さが深刻になることは明らかである。行き場のない障害者児は家族介護せざるを得なく、悲しい事件につながりかねない。こうした事態を打開するためにも、下記の事項を早期に実現し、どんな障害があっても地域で自立・自律した生活が安心して送れるよう必要な社会資源を拡充することを強く要する。

記

1. 絶対的に不足している障害者児の「暮らしの場」を拡充すること。
2. 全国の入所施設待機者の実態調査を国と自治体で連携して行い、待機者の深刻な実態を明らかにし、入所施設削減方針を見直すこと。
3. 「サービスの質の確保」を理由に総量規制するのではなく、指定・監査・指導体制の強化をはかるとともに、質の高い支援を支える福祉・介護職員の抜本的な処遇改善を行うこと。
4. 医療的ケアや強度行動障害等に対応できる専門的なハード（施設・設備）整備に対する支援を拡充すること。
5. 物価高騰に伴う建築費・修繕費の高騰を踏まえ、グループホーム等の新設・大規模修繕・改修に対する補助制度や財政的支援を強化すること。
6. 施設の安定運営で、障害者児が安心して施設利用できるよう、2027年4月の報酬を大幅に引き上げること。
7. 障害者福祉関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策） 宛

愛知県への意見書①

国民健康保険への愛知県の一般会計からの独自繰り入れで、市町村が愛知県に収める納付金の引き下げを求める意見書（案）

国の国民健康保険制度改革で2018年度から、愛知県は市町村とともに国保の保険者を担っている。国民健康保険制度は加入者の年齢構成が高く医療費が高水準となることや、被保険者の所得水準が低いという構造的な問題があり所得に占める保険料の負担率が重たくなっている。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止した。この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されたものである。

また、市町村が愛知県に納める国保の1人当たりの平均納付金額は、2022年から2026年の5年間で約4.1万円（30.3%）も引き上げられ、市町村が決める国保料（税）は大幅な引き上げを余儀なくされている。

財政運営の責任主体である愛知県において、次の事項の改善を求める。

1. 国保料（税）を引き下げるために、国民健康保険への愛知県の一般会計からの独自繰り入れで、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書③

子どもの医療費助成制度の18歳までの引き上げを求める意見書（案）

子ども医療費無料制度は、子育て世代の切実な願いである。子どもは病気やけがが多く、重症化リスクも高いため早期の診断と治療が大切である。発熱しても手元にお金がなくて病院にいけない状況は、病状が急変しやすい子どもにとって命に直結する問題である。そのため、子ども医療費無料制度は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は全市町村が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は高浜市を除く53市町村（98%）が実施（予定含む）し、入院の「18歳年度末まで無料」は全市町村が実施している（2026年10月1日時点）。

一方で、愛知県制度の対象範囲は2008年度以降改定されず、県内の市町村の水準には大きな後れをとっている。この間、群馬県、鳥取県が県制度として通院・入院とも18歳までの医療費無料制度を実施している。

愛知県制度でも通院・入院ともに18歳までの対象年齢引き上げが求められている。よって、愛知県において、次の事項の改善を求める。

1. 子ども医療費助成制度の対象を18歳まで引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書②

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（案）

70歳以上の高齢者の約半数は加齢性の難聴と推定されている。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるとともに、うつ状態や認知症の要因になる危険性も指摘されている。

補聴器は高額なうえ保険適用がないため、所有率は欧米諸国と比べてきわめて低い状況にある。高齢になっても心身ともに健やかに過ごすことができるよう、補聴器購入に対する助成制度の創設等を求める。

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設すること。
 2. 国に対して公的助成制度の創設を強く働きかけること。
- 特定健康診査項目に聴力検査を組み入れるよう援助・指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書④

愛知県に学校給食完全無償化のための補助を求める意見書（案）

憲法 26 条は、「義務教育は無償とする」と明記されており、教科書は無償になっている。しかしながら、学校給食は「食育」として学校教育の一環として位置付けられているにもかかわらず、学校給食法第 11 条で学校給食費は保護者負担とすると、長年、保護者負担となってきた。

令和 8 年 4 月から公立小学校において「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」が実施された。

この制度は、保護者の負担軽減を目的に、公立小学校などを対象に児童一人当たり月額 5,200 円を支援するというものである。国の制度として実施されることから、全国一律に実施され、保護者の負担は大きく軽減されるが、義務教育でありながら中学校は対象でないこと、基準額を超える分は保護者負担が可能であることなどから、引き続き自治体間の格差が残り、保護者や学校関係者が強く望んでいる「完全無償化」ではない。また、基準額の範囲で給食を提供することで質の低下を懸念する声も聞かれる。

よって、愛知県に対し、学校給食費の完全無償化を実現するために、県独自の補助を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

提出先 愛知県知事 宛

〇〇市町村議会

愛知県への意見書⑤

地域に必要な病床の確保を求める意見書（案）

政府は、11 万床の病床削減の実行のための第 2 次「病床数適正化支援事業」に 3,490 億円の予算をつけ、愛知県でも県内病院の病床削減の意向調査結果が明らかとなりました。その結果は愛知県全体で精神病床を含み 2,230 床の大幅削減です。

病床数が削減された二次医療圏においては、不可逆的に基準病床数も削減されてしまいます。いまでさえ、必要病床数に達していない二次医療圏においても同様に削減されます。

今後もしつまた新たな感染症が発生するかもわからない状況です。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発しました。感染症や災害など不測の事態に対応するためには、普段から余裕ある病床数の確保と人員の配置が必要です。

よって、愛知県において、下記の事項の実施を要望します。

1. 地域に必要な病床を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

提出先 愛知県知事 宛

〇〇市町村議会

地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉職員の
人材定着支援を拡充することを求める意見書

国は「医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善」等の課題に取り組むため、2014年度から消費税増収分等を活用した地域医療介護総合確保基金を創設し財政支援をはじめた。各道府県は、都道府県計画を作成し、計画に基づき事業を実施することとなっている。

2026年度の地域医療介護総合確保基金の予算は、医療分の国負担647億円、介護分に公費430億円となっており、介護分は前年度から94億円減額されている。これは、各道府県から提出された計画額の合計が十分に伸びず、基金が積み残され、活用しきれない実態を反映したものと考えられる。社会保障・福祉の充実を目的として確保された財源であるにもかかわらず、必要な現場に届かないまま基金が滞留し、その結果として翌年度以降の予算が抑制されていることは重大な問題だ。

だからこそ、各道府県が人材確保や処遇改善のために基金を積極的に活用する事業を創設し、市町村や各事業所から必要な補助制度について十分に意見聴取を行うことが求められる。特に、医療・介護・福祉の人材確保や定着のために活用することは、地域の社会保障・福祉を守るためにも重要な視点だ。また介護職員の人材確保に関わって、国は両立支援に関わる支援についても計画にできるようにしているが、愛知県には両立支援のための計画が含まれていない。愛知県では2023年から「県民の日ホリデー」を実施しているが、そのための人員補充のための施策など実施されていないことから、こういった基金を活用した人材確保支援をすることは重要である。

愛知県下の社会保障・社会福祉を維持するためにも、地域医療介護総合確保基金の活用を早急にし、利用者の生活、職員の生活、施設の運営を守るためにも、以下のことを愛知県に要望する。

記

- 1. 地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにすること。
- 2. 基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上にいうこと。特に職員処遇に関する手当を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

東京都にあって愛知県にない都道府県の補助
～すべて市町村まかせ・余りにも福祉に冷たい愛知県～

(2026年4月1日現在)

要 望 事 項	愛 知 県	東 京 都	東京都の補助内容
加齢性難聴者の補聴器 助成	×	○	補助基準(1人当たり) 住民税非課税者 144,900 円 住民税課税者 72,450 円 (費用の1/2を都が負担) ※神奈川県・山梨県・香川県も実施
国保に一般会計から独自補助	×	○	都の一般会計から年58.2億円補助 (2023年度実績)
18歳までの医療助成制度への補助	×	○	18歳まで医療費助成を実施(小学生以上は1回200円の自己負担あり) ※愛知県は、通院を就学前まで、入院を中学校卒業まで助成(自己負担はなし) ※群馬県・鳥取県が18歳まで無料を実施
学校給食無償化の補助	×	○	2024年度から都が1/2を負担 2025年1月から都の負担を7/8に拡充 全区市町村が無償化を実施 ※青森県・栃木県・和歌山県も無料化実施
高齢者・障害者へのエアコン購入助成	×	○	省エネ型エアコンを登録店で購入した際、都が8万円相当を助成
介護・障害福祉職員の処遇改善	×	○	処遇改善で介護・障害福祉職員の確保定着のため、居住支援特別手当(勤続5年目まで月2万円、6年目以降月1万円)を支給

2026年・自治体キャラバン要望事項の実施状況チェックシート

※実施状況は、2026年の市町村アンケートと、この冊子の該当ページで確認し、事前にご記入ください。

※要望項目の番号は、アンケートの番号です。

要望項目／自治体名				
1 介護	(1)②1人当たり「繰越金＋基金保有額」(年度末現在)	24年 25年	円 円	24年 25年
	(4)①③利用料減免の実施・実績	()ある()なし 25年実績	件	()ある()なし 25年実績
	(7)①②特養待機者数	要介護3以上 要介護1・2	人 人	要介護3以上 要介護1・2
	(11)①加齢性難聴者の補聴器助成・実績 (冊子 P82)	()ある()なし 25年実績	件	()ある()なし 25年実績
	(15)①障害者控除認定書発行枚数	24年 25年	枚 枚	24年 25年
	(15)②障害者控除認定書を送付しているか(2025年)	()送付している ()送付していない		()送付している ()送付していない
2 国保	(1)②保険料改定結果(2026年度)	()値上げ ()据え置き ()値下げ		()値上げ ()据え置き ()値下げ
	(1)⑥一般会計からの1人当たり法定外繰入額(予算)	25年 26年	円 円	25年 26年
	(1)⑧1人当たり「繰越金＋基金保有額」(年度末現在)	24年 25年	円 円	24年 25年
	(3)①資格証明書(2025年) 特別療養費支給対象(2026年) (冊子 P92)	25年 26年	世帯 世帯	25年 26年
3 生活保護	(1)①生活保護申請件数	24年 25年	件 件	24年 25年
	(1)①生活保護開始件数	24年 25年	件 件	24年 25年
	(1)②保護率(被保護実人員/人口)	25年4月 26年4月	% %	25年4月 26年4月
	(1)④3)1ケースワーカー当たりの世帯数	25年 26年	世帯 世帯	25年 26年
4 福祉医療	子ども医療費助成の対象範囲 (冊子 P96～97)	通院： 入院：		通院： 入院：
5 子育て	(3)①②学校給食への市町村独自の補助	()徴収していない ()ある()なし		()徴収していない ()ある()なし
	(4)②保育施設等の給食への市町村独自の補助	()徴収していない ()ある()なし		()徴収していない ()ある()なし
6 障害	(2)①入所施設の待機者数	25年7月 26年7月	人 人	25年7月 26年7月
7 予防接種	(1)おたふく・子どものインフルエンザへの助成	()おたふくかぜ ()インフルエンザ		()おたふくかぜ ()インフルエンザ
	(2)高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担金額	定期 任意	円 円	定期 任意
8 健診	(1)産婦健診の助成回数	回		回
	(2)5歳児健診の実施	()ある()なし		()ある()なし

2026年愛知自治体キャラバンコース表

ｺｰｽ	責任団体	日程	自治体名	訪問時間	2025年実績				団長	事務局長
					請願	陳述	要請団	当局		
第1	年金者組合	10/20 (火)	長久手市	10:30～11:30			21	13	年金者組合 内藤	社保協 津田
			日進市	13:30～14:30			22	16		
			東郷町	15:30～16:30	○		12	15		
	年金者組合	10/21 (水)	愛西市	10:30～11:30			20	13	年金者組合 真野	社保協 井上
			津島市	13:30～14:30			19	11		
			大治町	15:30～16:30			16	13		
	年金者組合	10/22 (木)	蟹江町	10:30～11:30			15	16	年金者組合 伊藤良	社保協 吉田
			弥富市	13:30～14:30			9	9		
			飛島村	15:30～16:30			9	8		
	一宮社保協	10/23 (金)	一宮市	10:00～11:30			30	25	一宮社保協・高橋 年金者組合・伊藤良	一宮社保協・社保協 中井・伊藤剛
			稲沢市	13:30～15:00	○		23	17		
			あま市	16:00～17:00	○		9	15		
第2	自治労連	10/20 (火)	大口町	10:00～11:00	○		10	12	自治労連 松井	社保協 樽松
			北名古屋	13:30～14:30			17	21		
			清須市	15:30～16:30			17	19		
	自治労連	10/21 (水)	江南市	10:30～11:30			18	16	愛障協 山口	社保協 西田
			扶桑町	13:30～14:30			19	15		
			犬山市	15:30～16:30		○	24	10		
	自治労連	10/22 (木)	豊山町	10:30～11:30			7	12	自治労連 武藤	社保協 井上
			小牧市	13:30～14:30			18	21		
	自治労連	10/23 (金)	瀬戸市	10:00～11:30	○	○	22	18	自治労連 森	社保協 澤田
			尾張旭市	13:30～14:30	○	○	19	17		
			春日井市	16:00～17:00			23	12		
第3	愛労連	10/20 (火)	東浦町	10:30～11:30			5	10	愛労連 若井	社保協 齋藤
			大府市	13:30～14:30			14	15		
			豊明市	15:30～16:30	○		15	13		
	愛労連	10/21 (水)	半田市	10:00～11:00		○	13	11	愛労連 谷藤	社保協 吉田
			東海市	13:30～15:00			14	24		
			知多市	16:00～17:00			6	13		
	愛労連	10/22 (木)	阿久比町	10:30～11:30			12	19	愛労連 西尾	社保協 小俣
			武豊町	13:30～14:30			6	11		
	愛労連	10/23 (金)	美浜町	10:30～11:30			7	8	愛労連 竹内	社保協 小俣
			南知多町	13:30～14:30			5	7		
			常滑市	16:00～17:00			11	20		
第4	新婦人	10/20 (火)	豊田市	10:00～11:30			18	17	新婦人 小池	社保協 林
			みよし市	13:30～14:30			14	10		
			知立市	16:00～17:00			15	14		
	社保協	10/21 (水)	刈谷市	10:30～11:30	○	○	18	32	社保協 武田	社保協 林
			高浜市	13:30～14:30			11	14		
			碧南市	15:30～16:30	○	○	13	9		
	社保協	10/22 (木)	安城市	10:30～11:30			15	15	社保協 樽松	社保協 島崎
			岡崎市	13:30～15:00	○		21	21		
	社保協	10/23 (金)	西尾市	10:30～12:00		○	15	25	社保協 津田	社保協 島崎
			幸田町	14:00～15:00			9	17		
第5	自治労連	10/20 (火)	新城市	10:00～11:00			5	19	東三河労連 伊藤英	社保協 伊藤剛
			豊川市	13:30～14:30			11	16		
			蒲郡市	16:00～17:00			6	18		
	自治労連	10/21 (水)	田原市	14:00～15:00			8	28	自治労連 長坂	社保協 池田
			設楽町	10:00～11:00			4	5		
	自治労連	10/22 (木)	豊根村	13:30～14:30			4	2	自治労連 長坂	社保協 澤田
			東栄町	15:30～16:30			5	8		
	社保協	10/26 (月)	岩倉市	11:00～12:00	○		21	20	社保協 小松	社保協 林
	社保協	10/28 (水)	豊橋市	10:00～11:30			18	15	社保協 小松	社保協 吉田
			東三河広域連合	13:30～15:00			12	3		
	社保協	11/5 (木)	名古屋市	14:00～16:00			40	26	社保協 早川	社保協 樽松
	社保協	11/16 (月)	愛知県	14:00～16:00			32	31	社保協 早川	社保協 樽松

※名古屋市、愛知県の懇談時間は120分。

※一宮市、稲沢市、瀬戸市、東海市、豊田市、西尾市、岡崎市、豊橋市、東三河広域連合の懇談時間は90分。

※集合場所は原則、会場のある施設の1階ロビー。集合時間は、いずれの自治体も懇談開始の30分前とする。

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し医療・福祉・介護など社会保障の拡充と国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、2026年キャラバンで47年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。

参加者の延人数は、要請団、当局・議会関係者それぞれ約800人にのぼります。

「要望事項を実施した市町村割合の推移」（下表）でわかるように、国の社会保障連続削減のもとでも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。憲法が保障する「権利としての社会保障」をひとつひとつ勝ち取っていく貴重な取り組みです。

愛知自治体キャラバンの要請経過

第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会（社保協）の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。

1984年以降は、市町村に医療・福祉等社会保障の充実を求める要請を行い、1997年以降は、すべての市町村を訪問し、要請・懇談を実施しています。

2001年からは、陳情書とアンケートへの回答に基づき「懇談会当日冊子」と「まとめ冊子」を発行し、全市町村に配布。市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。

2020年から豊田市も文書回答が届き、アンケート・文書回答とも100%の協力となりました。

各市町村の2010年以降のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会（社保協）のホームページに掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

（1%未満は四捨五入）

要 望 事 項	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2023年	2024年	2025年
介護保険の利用料独自減免	8%	35%	44%	39%	35%	35%	33%	33%
住宅改修の受領委任払い	—	10%	70%	80%	81%	100%	100%	100%
福祉用具の受領委任払い	—	7%	51%	65%	76%	98%	98%	100%
加齢性難聴者の補聴器助成	—	—	—	—	4%	13%	31%	56%
障害者控除認定書の発行枚数	—	7,155	29,955	50,017	68,131	78,014	80,235	—
介護認定者等を障害者控除の対象	—	—	69%	70%	81%	93%	98%	98%
介護認定者等に障害者控除認定書を送付	—	—	21%	37%	52%	59%	63%	—
◎小学校卒業までの医療費無料	0%	4%	82%	89%	100%	100%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料	0%	1%	51%	85%	98%	98%	100%	100%
18歳年度末までの医療費無料(通院)	0%	0%	2%	6%	13%	69%	87%	94%
18歳年度末までの医療費無料(入院)	0%	0%	2%	9%	48%	98%	100%	100%
☆学校給食に独自補助(無償化を含む)	—	—	5%	20%	30%	44%	57%	69%
☆学校給食を完全無償化	—	—	0%	0%	2%	6%	9%	13%
☆国保・高額療養費受領委任払い	10%	25%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	—	34%	75%	93%	96%	96%	96%	96%
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	—	—	16%	100%	100%	100%	100%	100%
おたふくかぜワクチン助成	—	—	4%	15%	33%	56%	59%	59%
☆ロタウイルスワクチン助成	—	—	—	19%	100%	100%	100%	100%
☆带状疱疹ワクチン助成	—	—	—	—	2%	63%	81%	100%
☆妊婦健診助成回数拡大	—	16%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	13%	94%	93%	96%	100%	100%	100%	100%
自治体数	88	68	57	54	54	54	54	54

（注）1. 実施割合は自治体キャラバンまとめ冊子作成時点の実施状況（実施確定した予定を含む）。

2. 上記要望項目のうち◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

3. 2000年～2025年の詳細データはP121参照。

要望事項を実施した市町村割合の推移 (愛知自治体キャラバン結果から)

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	要望開始年	2000年	2002年	2004年	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
介護保険の保険料独自減免	1998年	5%	18%	47%	48%	54%	55%	54%	54%	44%	50%	48%	54%	54%	54%	54%	54%	54%	52%
介護保険の利用料独自減免	1998年	8%	25%	36%	37%	41%	44%	39%	39%	39%	39%	39%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	33%
住宅改修の受領委任払い	2003年	—	—	6%	29%	52%	67%	76%	78%	80%	80%	82%	76%	76%	81%	85%	85%	100%	100%
福祉用具の受領委任払い	2003年	—	—	5%	22%	41%	51%	61%	65%	65%	67%	69%	69%	69%	76%	80%	81%	98%	98%
加齢性難聴者の補聴器助成	2020年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4%	6%	7%	13%	31%
障害者控除認定書の発行枚数	2002年	—	3,768	5,114	10,466	18,544	29,955	34,778	45,136	50,017	56,262	60,994	65,572	68,867	68,131	71,995	76,178	79,634	—
介護認定者等を障害者控除の対象	2006年	—	—	—	3%	15%	21%	28%	37%	37%	43%	46%	50%	52%	52%	56%	59%	61%	65%
介護認定者等に障害者控除認定書を送付	2006年	—	—	—	3%	15%	21%	28%	37%	37%	43%	46%	50%	52%	52%	56%	59%	61%	65%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	0%	1%	3%	6%	54%	82%	85%	89%	89%	94%	96%	98%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	0%	1%	1%	2%	30%	51%	76%	78%	85%	87%	91%	93%	98%	98%	98%	98%	98%	100%
18歳年度末までの医療費無料制度(通院)	2010年	0%	0%	0%	0%	0%	2%	6%	6%	6%	9%	11%	11%	13%	13%	30%	50%	69%	87%
18歳年度末までの医療費無料制度(入院)	2010年	0%	0%	0%	0%	0%	2%	6%	9%	9%	11%	13%	17%	30%	48%	70%	87%	98%	100%
☆学校給食に独自補助(無償化を含む)	2010年	—	—	—	—	—	5%	9%	20%	20%	22%	24%	26%	31%	30%	37%	41%	44%	57%
☆学校給食を完全無償化		—	—	—	—	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	2%	2%	6%	9%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	10%	18%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年	—	—	24%	54%	72%	75%	91%	93%	93%	94%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009年	—	—	—	—	3%	16%	74%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
おたふくかぜワクチン助成	2011年	—	—	—	—	—	4%	7%	11%	15%	15%	17%	26%	30%	33%	33%	41%	56%	59%
☆ロタウイルスワクチン助成	2012年	—	—	—	—	—	—	7%	11%	19%	26%	30%	35%	37%	100%	100%	100%	100%	100%
帯状疱疹ワクチン助成	2020年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2%	4%	13%	63%	81%
☆妊婦健診助成回数拡大	2003年	—	—	14%	21%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	2000年	13%	50%	79%	97%	97%	93%	96%	96%	96%	96%	96%	98%	98%	100%	100%	100%	100%	100%
自治体数	—	88	88	87	63	61	57	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54

- (注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンまとめ冊子作成時点の実施状況(実施確定した予定を含む)。
2. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から通院も現物給付が実現。
3. 「—」の年は、未集約。
4. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

発 行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 早川 純午
（事務局団体）愛知県社会保障推進協議会／愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部／新日本婦人の会愛知県本部
連絡先：愛知県社会保障推進協議会
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 3 階 301 号
電話 052-889-6921 fax 052-889-6931
<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>
syahokyo@airoren.gr.jp
発行日：2026 年 10 月 7 日